

## 平成 15 年 12 月南伊豆町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (12月16日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1
事務局職員出席者.....	2
開会の宣告.....	3
議事日程の説明.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	5
町長行政報告.....	5
一般質問.....	10
横 嶋 隆 二 君.....	10
谷 川 次 重 君.....	27
藤 田 喜代治 君.....	41
保 坂 好 明 君.....	55
清 水 清 一 君.....	65
散会の宣告.....	81
署名議員.....	83

### 第 2 号 (12月17日)

議事日程.....	85
本日の会議に付した事件.....	85
出席議員.....	86
欠席議員.....	86

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	86
事務局職員出席者.....	86
開議の宣告.....	87
会議録署名議員の指名.....	87
議第 7 1 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	87
議第 7 2 号～議第 7 8 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	88
議第 7 9 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	90
議第 8 0 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	93
議第 8 1 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	94
議第 8 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	98
議第 8 3 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	117
議第 8 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	121
議第 8 5 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	123
議第 8 6 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	125
議第 8 7 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	126
閉会中の継続調査申出書について.....	128
議員派遣の申し出について.....	129
日程の追加.....	129
発議第 8 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	130
閉議及び閉会宣告.....	132
署名議員.....	133

## 平成15年12月南伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成15年12月16日(火曜日)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(11名)

1番 保坂好明君

2番 清水清一君

3番 鈴木勝幸君

4番 谷川次重君

5番 鈴木史鶴哉君

6番 梅本和熙君

7番 藤田喜代治君

8番 漆田修君

9番 齋藤要君

10番 渡邊嘉郎君

12番 横嶋隆二君

### 欠席議員(1名)

11番 石井福光君

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 岩田篤君

助役 稲葉勝男君

教育長 釜田弘文君

総務課長 小島徳三君

企画調整課長 谷正君

住民課長 内山力男君

税務課長 外岡茂徳君

健康福祉課長 高野馨君

建設課長	山本正久君	農林水産課長	勝田悟君
商工観光課長	飯泉誠君	生活環境課長	鈴木勇君
下水道課長	佐藤博君	教育委員会 事務局長	楠千代吉君
水道課長	渡辺正君	会計課長	土屋敬君
行財政主幹	鈴木博志君		

事務局職員出席者

事務局長	渡辺修治	主事	勝田智史
------	------	----	------

開会 午前 9時30分

#### 開会の宣告

議長（齋藤 要君）おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成15年12月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

#### 議事日程の説明

議長（齋藤 要君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

#### 開議の宣告

議長（齋藤 要君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

7番議員 藤 田 喜代治 君

8番議員 漆 田 修 君

#### 会期の決定

議長（齋藤 要君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から12月17日までの2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「議長、異議あり」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二議員。

12番（横嶋隆二君） 日程に異議を以下の理由で申し上げます。

今回の12月議会は非常に大きな内容を持っています。というのも、補正予算にはふるさと創生基金2億1,000万円をほとんど取り崩して、旧厚生省の跡地を買うという案件があります。同時に工事の契約案件では、三浜小学校の工事請負契約の変更があります。

これらの問題は、今回の日程では委員会をしないでやることになっておりますが、議会で現地の確認をしているという日程もないし、やはりこのところは住民全体の責任から言うと、きちんと委員会を開いて、そして現況の確認をした上でないと、審議をするべきではないというふうに思います。よって、この辺を皆さんにお諮りいただいて、議会の住民に対する責任として、きちんとした審議をした上でやるべきだというふうに思います。

工事の契約案件はもとより、旧厚生省跡地の問題については、全員協で若干の説明がこの間ありましたけれども、議会で質疑をしたことは、あるいは継続案件も含めてなっことは一度もないことであって、この点しっかりと責任を果たしていかなければならないので、この日程に反対して、追加をして調整していただきたいと思います。

以上、動議としたいと思います。

議長（齋藤 要君） ただいま横嶋議員から、日程の異議申し立てがありました。ここで暫時休憩いたしまして、議運を開かせていただきます。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時42分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、再開いたします。

ただいまの横嶋議員の質問に対しまして、今日議会終了後、全員協議会で対処したいと思いますので、ご了解ください。

横嶋議員。

12番（横嶋隆二君） 一気に委員会審議ということにはならないで、また、かといってそ

れを切り捨てるということではないということで、まだ猶予があるというふうに思いますが、現時点での議会の運営が、やはり違う立場の議員が一堂に会して議会全体の運営を図るという体制ではないので、こういう動議の提出の仕方になったんです。

しかしながら、この間の議論でも、さまざまな立場から合併の論議がされていますが、財政が困難だというときに、こうした大きな問題が委員会を通さずに形骸化するということは、やはり断じて許されないという立場からの意見なので、全員協の中でも意見を言いますが、ぜひきちんと日程を取って委員会を開いて慎重に審議する。場合によっては、あくまでも予算というのは案ですから、変更も含めた対応をしていかなければならないということを私は思っていますし、いずれにしても慎重な審議ができる体制を望むものであります。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は12月16日より12月17日までの2日間と決定いたしました。

#### 諸般の報告

議長（齋藤 要君） 諸般の報告を申し上げます。

平成15年9月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加いたしましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 町長行政報告

議長（齋藤 要君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

平成15年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、次の6項目について行政報告を申し上

げます。

下田市・河津町・南伊豆町の合併について。

下田市・河津町・南伊豆町の合併につきましては、それぞれの市町の15年9月定例議会において法定合併協議会設置案が議決され、10月6日には、3首長が法定合併協議会設置について調印し、翌10月7日、静岡県知事に合併協議会設置の届け出を行いました。

10月17日には、下田市民文化会館において、第1回下田市・河津町・南伊豆町合併協議会を協議会の規約及び運営に関する事項、各種の報告事項、協議会の事業計画、予算、合併協定項目、新市名称候補選定小委員会の設置、委員の指名、新市建設計画等策定小委員会の設置、委員の指名や提案事項として、合併の方式、合併の期日などを議事とし、開催いたしました。

11月7日には、河津町において第2回の合併協議会を開催し、合併の方式、合併の期日の協議、提案事項として、町名・字名の取り扱い、慣行の取り扱い、11月中旬に予定されている第27次地方制度調査会の答申の中身についての勉強会や新市名称候補選定小委員会、新市建設計画等策定小委員会の開催、協議会委員から提案のあった、各市町から代表者3人を選出する代表者会議の設置の確認を行ったところであります。

11月27日には、南伊豆町中央公民館におきまして、第3回の合併協議会を開催し、第1回の新市名称候補選定小委員会委員長報告、同じく新市建設計画等策定小委員会委員長報告、町名・字名の取り扱いや慣行の取り扱いの協議、提案事項として地方税の取り扱い、条例、規則等の取り扱い、国民健康保険事業の取り扱い、11月13日に出された地方制度調査会の答申についてや代表者会議についてを議事とし、その協議会終了後、第2回の各小委員会を開催いたしました。

また、さきに報告しました3市町協議会委員の代表者会議につきましては、地方制度調査会の答申、3市町の予算や財政等を含め、幅広く議論を行い、第1回を11月24日、第2回を11月29日、第3回を12月11日に開催いたしました。

今後は、この代表者会議・各小委員会や法定協議会等の場において十分な検討・協議を行い、よりよい合併を目指す所存でありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

伊豆薬用植物栽培試験場跡地の取得について。

平成14年3月31日をもって閉場となった伊豆薬用植物栽培試験場跡地（土地7,709.73平方メートル、うち鉱泉地1筆）について、町の活性化を前提に有効活用を図るべく、ふるさとづくり推進委員会（会長竹本賢吉氏）に（仮）下賀茂地区周辺整備計画をゆだねてまいりま

したところ、平成15年2月19日の最終委員会において、「土地をまず確保し、施設整備は財政状況を勘案しながら随時進めることが望ましい」との答申をいただきました。

これを踏まえ、土地を確保すべく土地の鑑定を有限会社望月不動産鑑定事務所（沼津市八幡町29、代表取締役川村正昭）に依頼し、その結果を待って、平成15年10月20日、東海財務局静岡財務事務所沼津出張所を訪問し、今後の事務手続等につき協議いたしましたところ、国の土地の鑑定結果が12月に出るが、町の鑑定結果と大きな差異はないであろうとの回答を得ました。

そして、12月9日、東海財務局静岡財務事務所沼津出張所より鑑定結果が通知されました。町の鑑定結果は2億166万円に対し、国の鑑定結果は2億59万6,450円であります。

今後は、（仮）下賀茂地区周辺整備計画書に基づいた中で利用計画を作成し、有効活用を図る所存であります。

また、本会議に取得に関する予算措置を計上してございますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

石廊崎ジャングルパーク閉園対策について。

石廊崎ジャングルパークの閉園対策については、本年9月定例会の行政報告において皆様にご報告申し上げ、また2議員からの一般質問に答弁し、議会の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

その後も、議会全員協議会の場をお借りして、逐次ご報告申し上げてまいりましたが、現在までの対応状況についてご報告申し上げます。

石廊崎ジャングルパークは、本年9月末日をもって閉園しましたが、石廊崎は観光伊豆のかなめであり、また自然公園法及び文化財保護法に基づく特別地域として厳しい規制が設けられている自然環境は、何にもかえがたい価値があると位置づけ、岩崎産業株式会社が所有する117ヘクタールの土地の荒廃を何としても防がなければならないと考えております。

本年9月定例会一般質問において、「賃貸借、買収、またはこれらの組み合わせで折衝を進めたい」旨を答弁いたしました。が、財政状況が厳しい本町においては、基金の取り崩し等による買収は困難との判断から、10月7日、地元県議会議員、本町議会関係者及び地元関係者等同席のもと、県知事に要望書を提出し、県単独購入のお願いをしましたが、県の財政状況も厳しく、即答をいただくことはできませんでした。

その後、県財務担当部局職員等の現地調査を経て、11月5日、県の方針として、「平成16年度において過疎債の適用により対応」との方向性が示されました。1カ月で県の対応が示

されたことには、石廊崎の重要性を改めて認識したところであります。

一方、岩崎産業株式会社との駐車場、道路及び売店等の賃貸借価格については合意に達し、本定例会に補正予算として計上させていただきましたので、後ほど慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、県が示した過疎債の基礎となる売買価格について、岩崎産業株式会社が提示した価格は、当町が予想した価格と相当の隔たりがありますので、近日中に報告される当町が委託した不動産鑑定士からの鑑定結果を踏まえ、粘り強く交渉を進める所存であります。

今後、跡地利用計画の策定及び過疎計画の見直し並びに予算審議など、町議会を初め県等関係機関・団体・地元代表者等に参加願ひ、総合的判断をもとに進める所存でありますので、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

保健福祉センター建設について。

長年の懸案であります保健福祉センターの建設につきましては、過疎地域自立促進計画の実施計画により、平成16年度に整備することに計画されております。

本年度、庁舎内検討委員会で将来の庁舎建設を考慮した配置計画やその規模等につきまして検討してまいりました。

建設位置につきましては、現庁舎との機能的な連携が図れるよう、車庫及びテニスコート用地を利用し、建物は1,300平方メートル程度の規模とすることで、11月6日木曜日に、渡辺・野田建築設計共同企業体、株式会社池田建築設計事務所、株式会社石井建築設計事務所、株式会社小倉建築設計事務所、株式会社ユー設計集団いなば建築設計室の5社を指名し、設計コンペの現場説明会を実施いたしました。

11月28日金曜日に、各社の提案図書に基づく内容説明を受け、検討委員会で審査した結果、本施設の役割を踏まえた各室の配置及び周辺景観への配慮や駐車場スペースと庁舎、郷土館、本施設の相互関係に配慮した配置等、町の設計条件を満たしている株式会社池田建築設計事務所に設計業務を委託することに決定いたしました。

現在、提案図面により県担当課であります健康増進課、介護サービス室と補助金の関係で協議を行っており、今後、老人会等の保健福祉関係団体の意見、要望を取り入れながら、保健福祉活動の拠点となる施設建設を目指してまいりたいと存じます。

三浜小学校建設工事の進捗状況について。

町立三浜小学校の建設工事につきましては、南伊豆町6月定例町議会行政報告において、契約及び工事内容等を申し上げておりますので、本議会では、その後の進捗状況を報告させ

ていただきます。

現在のところ、本体、電気設備、機械設備、それぞれの工事とも工程どおり順調に進んでおり、去る10月27日には、三浜小学校の4年生、5年生、6年生が楽しみにしていた建設工事現場の見学会が実施され、児童からは、自分たちの入る校舎の状況について数々の質問が出るなど、一日も早い完成を楽しみにしている様子が見られました。

工事の進捗率は、12月10日現在で工程どおりの67%程度で、校舎は外部工事の足場も外れ、内装工事に着手しております。屋内運動場も天井の大断面集積材も組み上がり、当初の予定どおり、平成16年2月29日の竣工を目途とし、また、平成16年3月3日には、竣工式を行う予定で、工事関係者とも全力を傾注しております。

主要建設事業等の発注状況について。

平成15年度第3四半期（10月～12月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

公共下水道事業手石処理分区マンホールポンプ設置工事、2,236万5,000円、株式会社鶴見製作所中部支店。

下水道工事に伴う手石地区配水管布設替工事（第1工区）、449万4,000円、有限会社菊池設備工業。

下水道工事に伴う手石地区配水管布設替工事（第2工区）、367万5,000円、飯泉設備工業。

下水道工事に伴う手石地区配水管布設替工事（第3工区）、244万6,500円、有限会社藤原設備。

下水道工事に伴う手石地区配水管布設替工事（第5工区）、273万円、有限会社藤原設備。

石綿セメント管更新事業石井地区配水管布設替工事（第2工区）、346万5,000円、株式会社イナセツ南伊豆支店。

石綿セメント管更新事業上賀茂地区配水管布設替工事、304万6,050円、株式会社塩崎工業。

県道下田南伊豆線改良工事に伴う一条高区配水管布設替工事、336万円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店。

一般廃棄物最終処分場実施設計業務委託、787万5,000円、株式会社日本環境工学設計事務所。

妻良漁港漁業集落環境整備事業地質調査業務委託、304万5,000円、株式会社東日。

妻良漁港漁業集落環境整備事業測量業務委託、1,065万7,500円、有限会社小室設計事務所。

以上で、平成15年12月定例町議会の行政報告を終わります。

議長（齋藤 要君） これにて行政報告を終わります。

#### 一般質問

議長（齋藤 要君） これより一般質問を行います。

#### 横 嶋 隆 二 君

議長（齋藤 要君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） それでは通告に従って、私は住民と、日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず冒頭に、今日の情勢の問題です。11月の衆議院選挙が終わりましたが、国民生活や日本の政治経済の先行きには、暗雲が垂れ込めていると指摘せざるを得ません。

第1は、イラクへの自衛隊派兵決定であります。12月9日、自民・公明の小泉政権が自衛隊のイラクへの派兵を決定いたしました。イラクの問題は、国連憲章、国際法を踏みにじったアメリカ、イギリスによる侵略戦争であり、それに加担することは、憲法第9条を持つ日本として断じて許されないものであります。戦争地域に自衛隊を出すこの暴挙を断じて許さず、糾弾するものであります。自衛隊の派兵をすべきではありません。

もう一つは、今日、国民生活がどん底に陥っている中で年金の問題、総選挙直後、給付減、負担増の厚生労働省の年金改悪案が出されました。これによって国民への影響は、最大で2カ月半分の年金が消えていく。給付は5割ということをやっていますが、5割の給付を受けられる国民はごく少数であります。

一方で、236兆円の年金の積み立てがあります。日本共産党は、この積立金を計画的に取り崩して給付に充て負担をふやすべきではないと主張しておりますが、この年金の積み立て基金、実態はどうかというと、有効活用どころか、そのうち30兆円が株式投資に回されて、6兆円も損失が生み出されている。その運用で利益を受けたのはどこか。金融機関が176億

円の利益を上げている。こういう実態が国会で明らかになったのであります。

私は、こうした平和の問題、国民生活の問題でも、今、本当に国民の生活がどん底にあるときに、こうした自民・公明政権の施策は断じて許すことができません。国民の皆さんと力を合わせて、こうした政治を変えるために全力を挙げて奮闘することを、まずもって冒頭に誓うものであります。

それでは、最初の質問であります。

町長の政治姿勢ということで質問項目に挙げました。今、冒頭に言った政府の政治姿勢ももちろんですが、この時期における町長の政治姿勢は極めて重大な役割を持っております。

第1の住民に対する姿勢と責任の問題です。これは、先般9月の議会がありました。この中で市町村合併を質問した同僚議員の質問に対して、町長は、途中の引用ですけれども、平成13年から地区懇談会の中で、今県の流れはこうありますよということで、合併について説明しております。しかし、それを理解しようとしないう、逆に理解できないんです。ということは、今まで年金とか、お金をもらったことがないというのは失礼ですけれども、年金等によって夫婦で10万円もらう。そうやってゲートボールをやりながら、その日ができる、そういう方々に対して、国がこうなるんだということを言っても、なかなか説明が理解できないのかなと。

町長、私はこれ委員会でも指摘して厳しく批判しましたが、その後の対応を見ていると、やはりこの問題を真剣に考えられていない。町長、あなたはこの発言は事実であると認めますか。まず、その点をお答えしていただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 漆田議員の中で、「平成13年から地区懇談会の中で」ということ、その件で、その中にそれを理解しようとしないう。「逆に」という、その間に本来ならば、「だから」ということを入れればよかったのかなと今反省しておりますけれども、その件については失言の一つかなと、そういうふうに解釈しています。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これは助詞が入ったからどうのこうのという問題ではなくて、失言であれば、ここは密室の議場ではありません。住民の代表で出ているわけで、年金生活者やゲートボールをやっている皆さんはもとより、町民に対して謝罪すべきであると思いますが、

私はこの場で、この発言に対して謝罪を求めます。町長、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、謝罪の件については、確かに失言があるということは、私ここで認めます。しかし、私があえて「平成13年度から」ということを言ったのは理由があるわけなんです。ということは、平成13年度の地区懇談会においてこういうことがありました。

それは、地区懇談会の中で、ここにあります県の策定した「市町村合併を考える」という資料を用い説明したところ、平成12年より始まった介護保険の方が大事だと。町長、市町村合併より、介護保険の説明をしるよというのがイメージの中にありましたもので、私はその流れの中から、そういう失言があったのかなと、そう理解しております。

それから、今言いましたように、確かにゲートボールの中でそういう指摘がありました。そこで私は、そのゲートボールの中であえて謝罪しませんでした。ということは、私の今までのゲートボールの中で言っていることは、和をもってとうとしという教えの中です。あるがままに生きようということの中で、私は般若心経の中の三宝院という教えをあえて皆様方にお話ししました。

その教えの中は、諸行無常、諸法無我、涅槃寂靜。あらゆるものは移り変わり、あらゆるものは実態がなく、そして和をもってとうとしという、それが般若心経の教えなのだと。私はゲートボールの会場において、あえて私が常日ごろから和が大事なんだよということを言っ、ある面ではその面で謝罪したと考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） その面で謝罪したなんて、私はそのときのテープを持っているんですよ。それで、今あなたが幾ら弁明しようとも、言ったこと事実自体は、年金生活者、ゲートボールをやっている人に対する最大の侮辱なんですよ、町民に対する。

しかも、ゲートボール大会が終わって、老人会の連合会長に何を言ったか。この言ったかどうかの問題に対して、共産党と、自民党と、おれと、どっちを信用するんだということまであなたは言っているんですよ。和をもってとうとしというものではないでしょう。はっきりとそういうことを言われているんですよ。

時間が長くなるから余り言いたくないんだ。恐らく般若心経を出すと思って、私も何度か念仏を上げたことがあるんですけども、勉強してきましたよ。般若心経の神髄は、苦を悟

ることによって煩悩、災厄から抜け出して、悟りにもこだわるなど。煩悩の克服にもこだわるなどということなんですよ。あなたはいろいろ理屈を言って、般若心経をいろいろなところ  
で出すけれども、合併の問題でも、あなたが何かにこだわってやるからこそ、住民の素直な  
心を受けとめられないじゃないですか。教えにも反して、これは余談であるんだけど、  
それを引き出して煙にまこうといったってとんでもないことで、改めて言ったこの文言に対  
して、住民と年金生活者、ゲートボールをやっている人たちに謝罪を求めますが、いかがで  
すか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ですから、平成13年度を……。

〔「一言でいい」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） 失言でありました。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 失言を認めない、とんでもないことであります。これは合併問題の  
中で出てきたことであって、余りにも傲慢であるということと言わざるを得ません。

次に、施策決定のプロセス、計画性、説明責任に関してであります。

冒頭、動議を出しましたように、今議会では、ふるさと創生基金のほとんどを崩して旧厚  
生省跡地を買収すると。ジャングルパーク、そして保健センターの計画があります。住民生  
活が困窮を深めているときに、ましてこの間、町長は財政の大変さを合併の理由にしていな  
がら、いわゆる運用によって自由に活用できる、元手にできる創生基金を2億1,000万円  
丸々土地買収につぎ込む、しかも国有地であります。

私は、桜祭りの駐車場の確保の問題、これはふるさと委員会がそういう提言も出していま  
す。そういう必要性を認めるのなら、なぜ国と貸借関係を借地契約で結ぶ、そういうことも  
考えられる基金を、有効に2倍にも3倍にもあるいは5倍にも活用するのが、本来これまで  
とってきた保守政治の中での前町長の時代でのやり方であったはずであります。

旧厚生省跡地駐車場利用計画、その他通年での利用計画、これは議会の委員会にも案とし  
てもまだ出されていない。こうしたものに対して、どのような整合性を持たれるのか。私は  
2カ月の桜祭り、こうした点での駐車場確保だけではなくて、そこに保健センターを設置し  
ていく、こういうことを考えるべきではないか。また、これは先ほど述べたように、ジャン

グルパークの買収を過疎債を使ってやるという、こういうこととの関連からも、一体、今の時期にそれほど土地にこだわってやっていく。その裏づけと発展の方向をどのように考えているのか。そこを明確、端的に答えていただきたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） では、その経過と過疎債に対する私の方の考えを述べさせていただきます。

平成13年9月13日に国立医療食品衛生研究所総務部長が来町し、平成14年3月末をもって廃止するという報告がありました。そして、旧厚生省跡地がそれから財務省に移管されるわけです。その中で、財務省と旧厚生省の移管事務がスムーズにいけばよかったですけれども、その経過を見ますと、平成15年10月30日所管がえということで、それを登記原因として、平成15年11月12日に、要するに旧厚生省から財務省に移管がえされているわけです。

そして、跡地について、私は観光の拠点に使いたいなということを考えておりました。ということは、みなみの桜と菜の花祭り、平成11年に4万3,000人、そして平成12年に10万2,000人、平成13年に17万人が来町しているわけなんです。そして、観光関係者より駐車場整備の要請があり、その当時、日野地区また下賀茂地区にコンビニができるという話もあったわけです。そういうことを考えたときに、北側、南側が道路に接し、もしこれが駐車場に利用できるならば最適ではないのかなと。そして、廃止が決定になって、東海財務局の方へ出張したときに、払い下げについては売買だよという制限をいただいたわけです。ですから、あなたが質問する賃貸借については、それ以来考えてはおりませんでした。

そして、ふるさと創生基金の目的の中に、観光立町として基盤の確立を目指すというのがあります。もし、この旧厚生省の跡地が南伊豆町の観光の基盤に役立つならば、私は最適ではないのかなと考え、ふるさと創生基金の利用を考えたいわけでありました。

今、指摘のように過疎債の利用のことですけれども、過疎債を使う場合には、次の要件があるかと考えております。ということは、過疎債を利用する場合には、当然県・国に要請しなければなりません。そのときに使う物件の、要するに物の所有権がどこに特定されるのか。現に厚生労働省から財務省へ正式に移管されたのは平成15年10月30日です。

ということは、すぐにはこの過疎債の利用はできないよと。それから、払い下げによる売買代金ということは、当然過疎債を利用してお金を払うとなれば、売買代金が決定して初めて起債ができる。そう考えたときに、その売買代金が決定されたのが平成15年12月9日であ

ります。そして過疎債の流れとして、今、静岡県の枠も小さくなっております。平成15年の要請が、国に対して静岡県は22億6,500万円請求申請いたしました。その決定が19億9,710万円、これを14町村で分配すると、南伊豆町は町道耕地線を初め4事業で採択されているわけです。そして、その過疎債の枠が1億2,000万円いただいております。将来、交付税でその7割が還元されるとしても、静岡県の過疎債の枠が小さくなる中、不確定要素がある、その旧厚生省の跡地を過疎債で利用するのは、私はなかなか無理があるのかなと、そう判断しました。

そして、先ほど言いましたように、ふるさとづくり推進委員会、竹本氏の平成15年2月19日の答申でありますけれども、まず土地を確保し、施設整備や財政状況等を勘案しながら随時進めるということもあります。それと、これは静岡県南伊豆観光協会長、商工会、それから下賀茂温泉旅館協同組合、南伊豆民宿連合会、そして漁協等の産業団体より、ぜひあの土地を取得してほしい。そしてその中に、伊豆薬用植物栽培試験場跡地は、年間を通じて利用できる要素がたくさんありますと。源泉を利用した屋根つき足湯施設、桜祭りの小さな足湯に、最高1日160名から170名の利用や、地場産品の朝市開催会場、そして子供と高齢者の触れ合い教室、民話の語りべや昔ながらの遊びの承継。観光客だけでなく、町民の利用できる多目的イベント広場として、また、第一次産業と第三次産業の交歓の場として考えられますという要望書も来ているわけです。そういうことを考えた中に、時間的制約もあり、私はふるさと創生基金を使うのが一番いいのかなと、そう考えました。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 全体で時間も、そちらにもわたっているので簡潔に進めていただきたい。

私は、この問題は後で審議すべきだというふうに思いますけれども、過疎債はあくまでも一つの案であります。これは、半島振興法や中山間地の資金の活用等々はあらゆる形ででき、一番いいのは過疎債であると思います。

しかしながら、今般、観光協会のいわゆる需要予測みたいな一定のものが出されましたけれども、これと同時に、ジャングルパークをまた過疎債で買う計画をしていると。あそこも観光の拠点とすると。こういう問題での整合性と、向こうは一体どういうふうに生かすのか。需要予測をきちんとされているのか。桜祭りに関しては経済波及効果の調査をやっているけれども、こうしたものを踏まえても、石廊崎の重要性を主張するからに、石廊崎の問題も出

されるのだろうと思うんです。ところが石廊崎はただ更地のままやっていくんだと。

そういう点で、私はまだまだ精査が足りない。そういう中で、幾ら祭りが迫っているからといって、このふるさと創生基金を、自由に使えるお金を取り崩すということの計画性のなさを指摘せざるを得ない。これはこの間、町長がハスの対策でやってきて、500万円以上のお金をかけた市之瀬のハス田ですよ。ここはもともとイノシシが出るのがわかっているところで、イノシシの対策で住民が困窮しているところに、1,000万円弱かけたハス田がもうイノシシのぬた場になって荒れ放題だと。住民の方々は、そこで米をつくって何ぼにもならない自給をして守っているのに、税金で数百万円のお金を使って、これだけじゃない、ツツジのところも見てきました。それが有効活用あるいは還元されるような効果があるんならまだしも、そうじゃない税金を使ってきて、しかもこのところ保健センター、そして旧厚生省跡地、ジャングルパークと次々に土地を買う。しかし、具体的な科学的なデータに基づいた需要予測をしないでやる、そういうことが現にもうここに出ているから厳しく言うんですよ。

これは、答弁はこの場では要らない。次の問題も大事なことで、私はこうしたことを徹底的に議論しなければ、この補正予算にいろいろ出ているけれども、議会として極めて厳しい責任がかかるというふうに思うんです。これを直すのにとんでもないお金がかかるわけですよ。そういうことも指摘して、この問題は町長の政治姿勢、先ほどの住民に対する問題、失言と言っても謝罪しない。やはり本当に施策の整合性をきちんと考えると同時に、やはり住民の声を真摯に聞く。そして、住民が今暮らしているその生活の足場をきちんと見て、声を聞くべきだというふうに申し述べて、考えを含んでいただきたいというふうに思います。

次に、合併の問題に入ります。

前回の質問に続けて質問いたしますが、いよいよ9月議会で法定協議会が始まりました。法定協議会が始まって明らかになったことは、まず今回行政報告でありましたが、極めて表面的な報告であります。この中で一番大きな問題になっているのは、首長の合意書の問題であります。

9月議会で、町長は、議会やもちろん住民に対しても相談なしに 相談というか、内容の提示すらもしないでやったわけですが、それに対して、その押印をしたことの非を認めました。

しかし、町長の答弁では、この押印は、相談をしないで署名押印をしたけれども、合併協議会の中で協議をする内容であるからということで、議会を過ぎました。ところが、私は3回ともすべて法定協議会を傍聴しているんですが、町長、これは協議どころか、合併問題

が大前提でなかったのではありませんか。その点をお答えしていただけますか、町長の改めての認識。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、合併問題を大前提にした考えではないかということでございますけれども、今の日本国の流れの中で、できるならば合併すべき、それは今でも変わっておりません。そして、私たちはこの合併の中で、最初から私が指摘している事項として、財政再建と、そして住民に対するサービスは、これは守らなければならない事項として考えております。その一環として、あの合意書を作成したつもりであります。

私は、合意書について説明させていただきますと、総論の中に「住民の視点に立ち、行財政改革の推進を柱とした合併を目指す」とうたっております。今の日本国を考えたときに、少なくとも3割自治であり、そして、少子高齢化が目の前に迫っている南伊豆町を考えたときに、一つのきっかけとしてやらなければならない。

例えば、それは17日に言いましたけれども、3市町の生い立ちの中で、河津町と下田市と南伊豆町は違うよと。要するに河津町は2村が合併し、そして下田市と南伊豆町は、6つの地区が集合できているんだと。それには社会資本が大変投資されております。しかし、それが少子化という形の中で一つの問題点を提起している原因にもなっている。そう考えたときに私は、合併の合意書を合併ありきではなくて、だからこそ、地域自治組織の充実を図ることによって目的が達せられるのではないかなと、そういうことで、私は少なくとも総論、各論という解釈のもとで、その中の問題事項については協議、検討するということを考えておりました。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 今の答弁で、総論、各論、それで検討・協議するというものを、確かにここに、それぞれの項目に検討・協議するということがあります。これは読むと長くなるのであれですけれども、住民の皆さんのところには議会だよりの9月号で、この合意書の写しが行っているんです。それぞれの章ごとに検討・協議するということでもありますけれども、これはそれまで述べたこと、その是非、イエスかノーか、これを検討・協議するということ。もちろん今はその中で一定の詰めた問題にもなっているようでもあります。

これは、どうしてそこまで言うかと言えば、第2回の合併協議会で、協議会になぜか県の

職員が2人入っているわけですが、自主的な合併と言いながら県の職員が2人入っている。行政センターの府川行政センター所長ともう1人でありますが。その府川所長が、8月14日に、河津町が合併協議会の離脱をしたい、こういうことを言ってきたと。そこで、これは困るということで、この4つの合意書、これは初めから4つではなくて、河津町は既に7つの項目に基づいた基本方針案というものを持っていました。住民説明会をこうしたもとで行い、これは住民の声の反映であります、議会でもやっている。これは、河津町が7つの基本方針、条件を出した中で、最小限絶対に譲れないというのが、この4つの合意書の中身であります。

だから検討・協議するというのは、この全体の是非の問題ではなくて、その一つ一つをやるかどうかということの是非で、その中には、町長は自治組織の問題で、9月の議会では法人格をもって住民サービスを守るということを言ったわけですが、そのことを含め河津町は言ったと。でありますから、これはあくまでも大前提の中身である。改めて確認しますが、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合併合意書についてですけれども、先ほど言いましたけれども、まちづくりについては、花を共通項として可能であろうという考えを最初持っておりました。しかし、財政改革について、市町の過去の経過より相違点があるというのも、私たちは認識しております。

そして、合併推進協議会事務局に対し、事務局ですから、折衷案として提出するよう、河津町の町長が再三要望したわけです。しかし、試案の提出がないために、河津町としては独自の7項目を提案してきたわけです。それについて、河津町が地区説明、また行っている連合型合併というのは、将来の一つのあり方としてはすばらしいとは考えましたけれども、南伊豆町が今抱えている問題を考えたときに、少子高齢化、そして3割自治、借金の個人の負担約90万円等々と考えたときに、連合型合併で本当に合併のメリットが、成果が出るのかと、そう考えたわけです。

当然、下田市もそういう考えでありましたけれども、その中で河津町の方で出した7項目に対して、本来ならば、事務局案として協議・検討すべきがよかったのでしょうかけれども、何もなかったと。そういう中で私たちは、今言いましたように、6月に河津町が提出した合併基本方針案について、8月18日の全員協、そして19日に記者発表という情報が流れてきた

わけです。それを踏まえた中で、行政センター所長を中心に会議が持たれたと。

そういうことで、私たちはこの問題に対する、先ほど言った市町の要するに成立の原因が違ふよと。それが大きなもとになっているのかなということ、河津町の行財政、そして下田市の現状、南伊豆町の現状を考えたとき、それを本来ならば、私は行財政改革ということが、最終的には町民の福祉につながるということを考えたときに、ぜひこれをきっかけにして議論してほしいと。しかし事務局の方でその提案がなかった。そして河津町が7項目を提案した。そういう流れの中で解釈していますもので、河津町の案も本当にせっぱ詰まって出した案であり、私はある面では理解せざるを得ないのかなと考えています。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 答弁は短くお願いします。

中身の問題は云々あるんですけども、これは後で 後でというか。

私は、合意書の問題では一番は、今一番焦点になっている住民サービス、地域が辺地にならないために法人格の自主組織を持つかどうかということと、それと基準財政需要額に見合うような財政配分、そういうということが焦点になってはいるのだが、これは、その内容云々よりも、こうしたことを出してきた河津町が、住民もちろん議会も含めて、自分たちの町を本当にどうやって守るかという点で真剣に考えた結果、これを含めた7つの項目で住民説明会をやって、そして議会でも繰り返し繰り返し全員協をやってきて、それでも、この4つの合意書でも、これは法定協議会をやるべきでないということで、1票差で法定協議会に出てきたという内容である。

私は、そうしたプロセス、あなたは先ほど合併の理解できない云々ということで、いろいろ町民の責任を言ったけれども、河津町は少なくとも賛否ありながら、これだけの問題を真剣に考えてきた。電車が通って桜祭りをあれだけ華々しくやっているところが、周辺地域になる危機感を持っていて、どうして南伊豆町がもっと真剣になれないのかということをお願いしたいんですよ。

それで、住民には理解できないとかいうことを言って、そういうことではなくて、あなた自身が財政再建だとか財政が困難だということを言っているけれども、先ほどの貴重なふるさと創生基金を崩す、あるいはほかの借金をして石廊崎の土地を買う。そういう施策の整合性ともあわせて、財政が困難だから合併がスケールメリットだなんていう理由にはならないし、これが住民に真摯に話をされていない、議会にもこれはつぶさに報告されていないんで

すよ。

町長は、地方自治組織、地域自治組織で住民サービスを守るとか、南伊豆町から出た代表も、29日の会合で住民サービス、南伊豆町は子供たちの義務教育通学定期は全額町負担、河津町と下田市は条件つき2分の1補助ですよ。部活の遠征費は、この間も議会でも言ったけれども、いろいろ大変だと言いながらも南伊豆町は全額負担、河津町、下田市は保護者負担半分以上ですよ。河津町は200万円以内、下田市200万円以内、これは私も平成13年度決算で確認して、選挙のときビラで出した問題です。

それで、ヘルパーが運ぶ食事サービスをやって、高齢者の週5日の食事サービスをやっているのは3町の中で南伊豆町だけなんですよ。いろいろ大変だという中で、過疎地域指定を受けている中でもこういうことをやっている。町長は地域自治組織の中で、それをどうやって守ると言えるのか。地域自治組織には期限はない。しかも法人格をつけても、法人格というのは、まだ期限が決まっていない。これは最終答申の話です、法律にはなっていない。一般的な市のあり方としては、この法人格は有しない。単なる自治会程度のものになる。そうしたら、15年先にはこうした制約が取り払われたら、サービスが高い方に本当に守っていかれると思っているのか。

次の質問もあるのであれですけども、あなたは下田市の財政について、財政の見通し、需要についてどのように見ておりますか。下田市の今後の財政の見通しについて、私はこの間、下田市の経常収支比率が85.5%、こうした中で、自分で自分の町を、下田市が足元を見て町の財政再建を考えなかったら、そこに南伊豆町が突っ込んでいったらとんでもないことになるということを言ってきたはずであります。あなたは下田市の財政について、どのようにそのところを見ているのか、簡潔に答えていただきたい。

あわせて、もう1点聞きます。

3月に長い時間をとって質問しますけれども、共立湊病院の問題。頭を整理して短時間で答えてほしいんですけども。

一方で、河津町の町長を含める議会は、自分たちを守るという点でやっている。その1点はいいいけれども、湊病院の問題に関しては、企画課長に事前に資料を出していただいたけれども、河津町の相馬議員への答弁でこういうことを言っている。現地の共立病院を立ち上げるか、もっと場所を変えて、河津町からも15分ぐらい、西伊豆町からも15分ぐらい、これは算作を大体指しているんですけども、交通の便がいい真ん中へ病院を立ち上げて云々、検討したらどうかと。この問題で、南伊豆町が云々なんていう問題ではないはずですよ。

南伊豆町は、本当にあの共立病院が廃止になるかならないかというところを、私は、法律を改正して、頑張っただけの今日、湊病院があることを皆さんに、議会や河津町の町民にご理解願いたい。こういうことを言われているんですよ。病院まで持って行ってしまおうと、自分たちの町の利益のためには。

あなたが、病院の問題は守ると言っているけれども、河津町の議会でここまでのことを言われている。移譲の経過は知っているけれども、確かに特措法の管理委託の形式は最初の病院であるけれども、それは住民と自治体にとって多大な負担をもたらすものであって、しかも管理委託の今の形式じゃない委託形式であれば、法人税も払わなくて済むような状態、今6,000万円も税金を払っているんですよ。しかもこれが……町長よろしいですか。受託を受けている地域医療振興協会のトップが、薬剤師会なんかでもこの病院を移転するという、そういう計画を言う。あるいは箕作の場所を、あそこら辺はどうかなんていうことまで言われている。あなたは管理者としても、南伊豆町長としても、これらの問題をどのようにとらえているのか。

2つの問題、サービスを守るために地域組織、法人化と言うけれども、これは期限切れで15年先にはめどがない問題。それと、下田市の財政状態をあなたはどのように見て、それを守るというふうに言っているのか、裏づけをはっきりと言ってください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私たちが今、下田市について具体的に感じているのは、南伊豆町がつくった市町村合併説明会資料によります。そして確かに、下田市が平成13年当時246億円、南伊豆町が92億8,000万円、河津町が47億円ということであります。1人平均にするならば、お互いに約90万円程度の借金があるわけです。

私の基本的な考えとするならば、スケールメリットを使って、この合併はやるべきだというのが基本的な考えです。単独でやるならば、かなり職員に対しての犠牲も強いらなければならないし、そういうことを考えたとき、私は、下田市の財政と南伊豆町の財政、内容はあろうかとは思いますが、総合的には大差ないのかなという判断をしております。

それから、あと共立湊病院のあれですけども、私は、確かに河津町はその当時、本当に骨を折ってやったという、それは報告を受けておりますけれども、その中で一番変わったところは何かというと、国立湊病院が廃止の方向にあったときに、交付税によってその病院を維持するという、そういう方法があったのかなと今は考えております。

ということは、今の運営方式を考えたときに、例えば1,000人の利用客があったときに、南伊豆町が400人、下田市が400人、そしてあと200人をあとの5市町村でやっているという状況を考えたときに、そのパーセントによって交付税で賄うと。要するにあの施設は……

〔「町長、次の問題があるので、守るのかどうか、あなたはそういう答弁をこれまでもしているんだから、その点を一言答えてください」言あり〕

町長（岩田 篤君） 私は、全力を挙げて守るつもりでございます。

〔「そういう発言をするんですか」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） しますよ。それは当然、命は南伊豆町にとって大事なメリットですし、それを失うようなことは、私はするつもりはございません。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 下田市の財政の問題といっても、1人当たりの借金の程度しか答えられないんですね。私は法定協議会を全部傍聴して、町長、やはりあなたはもっと勉強していただかないと、無責任であると。前議会でも、それは法定協議会で議論するものだところ、あなたは法定協議会で発言をほとんどしていない。事もあろうに、11月27日の南伊豆町でやった法定協議会では、地域自治組織の法人格の問題で、河津町の一般の委員に詰められて、法人格を言ったのは南伊豆町長自身じゃないかと、態度をゆるがせにしないでほしいということと言われた。それまでも法人格云々に関しては、9月議会では守ると言いながら、しかし法定協議会では意見を言わない。しかも、あの場でもって議論するものだ。議論する場で議論するなんていう中身がないことを露呈して、とんでもないことであります。町長自身がわかっていないことの何よりの証拠だと、もう憤りを感じて仕方ないですよ。

それで、下田市は、これも本当に河津町や何かはみんな議会にも出しているんですよ。南伊豆町は何も議会にも出さない。公に出回っているものだから出しますけれども、下田市は公債費比率が、平成16年度から17.8%から18%に上がっていきんですよ。しかも、そういう中で清掃工場も建てかえしなければならない。最終処分場の問題も期限が迫っている。これは外に持ち出して8,000万円近くのお金を見ている。下田市の議員は何を言っているか。南伊豆町と一緒にして焼却灰の施設も南伊豆町にやれと、平気でそういうことを言う。しかも下田市の議員の中にも、共立湊病院を下田市に持っていくと。何も一緒になってスケールメリットとか何でもない。自分たちの財政の困難さを、これまでしてきた問題を、南伊豆町

を抱き込んで、もうここで見えるのは合併特例債によって、少しの間息をついていこうということしか見えないんですよ。

しかも、あなたは住民のサービスを守るとか言っているけれども、今はできない。下田市は子供たちのことだってできないんですよ。学校の改修だって時間がかかる。体育館の水銀灯が切れても、半年も放置するような財政状態で、どうしてここと一緒にスケールメリットで南伊豆町のあれが守れるのか。下田市はリープロの元利償還金、借り入れが28億円ですよ。平成15年度から2億6,000万円、16年度からは2億8,000万円の返還をしていく。あなたは1人当たりの借金でも、私は、住民にとって本当にそれが還元される借金であれば、何も悪いことはないじゃないですか。

ところが、地域ゼネコンがもうけを肥やす、リープロとか何かいろいろ言われているけれども、そして住民の最低限の生活基盤じゃないですか。少子化の中で子供たちに部活の遠征費や義務教育の交通費を全額補助するなんて、当たり前ことができている。そういうことを精査しないで、守るなんて無責任なことは言わないでほしい。

それと、病院の問題では、この地域医療振興協会というのは特殊な病院なんですよ。県民のお金からつくられてやっている。自治医大を無償で出てまじめな学生もいるわけですけども、その医者を中心とした地域医療振興協会は、僻地を中心とした地域保健医療の調査研究及び地域医学知識の啓発普及と地域保健医療の確保、質の向上に資すると。そこが湊病院、南伊豆町の町民だから、湊にいるからエゴで言うんじゃないんです。

戦前、海軍病院からあって、国立病院としてあの病院があったから、民間の病院はそこにはできないで、あそこに私たちは享受してきたわけです。そこを事もあろうに、ここを受託しているこうした理念を掲げているところが箕作の方に行くと。ここを管理者として、きっぱりと断固たる姿勢で、これは合併の問題であろうとなかろうと示していかなかったら、とんでもないことであると思うんです。

私は、すべてここにいる医者がとは言いませんが、まじめな医者ですね。テレビで放映されればみんな見ている。すべてを否定はしないけれども、しかし、そのトップには許しがたい行為がある。そうしたところは指摘させざるを得ないし、医療過誤に近い実態があまたに私のところでも受けている。そういう点からしても、やはり本来の理念に立ち返って、そして半島先端の地域医療、三次救急医療に対しても、遠いところで本当にこれを真摯にやって、箕作に行ったら、南伊豆町の三浜の一番先端からは1時間近くかかるんですよ。何が河津町、西伊豆町からは15分だと。西伊豆病院だ、東伊豆の伊豆総合病院でベッドのある病院がある

中で、こうしたことは断じて許されないということを表明するぐらいの気概を持って町政に当たっていただきたい。

最後に、少子化対策の問題であります。

少子高齢化、少子高齢化って、町長ね、どうも言うんですが、あと時間は10分ぐらいですね。南伊豆町の少子化具体策は何かということが上げられています。

次に、学童保育実施の声にどうこたえるか。

そして、もう一つの項目は、耐震性のない保育所施設に対する防災対策、大規模保育園である手石保育所の防災対策と施設改修。これはこの間繰り返し言っているように、高齢化の進行というのは、長寿を全うするというのは人間の願望であります。2300年には寿命が100歳を超えとか、そういうことが言われております。

私はこの間、高齢者福祉を初めとした施策を中心に進めてきて、先ほど話した食事サービスなんかもそうです。しかし、これは高齢者対策だけではなくて、いわゆる働き盛りで親を持っている家庭が、どんなにかこれでもって安心して仕事ができるか。社会的にこれをフォローするのは当然の施策である。ひとり暮らしのお年寄り、そしてその家族から大変喜ばれているんです。

同時に、直接子育てしている家庭、私もそうでありますが、この間、選挙のときに、学童保育に関しては、対象は保育園のお母さんたちに直接手渡したもので、小学校低学年を持っていない方々には、学童が実感としてぴんこない人もあったようですけれども、こういう声があります。アンケートの答えです。「児童館があればいいなと思っています。雨の日は子供の遊ぶ場所がないので、できるだけ学童保育を行ってもらえるとよいのですが」、「働きたいけれども、子供が小さいし見てくれる人もいない」、「同居している人が多いのか、こういう意見は余り聞かないのですが、ぜひ検討していただきたい」、「静岡県内では、子育て支援に力を入れてくれることですが、現実は大きな町ばかり。こういった僻地でこそ、両親がいなかったりすると、子育ては大変なものです。もっと充実した体制をつくってほしい」、「子供を預かってくれるところがない。あれば助かります。児童館もほしい」、これは保育所に通っている保護者、お母さんたちの切実な声なんです。

これまでも、こうした声を出していましたが、少子化、少子化と言っているけれども、この間9月議会の委員会の中で、教育長さんからも答弁いただきましたけれども、いろいろな社会的な事情があって、南伊豆町には若い世帯がふえているんです。同時に、この間、私も相談を受けているけれども、南伊豆町でこれから第二の人生を結婚してスタートさせたい、

そういう声もあるんです。非常に楽ではないですけども。

一方で、合併の問題で少子化の問題を言うけれども、具体的な少子化対策はまだまだおくられている。ちなみに他町と比べて言えば、下田市は別ですけども、河津町は、幼稚園はありますけれども、公立保育所は1個もないんです。南伊豆町は、過疎地域とは言え、1万500人の人口を数える。しかも若い人が若干帰ってきて、世帯数は今4,000人ちょっとにふえている。こういう中で、今述べた子育て世代の代表の声を真摯に受けとめていただきたいというふうに思うわけであります。

南伊豆町の施策ということであるんですけども、一緒に後で答えていただきたい。これは南伊豆町だけではないです。少子化対策とともに男女共同社会……

議長（齋藤 要君） 横嶋君、端的に頼むよ。

12番（横嶋隆二君） 静岡県は極めておくられている。静岡県の学童保育所の数は現在280カ所。それで、平成16年度末までの達成数値目標が340カ所なんです。これが地域偏在で、郡部の中では松崎町がやっているんですけども、一方で、静岡県に対して島根県、ぱっと取り出して見たところ、静岡県は人口379万人に対して現在281カ所。平成16年度中に340カ所、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所をつくるという目標なんです。それに対して島根県は、現在76万人に対して73カ所あるんですね。これはもちろん地域に偏在しているので、広範というわけにはいかないんですけども、それでも、島根県の壱岐の島の4つの町に学童保育がある。しかも、これが1時から6時までやっている、そういうところがほとんどです。

静岡県が島根県と同じ割合にした場合には、平成16年度中の達成目標を大きく超えて365カ所つくらなければならないんですよ。ここは今の時期、本当に寒い過疎が進んでいるところで、こうした頑張りをやっているときに、やはり県にも頑張ってもらいたいし、南伊豆町も頑張ってもらいたい。

もう一つ、保育所の問題。保育所すべてが耐震性がないという判断を改めて確認したいです。耐震の問題ではどうなのか。私は手石保育所の問題で、この建物は耐震診断する価値がない。補強どころかする価値がない。

そうしたときに、学童問題等いろいろ混雑しちゃうかもしれませんけれども、やはり共働きをする若い家庭が保育所なしには働くことはできない。保育所の充実は大事だ。しかし地震がきたときに南伊豆町の保育所はつぶれる。これまで私はやむを得なしに、飛散防止フィルムを設置するようになってきた。保育所の子供たちははだしです。手石保育所は1歳未満

の月齢児もいる。そういう点から言えば、それで手石保育所は、この間の発表会では124名、こうした中で死者が出る可能性は多分にある。ほかの保育所ももちろん耐震の問題はあるが、職員の体制と保育所の子供たちの人数からいって、辛うじて逃げられるかどうかはわからないけれども、しかし死亡者が出る可能性がある。こういう問題にどのように対処するか。学童保育と保育所の耐震、そして施設改築を求めたいと思いますが、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 前半の質問ですけれども、厚生省労働省の方は、男性を含めた働き方の見直し方だとか、地域における子育て支援、社会保障における次世代支援、子供の社会性の向上や自立の促進等4つの柱を考えております。

それらを考え、その中で総合的に取り組む中、次世代育成支援対策推進法を平成15年7月に成立し、市町村で法第8条第1項の市町村行動計画を策定するということになっております。それを踏まえた中で、平成16年度の策定に向け、県がアンケートを実施し、下田市、河津町とも調整し、県と合同で研究していく所存でございます。

それと、保育所の防災施設についてでございますけれども、保育所の防災対策及び手石保育所の改築の質問ですが、東海地震が叫ばれる中、子供の安全を確保することが大事であります。健康福祉課にガラス飛散防止の調査をさせておりますが、財政も厳しい状況にありますので、また引き続き検討させていただきます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 保育所の耐震の問題は、どういう診断が出ているのか1点答えていただきたい。

町長は、財政の問題を言いましたが、今日の質問でも言いましたが、土地に多大な税金をつぎ込んでやっていく。しかも、これまでは緊急雇用等々で、学童保育もできるような事業であったのに、イノシシのこういう問題に、ハスの問題をやってしまう。これは、次代を担う子供たちを育てる家庭にはお金がないなんていうことは到底言えないですよ、町長。子供が地震で死んだら責任をとるのは町長ですよ。町長、いかがですか。

手石には広大な未活用の土地もあるし、そうしたことをきちんとかたえる。男女共同や少子化対策の問題では、ほかにも農林水産省の調査事業などもある。南崎地区等々、三浜もそうだけれども、活用すればいろいろあるわけで、お金がないとかという問題ではないと、こ

の間の議論ではっきりしていることで、耐震の問題を一言答えてください。もしそういう事態が起これば極めて大きな責任になりますからね。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今、耐震のことを言われましたけれども、最初の検討として、飛散防止等について今研究しておると、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） ここで、横嶋隆二君の質問を終わります。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前 11時03分

再開 午前 11時15分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、再開いたします。

谷 川 次 重 君

議長（齋藤 要君） 4番議員、谷川次重君の質問を許可いたします。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今年頑張れば、この1年頑張ればと言いつつ、何年この不景気が続いていることやら、来年の見通しも全く何もないという状況であります。国政にあっても年金問題等を含め、根本的な改革を必要とする諸問題が目白押しであり、そして我が町にあっても、いよいよ合併問題が正念場を迎えようとしております。町長の苦衷はどんなものかと察する次第であります。下田の市長は合併問題で頭がいっぱいで、来年の進退をどうするか考える余裕もないと言われておりましたけれども。

先日、読売新聞の編集手帳に、優柔不断を成功の秘策として上げたのは、皮肉屋で聞こえたアメリカ人A・ピアスである。100年ほど前の著書「悪魔の辞典」に記していると。何もしない方法が一つだけなのに対して、何かをする方法は幾つもある。その中からたった一つの正しい方法を選ばなくてはならない。何もしないのが得策だという云々と続きまして、最

後にこういうふうにつながっていました。「為政者には、時に拍手とは無縁の苦く重く沈うつな選択もある」と。将来を見据え、きちんとした判断を下さねばならぬと、自分自身にも言い聞かせている毎日であります。

今、町民にとっての一番大きい問題はこの市町村合併、もう一つは、どこへ行ってもイノシシを何とかしろという切実な話が出てまいります。私も、ずっとイノシシ問題については頭を悩ませておりましたけれども、どういうふうにすればいいのか対策もなく、模索を続けておりました。

あるときに、ライオンのふんがイノシシに効くという話をどこかで聞いたようなことを思い出しまして、いろいろ調べておりました中で、現在麻布大学の講師で、2001年にイノシシの飼育管理に関する行動学的研究で、日本畜産学会奨励賞を受賞しました江口祐輔さんの「イノシシから田畑を守る」という本を読むことがありました。その中で、江口さんが言うのは、とにかくイノシシの習性を知って、自分たちでその田畑を守るのだという気概が大事なんだということと、それからもう一つは、役場がその情報の発信の中心になるべきだという話でありました。あきらめていけない。あきらめるということが一番の大敵であるというふうな話をされておりました。

今回、この問題を取り上げさせていただきましたが、今回5人中4人もイノシシ問題を取り上げているということで、イノシシの被害がいかに大きいかということであると思いますが、初めに、町長さん何回も答弁されているかと思えますけれども、改めまして、このイノシシの被害についてどういうふうに認識されているか、お聞かせ願いたいと思えます。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） イノシシの被害については、本当に我が身を削られる思いでございます。ということは、地区へ行ってもイノシシの被害、そして、あの石垣はイノシシのために崩されたのだということは本当に重々承知しております。しかし、なかなか今の現状において、今、議員ご指摘のとおり、方策が見出されないという現況でございます。これから英知を結集しなければとは考えておりますけれども、その手段を模索の最中でございます。

議長（齋藤 要君） 谷川君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） それでは、農林水産課長にお尋ねいたしますが、現在、イノシシに対してとられている対応策、またその結果といたしますか、捕獲状況等を教えてもらいたいと思

います。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） お答えいたします。

まず、今年の被害状況でありますけれども、11月15日から、待ちに待ちました狩猟が始まりまして、先週の金曜日、12月12日までの状況を猟友会に聞きました。銃及びわなによる捕獲数が108頭でございます。このほか町外、伊東市とか御殿場市とか、それから神奈川方面からも狩猟者が来ておりますけれども、その状況については把握しておりません。

それから、被害防止対策の補助金を交付してございますけれども、今年、今現在52件178万9,000円の補助金を交付しております。昨年に比べますと10件、53万9,000円ほど多いというような内容になっておりまして、また、有害獣の駆除報奨金の制度もございますけれども、今現在、イノシシが91頭、猿2匹が駆除されております。

対応策としては、今言った2件の関係で、ほとんどの方々が電気柵あるいはメッシュ柵で農地を囲うというようなことで被害防止に努めていると。対応策としてはほかに、新年度等である方法を今検討はしておりますけれども、今の対応策としてはそういった状況であります。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 先ほどの江口さんの本の中で、近年イノシシによる農産物被害が深刻だと。西日本が中心だった被害が今では東へ北へと広がっている。全国規模の問題に発展する勢いであるということ。そうした中で、最初は何とか守れたが、だんだんイノシシが強くなり、何をやってももちが明かない。もうあきらめるしかないとか、イノシシから田んぼを守るなんて無理だという声が聞かれるようになった。本当にもうあきらめるしかないのだろうか。

私は、そうしたあきらめを口にする農家の人と行き合わせて尋ねる一つの質問がある。イノシシはどんな動物ですか。大概猪突猛進のイメージを思い浮かべて、さてそのほかはと首をひねっておしまいだ。私たちはたっぴり被害に遭っていながら、意外とイノシシの素顔を知っていない。極端な話、イノシシの姿さえ見たことがない。知っているのは被害現場だけだという場合だって多い。相手を見ていない。わからないから一方的に恐怖感を募らせ、もうだめとあきらめる。冷静になれなくなっている。それが現在のイノシシ被害をめぐる事実の一半のように思う云々と続いているんですが。

この中でやはり大事なことは、イノシシの習性とか対応策等をしっかりと勉強していくことだという話をされておりました。皆さん方は御存じかもしれませんが、この中で、例えばイノシシは抜群の跳躍力があって、高さ70センチぐらい楽々とその場から飛び越える。最高記録では1メートル20を記録している。おずおず出てきてハイジャンプというふうには、走り高跳びのようにその場で飛ぶと、そういう話とか、鼻先以外の電気接触は平気であると。イノシシに一番有効と言われている高価な電気柵も、鼻の先では感じるけれども、毛は全然電気のショックを受けつけないとか、それから音とか光、臭いには必ずなれると言っております。

余談ですが、先ほど私が興味を持ったライオンのふんがイノシシに効くという話ですがけれども、これは好物のミミズを探すために、コースの芝生を掘り返すイノシシに頭を痛めていたゴルフ場が、動物園からライオンとトラのふんを取り寄せてまいてみたところ、被害が減ったという、こういうことがスポーツ新聞に載ったそうであります。そして、この記事が出てから、動物園の電話は鳴りやまないほどかかってきたと。猛獣のふんの予約でベルが鳴りなり続けることになったらしいと。

しかし、ライオンやトラなど肉食類のふんは、草食動物と違って量が少ない。全国の動物園からかき集めても、イノシシ被害に悩む農家を賄える量はない。第一、日本にない動物のふんをばらまくのは衛生的な問題もあり、動物園では殺到する問い合わせに対し丁重に断ったと、そういうことが載っておりましたし、この先生が比べたところ、なれてしまうと全然効き目がないと。イノシシというのは猿と同じように人を観察、学習能力があると、こういうことも言っておりますし、私は今まで、山に居場所がなくなったから、里に来たのだというふうに思っておりましたけれども、そうじゃないんだと。山に居場所がなくなったから里に来たんじゃないんだという話もされておりました。

イノシシは何ととっても憶病だと。そして、憶病で人が怖いから夜行性になったんだと、こういう話をされておりましたけれども、こういうふうな学習というか、勉強をする場を、例えば伊豆農林技術支援課では、要請があれば、たとえ何人でも、少人数でも私たちは行って、こういうことを教えたいと、こういうふうには話しておりますけれども、さっき課長さんが新しい何か対応を考えているという話をされましたけれども、この点いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） 先般、野猿対策協議会を開催した中に、伊豆農林事務所の技術支援課と農村整備課の担当者がいまして、その話の中で、そういった向きの話があれば、

いつでもどこでも行きますというお話がございました。

イノシシの習性等につきましては、皆さんがいろいろと承知はしておると思いますが、すべて学習能力がある。人間もそれ以上に学習して、イノシシの対策を講じなければならないというふうに思います。

そんな中で、ことしの2月28日に、下田総合庁舎で鳥獣害対策研修会、賀茂地区のもですが、イノシシの生態と被害対策について、南伊豆町に別荘をお持ちの東京農工大の丸山先生をお招きして講演を行ったということでございました。その話を聞いた方によりますと、なかなかいい話だったということで、この22日に丸山先生とお会いすることになっておりますので、そのときに、そういった生態等を勉強している先生ですので、年が明けてからになるかと思えますけれども、そういった講演会を開催してみたいというふうに考えております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） これは下田市の議会でも出ておりましたけれども、実はいろいろな中で、イノシシ被害に強い集落デザインを描くべきであるということが、中山間地では、もちろん耕地と、それから耕作放棄地がモザイク状に広がっておりますので、なかなかこれを一つにまとめるということは難しい問題でありますけれども、理想とすれば、1カ所に耕作地を集めることが一番いい方法であるという話の中から、しかしながら、現実的にはそれがなかなかすぐにはできないということで、具体的には、例えば耕作放棄地を刈り払うとか、そういうことでもイノシシにとっては非常に有効だという話が出ておまして、今、大賀茂では区あるいはPTA、いろいろなそういう組織がお互いに連携を取りながら、対策組織をつくろうではないかという、一つのモデル地区を立ち上げようじゃないかという、こういうふうな話が持ち上がってきているそうでありまして、これに対しての町としての手助けというか、アドバイスとか、そういうことは考えていないでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） モデル地区立ち上げの取り組みについてでございますけれども、今、議員指摘のとおり、下田市大賀茂で、住民みずからイノシシ退治をしようと第1回の会合があったということであります。組織の名称や対策などはこれから協議する段階だそうですが、

地区の婦人会、老人会、小学校、そして認定農業者、朝市会、区長、猟友会等の方々に構成されているとございます。南伊豆町でもこのような取り組みが必要ですので、今後モデル地区の選考を考えていきたいなと思います。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） もう一つ、モデル地区は立ち上げられるということで期待したいところではありますが、江口さんの話の中で、この人が全国を歩いていて聞く声中に、イノシシの被害対策に関する情報は、友人や隣人から教えてもらうことが多いが、でも本当は、役場から正確な情報を流してくれないかなというのが多かったと、こういうふうな意見がありました。

例えばイノシシに対して、1つは、こういうふうな有効情報の整理とか伝達が大事であるというふうに言われております。臭いや人間の髪の毛をぶら下げても、しばらくしたらイノシシはなれてだめだったとか、あるいは柵の周りを犬を連れて毎日散歩したら、それが大変効果があったとか、米を収穫したら、二番穂が出ないようすぐに株を焼いて、えさ場としての魅力をなくしてやるやり方が非常によかったとか、そういうふうな情報を整理し、そして各地区に流すと。これが役場としての一つの機能を果たすべきだ、これが一つあります。

もう一つは、私が県へ行っているいろいろ聞きましたら、鳥獣対策を支援する事業として、中山間地等直接支払制度とか、新山村振興事業とか、生産振興総合対策事業とか、9つぐらいいろいろな事業が今生まれておりましたけれども、こういうことがあるよということをもっと積極的に各区に、いろいろな機会を通して情報を発信すべきだと思いますが、この点いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 鳥獣害対策を支援する事業についてでありますけれども、新山村振興事業、正式には新山村振興事業等農林漁業特別対策事業といたしますけれども、本事業の自然景観保全推進事業を活用するならば、国県補助の70%のイノシシよけ等の電気柵、メッシュ等が設置できると思います。対象期間は、平成17年から20年の予定となっております。

生産振興総合対策事業は、単年度ごとに事業実施ができ、国費50%の補助があります。ソフト事業として、動向調査や被害防止に必要な知識の普及啓蒙活動など、ハード事業として、被害防止柵、捕獲に要する施設等が対象となっております。

中山間地等直接支払制度につきましては、既に市之瀬地区の一部と協定を結び、電気柵を2.4ヘクタールの水田に設置いたしました。また、狩猟免許の取得経費も本制度で交付されますので、1名が既に取得しております。今後も、この制度期間中に、猟友免許を取得するよう依頼してまいります。また、さらに捕獲おりも購入することになっております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 本からの引用が多くて恐縮であります。最後にこれを、この江口さんの話をもって結びとしますが、こんなふうに最後に書いておりました。「わしのおやじやじいさんが畑をやっていたころは、イノシシなんて出てこなかったという話をよく耳にする。そう、私たちはごく最近まで野生動物とは別々に暮らしていた。ではどうして今になってそうなったのかと考えると、結構難しいものがあるが、いやそうじゃなくて、実はずっと昔の日本人は普通イノシシと対峙していた。それが当たり前だったと言ったらどうだろう。事実、私たちの先祖は、絶えず野生動物と戦ってきた。その戦いが明治時代に行われた大乱獲と、その後の近代化の過程で一たん途切れた。この100年間は、日本農業史の中では例外的に鳥獣害が大きな問題とならなかった期間である。言うなれば至福の100年だった。鳥獣害があって当たり前、今私たちは以前の日本人のように、野生鳥獣から作物を守らなければいけない普通の時代に戻ってきた。幸い最新の防除資材はある、行動学研究の治験も生かせる。私たちがその上で求められているのは、先人たちが持っていたイノシシにあくまで立ち向かう気概というものかもしれない」というふうに結ばれておりました。

先日の区長会で、農林水産課長は、昨日は水戸黄門が1,000回を迎えたということでスペシャルをやっておりましたけれども、その水戸黄門が使う印籠のような特効薬はないけれども、イノシシに負けないで私は頑張ると、こう決意を述べられたと聞きましたので、その強いリーダーシップを期待いたしまして、次の問題に移らせていただきます。

県道南伊豆松崎線の1.5車線推進についてであります。県道南伊豆線、南伊豆町のいろいろな道路を見たときに、前回の9月の定例会のときにも、同僚議員からこの話が出ておりましたけれども、南伊豆松崎線は、特に川合野から市之瀬間が非常に狭いところも多いし、交通に難儀をしていると思っておりますけれども、この現状をどうとらえているのか。また、毎年地元から2車線道路への陳情が上がっているかと思っておりますが、今までどういうふうにしてこの推進に取り組んできたのか。また、今後どういうふうに取り組んでいくお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 川合野から市之瀬に関する道路が狭隘というのは、本当に重々承知しております。これは蛇足かもしれませんが、前に合併問題に関して静岡県知事が、合併を推進するならば、県の予算を投入して県道の拡充ということで、そういう新聞を実際に見ました。私はその言葉を信じ、知事の面会のときに、知事さん、こういう話が載っていたよと。そして、実際に南伊豆町は青野というダムをやっているんだけど、一緒に市之瀬等のことを考えてくださいということで、私は要望したことがあります。

そのように、なかなか今の財政事情において、毎年要望はしているわけですが、その方策というのは交付税の削減、また公共施設の削減等々によって、県の方もなかなか踏ん切りをつけてくれないというのが現状で、これは根気よく 根気よくではちょっと遅いのかなという気がしますけれども、これにあきらめることなく、特に市之瀬間についてはやっていかなければいけないのかなと考えております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） この南伊豆町松崎線が2車線になかなか進まない原因は何だと考えていらっしゃいますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 特に市之瀬地区を見ますと、これは技術畑の話かもしれませんが、道路と青野川が接していると。今の法律によりますと、道路を拡張する、そして川を移転する場合は、かなりの河川の拡張が必要ということも伺っております。一つのことを直すのについて二重、三重の投資があるもので、県の方もなかなか踏ん切りもつけないのかなということも一つの 何倍ということについては、建設課長の方より説明させますけれども、道路と河川が並行しているというのも一つの懸案事項になっているのかなとも考えております。

議長（齋藤 要君） 建設課長。

建設課長（山本正久君） ただいまの県道と河川の費用がどのくらいかということなんですけれども、これは私たち町の職員として、県の方にもう一度、どのくらいの金額なのかは確認したいと思います。現在のところ、そういう資料はまだもらっておりませんので、後ほど

資料にいただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔 4 番 谷川次重君登壇 〕

4 番（谷川次重君） 私が調べたところによると、やはりこの進まない原因というのは、道路を使っている使用量がほかのところと比べて絶対的に少ない、こういうことが原因だと聞いております。

それが一つと、それから、最近のこういう県道に対する、昔は大衆道路とかいろいろな目的でいろいろな予算がついておりましたけれども、今は道路に対しては、建設課長御存じのようにほとんどつかない状況だと思います。緊急性を要する以外の道路に対する予算は、ほとんどつかないと言ってもいいのではないかなと思うんですが、この点いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 建設課長。

建設課長（山本正久君） ただいま県道に対しては、道路財源が大変厳しいという中におきまして、例えば南伊豆町の予算を見たところ、下田土木事務所の指導によりますと、南伊豆町における平成15年度道路改築予算は、下田土木事務所管内の60%となっております。ただいまの県道南伊豆松崎線は道路改築予算と、また同種工事の予算を含めまして、5,500万円という平成15年度の予算計上になっております。なかなかこの程度の金額では進まないのかなとは思っておりますけれども、我々も県の方にいろいろ陳情しましてお願いをしておるところでございます。

また、要望関係になりますと、県に道路及び河川に関する要望関係を、本年度は18件提出しております。そのうちの県道松崎線関係に関しましては、各種の諸団体から要望がありまして、6件既に要望済みでございます。特に、南上振興協議会の要望につきましては、会長であります鈴木議員と、副会長であります南上地区の代表区長、そして私たちが同行しまして、5月に下田土木事務所におきまして、所長を初め技官及び工事第一課長とひざをつき合わせて、詳細について要望内容を検討してまいりました。

その後、6月には、下小野公民館におきまして、南上地区の拡幅調査、区長さんに集まっていたいただいて、下田土木事務所の工事第一課長を初めとした担当者全員と、私たち建設課職員で道路改良に対する概要説明をし、地元の要望を受けまして、また地元の皆様には工事に関するご協力の依頼をしたところでございます。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔 4 番 谷川次重君登壇 〕

4番（谷川次重君） 私は、今の県とか国の状況を考えたときに、理想としては、当然それは2車線でいくべきだと思いますが、2車線の要望は続けるべきだと思いますけれども、それはそれとして現実的には、例えば何という字名かわかりませんが、市之瀬に行く公会堂ですか、農協の手前のところを去年、今年と用水路をコンクリートの床板を張って、道路がスムーズに走れるようにしました。そういうふうな格好で、ある程度ここが危ないと、ここは非常に不便だという狭隘を部分を指定して、ここに予算をつけてくれと。非常に困っているところに陳情を絞ってあげた方が現実的ではなかうかと思うんですが、この点いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに谷川議員指摘のとおり有効な手段かと思います。そしてまた、現地を見まして、私考えて問題点として挙げられるのが、今までの納屋の屋根が、現地を見たときにコンクリートで防御されているわけです。なぜそのコンクリートを取らないかと言った場合に、拡張はいいんだけど、屋根にぶつかる可能性もあるものでということで、その辺をお願いしながら、前向きに検討するものの一つの手法かなと。ですから、拡張した場合に家にぶつかるとか、いろいろな問題があるということも聞いております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 私の知人も結構、県とかいろいろあるんですが、そこら辺の話を聞きますと、南伊豆町はどうかかわかりませんが、東部、西部、中部と分けたときに、陳情というか、非常に困っているから何とかしてくれという声が、ほかのところと比べて東部は少ないと。やはり町の幹部等が県庁に行ったときには町村道課ですか、そこら辺に行って、こういうわけでここは困っているよと、そういうことをもっともっと積極的にアピールすべきだという、こういうアドバイスを受けたんですか、この点の取り組み方。

もう一つは、今例えば急傾斜等をやるときには、その地権者の同意がないと、県の方は工事をやらないという方向で進んでおります。だから、この狭隘道路に対して予算づけを頼む場合にも、町の建設課等に中心になって、その地権者の同意をこういうふうにとりまして、地元にとっては非常に生活に大事なところですので、何とかしてもらいたいというふうに陳情というか、やるべきだと思うんですが、この点いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） これから本当に地元への対応として、地元住民への説明、また地権者の同意ということで大変難しい問題がありますけれども、県へ行ったときも、これからは土木関係に陳情しながら前向きに検討していきたいと考えております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） あわせてもう一つお願いしておきますけれども。どこでもそうでしょうけれども、つけてくれるときは大変熱心に来るけれども、終わってしまった後に、ここがこんなによかったよと、こういうふうな声はなかなか聞こえない。やっている担当としては、少ない予算をどう割り振ろうかと頭を悩ませていると。そこへ、ここへつけていただいたおかげでこんなに地元民が喜んでいるよとか、そういう声を聞くと大変うれしいという話を聞きましたので、そこら辺もあわせて積極的な陳情というか、アピールをやるべきだということをお話しして、最後の質問に移らせていただきます。

最初に言いましたように、この世の中が一つの大きな変革の時代で、変化、変化の時代でありまして、教育界にあっても非常に変化というか、揺れ動いている状態だと思います。ゆとりの教育と言ったかと思うと、学力の低下云々だということで、中教審もいろいろ揺れ動いているような中だと思うんですが、その中において南伊豆町の教育界は、教育長を中心にいろいろなことに手を打たれていて、常日ごろから安心しているわけですが。

今、全国的に完全学校週5日制になって、授業量が減ったことによって、学力低下を心配し、土曜日に学校内で補習を行おうという動きが広がっております。このサタデースクールというのだから、土曜補習というのだからわかりませんが、これに対する教育長の今の段階での見解をお聞かせ願いたいと思います。

もう一つは、授業時間が減っている中、学校としても教え方に工夫が必要だと思うし、されているかと思うんですが、そういうことに対する町の指導はどういうふうになされているか。この点、教育長の方に答弁をお願いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 今、谷川議員のご指摘のように、学校の完全週5日制が導入されまして1年半を経過したところでございます。この導入のねらいとしましては、やはり子供たちに土日にいろいろな生活体験をさせて、そして学校の5日間の学習とあわせて、子供たちに、ただ知識だけではなくて、いろいろな体験を含めてのいわゆる真の学力、生きる力とい

うんでしょうか、そういう力をつけたいというねらいで始まったものでございます。

しかし、その目的も徐々には達成されつつあるんですけれども、やはり都市を中心に学力の問題が依然として大きな問題として残っておりまして、その一つの対応としまして、議員ご指摘のように、サタデースクールと言うんでしょうか、そういうものが大都市を中心に実施されていたり、またされようとしているというふうな現状があることはたしかでございます。しかし、静岡県内では、まだ試みはあるというふうに私は承知しておりません。

そんな中で、我が町としての対応でございますけれども、確かに子供たちの読み書き、そろばんというのでしょうか、そういういわゆる基礎的な学力というものも必ずしも向上していないと。どちらかという平行線か、あるいは下降気味であるという現実も確かに私たちはとらえておりまして、何としても学校の大きなねらいは、そういった本当の子供たちが社会へ出て生きていける基礎的な知識、技能、そういったものを身につけることが第一でございますので、そのために学校はやはり最善の努力をしなければならないということで、我が町でもいろいろな努力をしているところでございます。

一つには、国語とか、算数とか、数学とか、そういった基礎教科には1つの学年に2人の先生を配置して、いわゆるチームティーチングとっておりますけれども、そういう指導方法を導入して、先生方は空き時間というものを削って、そこへ入っていくというふうな形の中で、1人でも多くの子供たちに目が届くようにというふうなことを試みております。

また、ほとんどの学校で、いわゆる習熟度別学習と言いまして、国語や算数や数学で、幾分おくれがちな子供たちを一つの集団にして、進んでいる生徒たちを1つのグループにしまして、そしてそれぞれのグループに教師がつきまして、子供たちの程度 程度と言っては語弊がありますがけれども、進度に応じてきめ細かな学習するという、いわゆる習熟度別学習も試みております。

南中小学校あたりでは、それを3つのグループに分けてやるということで実践をしております、先生方は本当に空き時間もなくフル活動で、そういったことに取り組んでいるというふうなことでございまして、私としては、そういった成果が、あるいは読み聞かせというふうなことも盛んに行われまして、南伊豆町では、ボランティアのお母さんたちとか、一般の方が学校へ入り込んで、週に何回か読み聞かせ活動をしてきています。そして、子供たちが読書に対する興味を増して本に親しむ。それは言うなれば、基礎学力としての読み書きに非常に大きくプラスしていくわけです。

そういった活動を通して、南伊豆町の子供たちが、学校完全週5日制の中で学力が落ちた

というふうなことがないように、先生方ともども頑張っていくと、町の行政もそれを支援していくと、こういうような状況でございます。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） それではもう1点、完全週5日制になって1年半が経過しようとしておりますけれども、ここら辺の反省点というか、総括といいますか、教育長のことだからなされていると思いますけれども、そこら辺の反省点がありましたら、また、今後の町の取り組み方、ここら辺についてお聞かせ願いたいと思います。

もう一つは、今からの学校教育というのは、学校、家庭、地域社会が相互に連携を組みながら子供の教育に当たるべきだと思いますけれども、そこら辺の取り組み方。

最後に、土曜、日曜日の休みですけれども、保護者がいない家庭への対応はどのように手を打たれているのか。3点について教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 先ほどのお話でもそうでございますけれども、既に1年半を経過しまして、いろいろな成果ですとか、さらには問題点等も出てきておりまして、特に2日制になったことが、基本的によかったのかどうなのかというようなところまでさかのぼって、いろいろなアンケートとか調査が今行われております。

本町の調査では、大体子供たちの6割ないし7割が、5日制を子供なりによかったというふうな評価をしています。全国的にも大体そのような評価でございます。しかし、保護者の方々の評価は、全国的にも、本町においても大体半々ぐらいでございます。親から見ると、まだ完全週5日制、週休2日制が十分子供たちのためになっているというふうな評価は、半数を超えていないというふうな現状があります。

そういった中で、よかったという評価は、親御さんも子供たちも、この土日が休みになることによって、友だちと遊んだり、いろいろなことをやる機会がふえたというふうなこととか、家の手伝いを以前よりもできるようになったというふうな、そういった評価が出てきております。

問題点としましては、やはりテレビとかビデオを見たりする時間が多くなって、そういったこととあわせて生活に規律がなくなってきたと。だらだらした生活をするようになったというふうな問題点も、子供並びに保護者の方から指摘されていることでございます。

そして、子供たちは、前向きな気持ちとして、何が大事かというふうなことを問いますと、

もう少し自分の趣味をふやして、そういったことに費やす時間とか、運動や勉強にもう少し土日を使う時間をふやしていくようにしなければならないというふうに考えている子供たちが、かなり多くなってきているというふうな現状でございます。

私たちは、そんな親御さんや子供たちの評価を踏まえながら、やはりこの学校週5日制を逆戻りさせるわけにはいきませんので、何としてもこれを定着させて、有意義なものにしていかなければならないというふうな基本的な視点に立っております。

1つは、家庭生活のあり方の問題がございます。家庭教育というのは、何がいいか悪いかということ、だれかが一方的に決めつけるような問題ではなく、やはり親御さんなり家族の価値観の問題でございますので、そういったところへ入り込むことはできないわけでございますけれども、お互いに保護者の方々がいろいろな意見交換をする場とか、あるいは情報を入手する中で、自分の家庭のあり方を見直していけるような機会をいかにふやしていくのか。そういったことが、私たちがすべき大事な仕事ではないかというふうに考えております。

ちなみに、南伊豆町のPTA連絡協議会は非常に活発でございまして、昨年も本年も2回にわたりまして、学校週5日制のあり方ということのみずからのテーマとして保護者の方が取り組んでおります。研修会等を持ちまして話し合いを深めております。私も参加しましたけれども、正直、私が現職のころの保護者の方よりも、今の若い保護者の方の方が随分活発に、自分の考えをはっきりと持たれて話し合っているなという実感がしまして、非常に心強く思った次第でございます。

また、地域も非常に今、まだまだ南伊豆町は地域の教育力がある地域でございますけれども、徐々にそういうものが失われつつあるというふうなことで、何としても子供たちが心身ともに居場所のある、そして温かくて安全な地域をつくっていく必要があると。こういうようなことが大事だと思ひまして、教育委員会としましては、各区長さん等に呼びかけたり、いろいろな行事を通しまして、子供たちが区のお祭りとか、盆踊りとか、いろいろな活動に積極的に参加ができるように、またそういう行事が、より子供たちの健全育成につながるような行事の内容になっていくように、区長さん方を通じてお願いをしたり、啓蒙活動をしたりしているところでございます。

もう一つの視点としましては、教育委員会等あるいはボランティア等を中心とした子供たちの土日の受け皿の問題がございますけれども、やはり保護者の方がお仕事でいないという家庭もあるものですから、そういった活動をいかにふやしていくのか。ふるさと学級の充実とか、スポーツ少年団の育成とか支援、あるいはことしになりまして少年少女英語教室も開

校しまして、できるだけ子供たちがそういった活動をしたときに活動ができるような受け皿づくりについても、一層拡充をされていくような努力をしているところでございます。

いずれにしましても、谷川議員がおっしゃいますように、そういった家庭のあり方の見直しと、それから子供たちを核にした地域づくり、そして教育委員会等を中心とした教育行政における受け皿づくりということで、それぞれの役割を十分果たしながら、相互に連携し合っ  
て子供たちの健全育成に努めていくと、こういうような体制づくりが非常に大事である  
というふうな考えを持って、今現在努力を重ねているところでございます。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 賀茂郡下でどこよりも先駆けての学校新制度の導入とか、あるいは複  
式学級の取り組みといい、まさに先進教育、南伊豆町の教育への熱意に高い敬意を表しまし  
て、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

藤 田 喜 代 治 君

議長（齋藤 要君） 7番議員、藤田喜代治君の質問を許可いたします。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） それでは、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

最初に、イノシシの駆除対策についてお伺いします。

特に、ここ数年続くイノシシによる直接の被害や間接の被害、そして、町民に与えている  
精神的な圧迫は大変困った状態であります。そして、駆除しても駆除してもイノシシが出没  
し、相変わらず被害が起き続けている状況であります。まさにイタチごっこならずとも、イ

ノシシごっこの模様であります。お手上げの面もなきにしもあらずでございますが、町民が勢い行政や政治の対応に期待もし、批判もするのはしごく当然であると考えております。

そこで、現在の状況ということで、駆除や捕獲の実績あるいは効果、また反省点等をお伺いしたいと思いましたが、既にさきの同僚議員の質問の中での答弁をいただいております。それで1つだけ、今現在予想されている南伊豆町のイノシシの生存数がわかりましたら、お願いいたします。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） お答えいたします。

イノシシの生存数ということですが、実際には調べようのない数でありますけれども、先ほどお話をいたしました東京農工大の丸山先生の話であります。1,000頭は下らないだろうと。学生を使った足跡調査等に基づく数字であろうかと思っております。

また、先般、猟友会長にお会いしまして話を聞いたわけですが、山奥には既にもいない。もう里におりてきているというような状況でございますけれども、数的には、猟友会長はそれほどはいないということでもあります。

以上です。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 先ほどの同僚議員の中にも、イノシシは大変学習能力が高いということで、当然イノシシの習性等、イノシシとは何であるかということをよく知らないとの確な対策が打てないだろう、こういうふうな感想を持っていますけれども。

イノシシが1日で動く移動距離というのは30キロを超えるそうであります。そういうことから考えましても、町内で一生懸命駆除をしても、よそから入ってくるということもあるでしょうし、広域的にやらなければならない、こういう面もあるかと思っております。いずれにしても、大変イタチごっこをしている状況でありますから、これはこれでやむを得ないと思っております。

そこで、今後の対応や対策についてでありますけれども、具体的に捕獲用のおりが2つだか3つ今あると思っておりますけれども、これを各旧6カ村、具体的には1カ村4つぐらい、全部で20を超えて用意して捕獲したらどうか。このように思いますし、その予算づけもしてほしい、こういうふうを考えます。

もう一つは、手負いのイノシシをどうしてもつくりたくないようにしてほしい。鉄砲で打って

手負いのイノシシが出るのもあるのかもしれませんが、要するに挟んで捕らえるワナによって、手負いのイノシシが大変出てきて危険だと。随分住民の方も片足で飛び回っているイノシシを見たり、そんなのが多いようであります。非常に危険だということで、その辺の狩猟の禁止ができなければ、極力使わないような、そんな指導を行政の方からできないか、こういうふうを考えますけれども、その辺についてもご答弁いただきたいと思います。

あともう一つ、議会の方でも先進地の視察をしようということで、1月に予定を急遽つくってはありますけれども、農林水産課長は担当課長でございますので、町長にもお願いしますが、ぜひ議会と一緒に先進地の視察に同行していただいたらと、こう思います。

この3点だけお願いをいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 藤田議員のご質問に対して、今後の対策について私から答弁させていただきます。あと手負いのイノシシ、そして、1月のことについては課長の方から答弁させます。

12月3日、南伊豆町野猿等対策協議会を開催し、今後の対策について協議いたしました。その結果、捕獲の増進と狩猟免許者の拡大を図ろうということになりました。そのために新年度予算において、捕獲おりを6基、今は20基ということでございましたけれども、当面6基購入させていただきたいと考えています。

また、狩猟免許取得の講習会が毎年静岡で開催されているわけですが、町で貸切バスを用意し、受講者はバスで講習を受けに行っていただく、そういう方法も一つの方法かなと。下田市等で開催できれば一番いいんですけども、このことについては、猟友会の会長が地元の清水さんというんですか、そういうこともありますので、この件については前向きに検討していきたいと考えております。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） 確かに手負いのイノシシは非常に危険であると、私の隣のおばあさんも手負いでいつかけがをさせられました。また先般、9月議会のときに、ホテル南楽で、これは学童の通行に支障があるということで駆除をさせていただきましたけれども、そのイノシシも手負いでありました。

猟銃による狩猟と、それから箱わな、それとトラバサミじゃないですけども、その関係もいろいろな種類が出てきたというふうに聞きます。最近、箱わなの方が大体主流になっ

てきたのかなというふうに思っております。確かに手負いのイノシシも発生するし、また狩猟による猟犬のけがもあるということで、箱わなの方が多くなってまいりました。私の把握する中で、町内で個人で持っている数は20を超えております。

先ほど予備講習会が毎年静岡で行われている関係で、藤田議員の要望にはかなえません。6基という数ですけれども、あくまでもわな免許がなければ、その罠も使えないということですので、並行した形で、免許の取得者の増加も図っていきたいというふうに考えております。

また、先ほど先進地のお話がありました。大変ありがたいご意見でありますので、予算の許す限り、私も参加できればいいなというふうに考えております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 最後の先進地の視察についての答弁を、課長はそういう判断でしょうけれども、予算執行について、町長が行ってこいやという話をなさった方が非常に簡単だろうと思うんですが、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） よし行ってこいやでは、皆さん方に失礼なんですけれども、本当に皆様方の心を思うとき、前向きに 前向きにというより、ぜひ行っていただきたいというのが本音でございます。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） それでは、最初の質問を終わりますして、町営施設の管理運営についてということで、特に武道館の利用度あるいは使用者の利便性等についてお尋ねをいたします。

条例や規則の範囲で適正に運営されているとは思いますが、利用者の立場から改善等を望む声も少なくないと思っております。

具体的に1つ目は、日曜日は休館と条例でなっておりますけれども、休館日を変更して利用できるということにもなっておりますので、その日数というか回数。日曜日利用があるのかどうか、あればその回数。こういうことをひとつお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、大変細かなことですが、武道館ですので、ワックスがけを年に1回ベースか2回ベースかわかりませんが、やっているようですが、業者に依頼してやっていると聞いておりますけれども、仕上がりの点検とか確認、こういうものを教育委員会でされているのかどうか。これについては、実際に利用している利用者が、どうもかけ方が違うのではないかという声が大変多いので、これを確認したいと思います。

それからもう一つは、町外の利用者、今は下田市との共同利用がありますから、これは除いて、それ以外の町外での利用度。町民が使うのについて、空いているときを利用しているようですが。これについては、使うことについては了解するところでありますけれども、マナーの点で注意をするようなことがなかったのか。同時に運営協議会というのがございますね。これについてはどの程度の開催をしているのか。この4つについてお尋ねをいたします。

議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） それでは、お答えいたしたいと思います。

まず、日曜日の関係でございますけれども、日曜日をご存じのように休館日ですので、現在のところ、私の知っている限りでは利用者はないということでございます。特別に今、大会等がございまして、管理者はいませんものですから、その団体にお貸しして、そこで例えば柔道大会とか、そういうものをやるときはあります。

ワックスの点でございますけれども、年1回確かにワックスをかけております。ワックスをかけた段階では担当者が見ているはずなんですけれども、利用の状態が悪いというのでしょうか、ワックスのかけ方が悪いというのでしょうか、その辺があるということですが、担当が一応見ているはずでございます。

それから次に、町外の利用者のマナーが悪いということですが、要するに夏休みになると、例えば2月、8月、9月ですか、町外の団体、例えば学生の合宿等がございまして利用しております。町外者は大体3カ月の間に20日ぐらいの利用でございます。

それで、マナーということですが、確かに、例えば某大学の空手部というのが結構来ます。その段階では、格闘技といっても柔道とは違いまして、動く範囲がすごく大きいということで、中にはガラスを割るとか、ブラインドを取るとかというのがございまして、一応弁償ということはしておりませんが、町の費用で修理しております。

それから、武道館の運営協議会でございますが、通常は、特に事件がなければ開かないんですけれども、大体年に1遍程度開くようにはしております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔 7 番 藤田喜代治君登壇 〕

7 番（藤田喜代治君） 今ご答弁いただいた中の町外者の利用、これについて大変上手に使っていただく方もおるだろうし、今おっしゃったように、あちらこちら壊しているメンバーもあるようです。

困るのは、そういうこともそうなんだろうが、要するにマナーと言ったのは、与えられた利用時間を超えて、例えば次の地元の利用者が始めるときには、せっかく遠くから来ているのだからもう少しということで、時間を押して利用すると。せっかく来ているので、気の毒に思って我慢をするというのが地元の方々です。こういうことがあっては非常に困る。これについては本来運営協議会で取り上げて話す話であると思いますけれども、運営協議会が、何年か前から出てなかなか取り上げてくれない。言ってもむだだというような、それではいけないんですけれども、そういうこともあるので黙ってしまっている。こういうことを最近特に聞きましたので、こういう質問をしているわけです。

ですから、運営協議会は通常年に 1 回ぐらいだということですので、あってもなくても、事件がなければやらないというのではなくて、ぜひ年に一度や二度は開いてほしい。そこでいろいろなことを話していただける空気も環境も整えてやっていただきたい。武道館は武道ですから、基本的に人を心身ともに鍛えるところでございますので、その人たちが遠慮するような発言の機会では困ると思うんです。そういうことでぜひとも年に 1 回や 2 回は開いてほしいと、こう思います。

議長（齋藤 要君） 事務局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） 利用時間でございますけれども、確かに町外者の方については、武道館は基本的には貸さないということですので、借り主というのは必ず宿舎、旅館とか民宿等のご主人さんです。それで、利用時間を超えるということはたまたまあるわけですが、そのときには利用者たる旅館、民宿のご主人さんに電話をかけた上で、これでは困るということで、すぐに旅館の方に行ってもらって注意させるということですので、1 時間、2 時間を超えることはございません。30 分以上もないと思います。30 分ちょっと過ぎると、そういうことですぐ電話をかけるので、そこの方に行ってください、私どもが借した時間と違うということでやめさせるということで。若干はそういうことで超えることもありましても、30 分を超えることはないと思います。

あとは運営協議会でございますが、確かに年 1 回は開かなければならないということで努

力しておりますけれども、今後もそういうことで、ぜひ年1回ということで努力をしたいと思いをします。

以上です。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） それから、これは問題というよりも、どうかなという話をちょっと伺いたいのですが、一番最初に日曜日の休館について、当然これは条例でうたっているのですが、とりあえずは適さないであるということですが、日曜日の利用というのは、私もスポーツをやりますからあれですが、仕事のない日、いわゆる日曜日ですね。今は土曜日もありますけれども、あるいは祝日。このときに利用したいという希望というのは、実は潜在的には多いと、こう思います。

日曜日は、大会等は変更して貸しているようですが、通常するときにも、大会でなくても、本当は貸していただきたいという声も聞いております。その方が、せっかくすばらしい武道館が十分に利用していただくということでは、通年を通しての日曜日の開放は必要だと、こう思うわけでありまして、その辺の条例というか、ネックというのがあってこうしているのだと思いますが、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 教育事務局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） 日曜日の利用でございますけれども、我々としては365日、毎週貸したいということは本音でございますけれども、ただ、あそこの管理が、例えばの話、先ほど申し上げた町外者の方についても管理がうまくいかないということで、必ずかぎをかけるのは民宿、旅館のご主人さんであります。そういう面で、日曜日に使うのは多い結構だと私は思っています。ただ、その管理ですね。かぎ、それから時々、その中には事務室があるんですけども、そのかぎを開けて中に入っている方もいらっしゃるし、エアコンがついているんですけども、エアコンをかけている方もいらっしゃいます。そういう管理がうまくいけば、町内の武道団体等々であれば、その辺をしっかりとくれますので、そういう方であれば、私は大いに日曜日を使ってもらって結構だと思います。

以上です。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 本当に局長がおっしゃるとおり、本音では365日貸したいと、これ

が本当だと思いますけれども、私もそう思います。かぎを使う、要するに町内の会の人たち、あるいは利用者のマナーは合格点だと、こういうことだとおっしゃっているのだと思いますけれども。工夫をすれば、町外で借りるための宿泊先の主人だとか、そういう管理する人に相当な注意あるいは工夫をしたら、そういうことはクリアできると、こういうふうに感じます。そういう努力を、大変ですけれどもしてみたいかがですか。こう思うんですけれども。

それと同時に、私は、日曜日なので教育委員会の職員の方たちが、日曜日までということ、当初こういうふうになったのかなとは一つは推測したんですが、そうではないようなので。私は職員に日曜日も働けなんていう気はさらさらありませんけれども、町営の施設がたくさんあって、例えば銀の湯会館、これは日曜日もやっているわけです。銀の湯の方に窓口みたいな管理のアドバイザーなり、そういうものもお願いするということも頼んだらと思うんです。そんな点からして、ひとついろいろな工夫を検討してほしい、こう思います。これは要望しておきますが、何かありますか。

議長（齋藤 要君） 事務局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） 私がいろいろとつたとしても、最終的には運営協議会に図ってということでございますものですから、今のご意見を運営協議会に図っていただいて、今後の利用状況をあらゆる面で検討したいと思います。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔 7 番 藤田喜代治君登壇 〕

7 番（藤田喜代治君） それでは、次にまいります。

ふるさと創生基金についてお尋ねをいたします。

ふるさと創生基金の処分については、いつ、どのようなことに使われたらいいのか。その基金条例の設置の目的をにらんで、多くの人々が考え、苦心をしてきたところであろうと考えるものであります。私もその一人であります。処分するときには、当時の竹下内閣以来、我が町のリーダーや議会の先輩たちが、目的達成のために慎重に扱ってきた基金であることを忘れてはならないと思うのであります。

そういう中で、現執行部が、処分の方向の説明を11月25日、全員協議会でしたそうですが、私はちょうど欠席いたしましたので、その話を伺いたいと思います。

それでは、私も一般質問を出すときには、中身を全然伺っておらなくて、その後、議運を開いたときに、明日も議案が提出されておりますけれども、薬用試験場の跡地にお金を使う。

こういうことでは質問の通告は今後の方向ということで出しておりますので、答弁しにくいのがあったかと思いますが、質問する私の方も大変質問しにくいわけです。ですから、そういうような気持ちで聞いておりますので、ご答弁願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ふるさと創生基金についてでございますけれども、ふるさと創生基金につきましては、平成元年に国から交付されたふるさと創生費をもとに基金設置条例が設けられ、現在2億1,606万8,000円となっております。

そして、設置の目的というのは、光と水と緑に輝く南伊豆町の実現と観光立町としての基盤の確立を目指すための基金設置ということであります。

そして、その中でふるさと創生基金を処分した、先ほども議会の方で質疑がありましたけれども、旧薬用試験場を取得したい理由等につきましては、平成14年3月に薬用試験場が廃止決定されました。そして、昭和23年以来、50有余年の歴史を何らかの形で残したい旨お願いいたしております。

ということは、薬用試験場というのは全国5カ所でございます。そして50数年の歴史、文化があるという観点から、このネーミングを利用したいということを私も常に思っていましたけれども、そういう説明をしたところでございます。その後、東海財務局の方から、有償打診ということで、貸すとかそういうことではなくて、有償ということで話がされたということです。

そして、先ほど言いましたけれども、地形的に両岸が河川敷と国道ということで、かなり活用度があります。そして値段としては、不動産鑑定士の価格が2億160何万円ですか。そういうことで、電話等のやりとりにおいて、その前後ということでまた伺っておりますので、時価額より相当安い価格で取得できるのではないかなという、そういうことも伝えたと思います。

それから、みなみの桜と菜の花祭り、先ほども言いましたけれども、本当に要望がたくさんあります。そして私も、町民の方々から駐車場を確保してくれと、そしてコンビニができるといううわさも聞いておりました。そういうことを考えた中で、ぜひあそこは駐車場にとっても、確かに駐車場というのは一時的でございますけれども、私の持論と言ってはあれですけれども、そのときにいったのは塩工場、あその温泉を利用した中で塩工場ができるのではないとか、塩を利用した要するに自然野菜を、塩は食品の原点ということを考えてな

らば、塩を利用した産業も一つのあり方じゃないかなと。そして、そのときに言った記憶はございませんけれども、私は薬草というのは、お年寄りの方々が参加しやすい産業の分野かなと考えております。

ということは、薬草というのは本当に1週間、2週間 トマト、キュウリというのはその日を争うわけですけども、薬草というのは本当に時間がかかって 時間がかかってというより、乾燥するときに時間が猶予があるわけです。そういうことで、常日ごろ私はお年寄りに向いている、もしこれが成功するならば、おもしろい一つのまちづくりのヒントになるのかなということで、具体的に何を述べたかということはありませんけれども、私は常にそういう考えを基本的に持っていますので、それに沿って説明したと思います。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） たまたま薬用試験場跡を購入するんだということになっておりますけれども、私はふるさと創生基金というのは、これは言いようによっては、町がゆっくりと苦勞してためてきたわけではなくて、天から降ってきた基金であって、使い勝手も大変よろしい、こういう基金でありますし、また考えようによっては、夢と希望を含んだ基金であると、こういうことも言えると思います。

したがって、どのようなものに使われても、一度にすべてを使わないで、4分の1やできれば半分とか、別のことに残しておくということも大事なことだろうと、私はこのように思っていました。

このような基本的な考え方をずっと持っておったんですけども、先ほど申し上げましたように、何かいいものに使えないかということは、当然皆さんもそうでしょうし、私自身も考えてきたけれども、福祉にしてもこれにというものがなかなか見つからなかった、こういうのが実態だと私は思っています。

今回、すべて一度に2億1,600万円を処分して、条例の目的達成に寄与できるのかということが非常に議論の多いところであろうと、こう思います。今日、明日の話でありますから大変ではございますけれども、私はこれは議論が多いと、こういうふうに思っております。

できればというよりも、どうしてもということであれば、目的達成に大いに寄与できる裏づけを、明日になるんでしょうけれども説明してほしい、こう思います。今日、今この現場でしないのであればしないで結構です。明日議案がありますからそれでも結構です。どちらでもいいです。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 今までの議会、それから、先ほどの議員のご質問にもございましたけれども、平成13年の9月からの流れの中で、14年度におきまして、議会の方にもお世話になりまして、下賀茂地区周辺整備計画書というのをつくらせていただきました。

これは一応事務局の方にはお渡しして、議員さんの方には明日お渡しするんですが、それが平成15年3月に完成という形で、本来でしたら早くご提示すればよかったんですけども、一応私どもが当初から考えていましたのは、厚生労働省と財務省の流れの中で、厚生労働省から財務省に所管がえをできるだけ早くという形の流れがありました。それが先ほどの町長の行政報告、答弁等の中で、おくれたということでまことに申しわけなかったのですが、財務省に所管がえになってからご提示したいなという考えのもとにいたものですから、今日に至ったわけでございます。明日ということで、その下賀茂地区周辺整備計画書そのものは議員さんのお手元に届くと思います。

それからもう一つは、先ほど藤田議員の方で、今日はその時間がないというお話がございましたけれども、これにつきましても、先ほど来の町長の答弁等、それから議員の質問等の中に、みなみの桜と菜の花祭りの駐車場というのがたびたびお話にあるんですが、それにつきましても、これはあくまでもとりあえずの措置ということで、先ほど来町長が、駐車場はないというお話をしているんですが、とりあえずは、来年の2月10日前後から、みなみの桜と菜の花祭りが開催されるという中で、駐車場が確保できればというような形、それは先ほども申しましたように、5月15日に経済団体の要望書と、それから2月から3月の初めにかけてのイベントでございすものから、川筋の寒い時期にということがございます。

そういうものも含めて、あそこにあります比較的新しい温室の方につきましても、それを売店の施設に使えるかどうかと思ひまして、そういうような資料を差し上げてあるというような状態が現在でございす。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） とりあえず土地を押さえておこうという考えのもとでのこれからの計画等、お話のあった中では漠然としているというのが私の実感です。

ちょっと話をずらしませうけれども、例えば雇用促進事業団であるとか、そういう国の外郭団体等が、下田市あたりもそうでしたけれども、建てたものをとてつもない安さで払い下げたりして、全国的にも、あるいは地方の方でも問題になっておりますけれども、そういうこ

とから問題であるということはちょっと困るんですけども、そういうようなくあいに安く入らないのかなということも、頭の中をちらっと通るわけですけども。

同時に、2億円何がしかもかからないで、何とか1億5,000万円とかに下げような、あるいは1億円にしてもらおうとかというような努力ができないのか。そういうふうにも思いますし、あるいはふるさと創生基金は、先ほど言ったような主旨でありますから、せめて半分でも残すのなら、ほかの財源から回すとか、そういうことも検討したのかどうか。あるいは検討する気はなかったのか。その辺はどうですか。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 今、藤田議員のおっしゃるほかの方でということも実際には検討いたしました。というのは、先ほど来ジャングルパークを取得するのに、過疎債を適用したらというような話が出た中で、町長も説明しましたけれども、過疎債の適用ということも考えたんですけども、要するに時間的な制約もありました。それと、南伊豆町への割り当ての過疎債、この辺のこともありまして、時間的な制約とその点で、過疎債の適用は今のところ不可能ということの結論に達したわけです。

それであと、あそこを取得するには一応国、それから町の方との約束というか、それにはお互いに鑑定士を入れた中で、その鑑定価格、それによって交渉しようという原則のもとに、鑑定士を入れた結果が、先ほど言いました2億100万円ですか、そして国の方で出た鑑定価格は2億59万何がしですね。そういうもとでこの価格は決定されたものですから、議員のおっしゃる、もっとそれを値引きできないのかということは、今までのいきさつの中で、国はそれで鑑定をしている。町はそういう鑑定を出したと。じゃ1億5,000万円にしたらどうだという交渉の余地はそこでなかったということです。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） この問題は、本当に考えようによっては大変重みの深い話でありますので、今までの答弁を聞いて、とりあえず今日のところはこの問題は終わりたいと思います。

次に、町長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

1つは、行財政改革の具体的な成果というか、こういうものをご説明いただけたら、こう思います。

もう一つは、今は成果が出ていなくても、これから日の目を見るものがあるんですよとい

うものがあれば、そういうものも指摘していただきたい、こういうように思います。同時に、次の問題にも、今後の問題にも、議会对応ということで一緒に質問いたします。

町長は、常に行政のスリム化、財政の改革、こういうことを何度も言っておられますけれども、我々議会は4月の臨時議会において、より具体的に議員定数を3人減らしたところがあります。これは率にすると2割減、20%カットの定員削減でございます。当然ながら、多くの同僚議員が賛成したのでありますけれども、このことは町財政の負担を少しでも軽減しようとの私どもの具体的な行動でありました。私的に言わせれば、行財政改革の起爆剤にしてほしい、そういう思いもあってのことでありました。この議会の行動を常に意識していただいて、当局には事に当たってほしい、こう願うものであります。

そこで、町長、あなたはたびあるごとに議会と行政は車の両輪だと、こうおっしゃっておりますけれども、本当にそういうふうに思ってそのように行動を示していくのか。簡単に確認を私はしたいと思います。

以上お願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 行財政改革ですけれども、本町は、昭和60年に第一次の南伊豆町行政改革大綱を策定し、その後バブル経済崩壊等の社会状況の変化、地方分権推進法の公布などによる地方の時代にふさわしい行政の仕組みを確立するため、平成8年に第二次南伊豆町行政改革大綱を作成しております。

これらの経過を踏まえた中で、平成11年から5年間を実施期間とした具体的な行政改革を進めていくために、南伊豆町行政改革推進実施計画を策定しております。この実施計画は本年度が最終年度ですので総括した上、また合併等をにらんだ中で、平成16年度にまた新たな実施計画を策定したいと考えております。

この5年間の結果として報告させていただきますと、まず、職員の削減につきましては、目標10人のところ7人の削減で現在163人の職員です。3人削減目標を達していませんが、これは合併協議会へ2人、静岡県へ1人の派遣、また、静岡県からの権限事務移譲等による事務量が増加しているのも一つの原因になるのかなと考えております。

次に、来年度継続して経常的に支出されている経費である経常経費の削減についてですけれども、5%の削減目標に対し、平成11年度決算において29億7,000万円、平成14年度決算27億8,600万円で、その差が1億8,400万円、約6.2%の削減となっております。

さらに、平成15年度には庁用車の一元管理、旅費規定の見直し及び給料の引き下げ改正による経常経費の削減を見込んでおります。平成16年度当初予算におきましても、補助金の削減や職員研修費用の廃止等により、経常経費の削減に取り組んでまいりたいと考えております。現在進められております合併による行財政改革は、数字的に言うならば、合併による行財政改革は非常に効果的であると、そういう認識をしております。

また、職員についてですけれども、私は町長就任以来、意識改革ということを書いてきたわけです。そして、今お願いしているのは、各課長にレポートの提出をいただきました。それは助役、収入役を含めてでありますけれども、管理職にレポートをいただき、そして助役を中心に、各課において助役の案、そして各課でまとめた案について勉強会を開き、この12月26日までにレポート提出、そして、少なくとも地方公務員としての意識改革をしなければいけないということで指導しているところであります。

それと、議会对応でございますけれども、私もかなりその件についてはご指摘がございます。そういうことでこれからも、最近を見ていただければ、前より変わったんだなとご理解願いたいんですけれども、全員協議会等々において説明し、そして議会と町が両輪ということを念頭に置いて進めている所存でございますので、もし気がついた点がありましたらぜひ注意していただいて、これからは町民が真ん中にあるよということは、私は主権在民というのは忘れたことはございませんので、そういう見地から、ご意見等がありましたら指摘していただければ私も勉強させていただきます。

以上です。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 行財政改革については、順調に進んでいるというのではなくて、順調に近い方に向かっているのかなという感じもしますけれども、民間のこと等を考えますと少し緩いのではないかと、こう私は素直に感じます。相当厳しく対応しても、それでも、町の行財政改革あるいは町を守るということは大変だと、こういうふうに私は認識しておりますので、これからも一層の努力をお願いしたいと思います。

そして、今、議会对応についてのご答弁がありましたけれども、温度差がそれぞれあるようですけれども、この本会議の席上で約束していただきましたものですから、どうぞこれからこの約束どおりやっていただくようお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君の質問を終わります。

保 坂 好 明 君

議長（齋藤 要君） 1番議員、保坂好明君の質問を許可いたします。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

南伊豆町の漁業の現状と取り巻く環境についての水産金融に関して、まず最初に質問をさせていただきます。

この町の漁業形態は沿岸漁業が中心であり、近年の現況やそれを取り巻く環境は、従事者の高齢化や後継者不足等の問題を抱え、漁業者数も減る傾向にあり、また漁獲量も大幅にダウンし、価格も輸入物との競合や、デフレにより低下傾向にあると同時に、遊漁者も、訪れる釣り人は長引く景気の低迷で減っているため、漁業者の収入は激減しております。

ここにありますこのフリップでございますが、これは平成11年から15年までの南伊豆漁協の18種目におけます総水揚量と金額をあらわしました。見てもらえばわかるとおりでございますが、平成11年は4億8,600万円の水揚げが平成15年では2億7,600万円と、約55%にまで落ち込んでおります。

しかし、漁業者は昭和44年8月29日に制定されました漁業近代化資金助成法に基づく制度を利用し、漁船の建造や機関の換装、また計器の充実を図ってまいりました。今日このような水揚げ、またお客様の現状から、近代化資金の返済がままならず困窮に陥っております。ここで町長、返済を抱えた漁業者の生活が危機的状況にあるということは耳にしたことはありますか。お伺いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 保坂議員ご指摘のとおり、かなり厳しい状況であるという、現実には立ち会ったわけではございませんけれども、そういううわさは二、三耳にしております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 今の町長の答弁につけ加えさせていただきます。債務を抱えている漁

業者に聞きますと、返済するのがいっぱい生活費すら出ないとか、燃料、道具、えさ代等の支払いをするのに、ほかから借りてきて、それを穴埋めしている。結果的に債務がふえている方もいると伺っております。

このままにしておけば、漁協はもちろん関連業者、町に与える経済的打撃は甚大と考えまして、この12月11日に県の農林水産部の方々に、現場の声を聞いていただこうじゃないかということで、地元の県議会議員並びに当局の農林水産課担当者、漁協組合長、漁業関係者で県農林水産部竹内水産総室長にお会いし、現状を訴えた中で、現在の償還期限の延長はできないものかという問いに対しまして、このような現状は全国的に広がっている。それを真摯に受けとめ、今考えられるのは、償還期限の延長もしくは中間据え置きを設定することが考えられる。そして、それを前向きに対処していきたいとのお答えをいただいて帰ってまいりました。

同時に、現在の近代化資金制度の変更、見直しを質問させていただきました。これは、130トン未満の漁船資金として、償還期限、現在では15年、据置期限3年、漁業用機具資金として、償還期限7年、据置期限2年を国は設定しております。

それを受け静岡県では、130トン未満の漁船資金として、償還期限12年、据置期限2年、漁業用機具資金として、償還期限7年、据置期限1年であります。どちらをとっても、現在の強化プラスチック船の耐用年数やエンジン性能から考えると、現行の償還期限では大変短く、また、その返済に追われる現状からしまして、漁船資金の償還期限を20年、漁業用機具資金の償還期限を10年とした制度の見直しはできないのかと質問をさせていただきました。

そうしたら、年に一度、国に対して要望を提出する際に意見を上げることで検討したい。と同時に、漁業組合長が県漁連から、全漁連を通して国に働きかけをしていただきたいという答えをもらって帰ってきたところでございます。

町長には、町民の生命と財産を守る責任において、県や国に対して積極的にこの要望の働きかけをしていただきたいと考えておりますが、ご意見を伺いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに、議員ご指摘のとおり、漁業者を取り巻く環境は本当に厳しいものがございます。そして、私も司法書士という立場で、かなりその辺の内容は存じているわけですが、漁獲量が減り、そしてお客が減り、今の漁業者を見ていると、本当にかたしなればという気がしているわけです。

そして、そのためには国・県の関係の法律をかなり大幅に変えていかなければ、なかなかできないのかなという気がしています。ということは漁業という、要するに土地の不動産と違って、船舶というのは、20トン以上を船舶と言うと思いますけれども、漁船についてはかなり危険があるよと、そういうことで、そのために国・県もある面では漁業関係者、そして漁連の關係に委託し、そういう償還金だとか近代化資金等も貸し付けていると思います。

そういうことを考えながら、本当に厳しい事情は察知しておりますので、国・県の動向を見ながら前向きに検討しなければとは考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ぜひその意を胸にとめてもらって、漁業者のために一日も早い対応ができるよう強いリーダーシップを期待いたします。

では、2番目の質問に移らせていただきます。

観光拠点整備に関して質問をさせていただきますが、ここでは質問事項の1から3を一括して伺います。

私は、9月議会において町長に、平成15年度の施政方針及び第四次南伊豆町総合計画、南伊豆町過疎地域自立促進計画の中で、里山づくり、森林公園整備、特産品販売所、海の道の駅、老人の知恵の活用、遊漁業、マリンスポーツの振興、イノシシ問題等に関して質問させていただきました。そして、全般的にはおおむね賛同をいただいたと理解しております。

中でも、里山づくり整備に関して、金もかかり、長期にわたり進めなければ完成を見ることができない。予算の少ない南伊豆町において、人づくり、まちづくり、そして水イコール自然回復と言われ、その答弁を解釈するならば、原点は水にありと。なぜならば、水は人を含めて自然界の生き物すべてに必要なものであるから、全町民の問題として考えていかなければならないと受けとめられます。

そして、このことは町域全体構想であり、自然と人、人と観光が一体となって、全町民で考えていこう。その核は役場が担わなければならないということは、行政がリーダーシップをとれば独断先行はなく、町民との協働作業で町域全体を、自然と人、人と人との協調を保ちながら、地道にプランを立ててやっていかなければ、目先の里山では何もできない。地道に着実に進めなければ、より心豊かに、経済的にも豊かな発展をつくり出すための構想であると解釈でき、そして、町長みずから町民に対して夢を与えていくのが、町長の仕事ではないかと発言されています。

さらに、第四次南伊豆町総合計画の地域資源の活用と地域特性の発揮の項に、「竹麻、南中地区、下賀茂温泉街と温泉施設、青野川下流の河川環境、海岸とマリンレジャーなどの異なる楽しみ方のある観光リゾートを目指す」とあり、「海へのアクセスを高めるための海の道の駅と遊漁業、マリンスポーツ事業の振興を含んだものと解釈できるが」の問いに、町長は「指摘のとおりである」と前置きし、「全体的な遊歩道という形の中でとらえるならば、下賀茂と湊が1本の線となり、その南に海があり、それを支えるマリンレジャーという一体感で考えて結構である」と答弁されています。

また、生きがいづくりへの支援として、「お年寄りの方々が長年培ってきた知恵や知識、経験や技術を若者へ伝える場づくりとして、町長が検討している老人健康福祉センターと併設して老人知恵袋センター的な施設をつくり、その知恵を活用した特産品の開発、地域の歴史や逸話、遊び、物づくりの知識や技術、そして健康法など、お年寄りのパワーを存分に発揮してもらいたい。この町に貢献してもらおうことが大切だと考えるが」との問いに、町長は「本物の知恵を持っているのはお年寄りであり、厚生労働省の薬用植物試験場跡地にもお年寄りが集まり、お年寄りの参加する空間もできよう」と答弁されております。

さらに、その空間に、先ほど言いましたお年寄りや町民が集まるかが観光の原点であり、人の集まる南伊豆町の町民が集まる空間を提供したいと述べられ、私が提案した「町内に数多く点在する無人売店を集めることで、大仁まごころ市場の規模まではいかずとも、その産地直売所の形成は可能であり、南伊豆町の特色を生かしたユニークな特産品販売所が考えられる」との問いには、「そこに、そのイメージを私は当初から抱いている」と答弁されました。

そして、「大峠ツツジ群生地の整備等を行っているが、これは私が質問した里山づくり構想に入ると思うが」の問いには、町長は「結果的には入ると考えている。そして、あの一体は里山構想の環境整備をすることによって、すばらしく伸びる要素があるのかなと、そう解釈しています」と答弁されております。

町長が常々、南伊豆町の観光は3つの拠点がある。石廊崎地区、そして弓ヶ浜と下賀茂地区、それと伊浜地区と述べられ、一体的な考察が重要であると解釈できる答弁をされていますが、町長、確認ですが、以上の考えに変更はございませんでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 保坂議員の指摘のとおり、私は町長就任のときから、南伊豆町には3

つの基地があるよと。石廊崎、下賀茂、弓ヶ浜、そして伊浜と、この辺で私は縁を感じるわけですけども。下賀茂地区におきましても、もし旧厚生省の薬用植物試験場が実現できたならば、夢の一つができるのかなと。そして伊浜地区においても、約10町歩のあのツツジが本当に観光の目玉となるならば、私が目標としていた石廊崎、下賀茂、弓ヶ浜、そして伊浜の核づくりということで一つ協力できたのかなと今考えておりますもので、保坂議員の指摘のとおり、私はその考えとほぼ一致していると理解して結構だと思います。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、町長が言われる南伊豆町の観光は3つの拠点があることから考えまして、当町にとって観光重要拠点であったジャングルパークが、今年9月をもって閉園したことは、当町の観光産業に及ぼす打撃は甚大な損失であり、その跡地の活用は重大な使命を帯びていると思います。

そして、町域の一等地であります伊豆薬用植物栽培試験場跡地と、現在解体中であります南伊豆町漁協に隣接する手石の明星学園跡地等の活用が、観光立町南伊豆町にとって大変重要な問題であり、この3点が消失することは、是が非にも避けなければならないと私は考えます。

そこで、町長にまたお伺いいたしますが、この3拠点、これを結んだこれからの課題を取り組むに当たり、南伊豆の特色を生かした観光開発、このような考え方はお持ちかどうか、もう一度お伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町内の観光拠点の整備と理解しておりますけれども、石廊崎は南伊豆町の観光の原点であり、伊豆半島にとりましても重要な観光拠点であります。そうした中、訪れる観光客の利便性を考えますと、駐車場、トイレ、休憩施設が必要であります。10月1日から閉園で、観光客が不便を来さないように対応してきた所存ではありますが、今後、自然保護、景観保全を重点に整備計画書を作成する考えであります。

また、旧国立薬品食品衛生研究所跡地につきましては、下賀茂地区周辺整備計画書に基づいた中で、観光と地元産業の交流の場として利用していきたいと考えております。

また、当面、みなみの桜と菜の花祭りの仮設駐車場として整備し、大型バスの混雑の緩和を図るべく補正予算に計上させていただきましたので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

げます。ちなみに、駐車場の収容台数は、大型バス11台、乗用車25台となっております。

ご指摘の明星学園の跡地につきましては、議員の意見も十分理解できますけれども、ご承知のように、非常に厳しい財政事情の中、平成16年度予算の示達をしたところであります。当面は町が取得するのはなかなか困難ではないのかなと考えております。

しかし、現在の漁協直売所は駐車場スペース等も狭くて、決して安全に買物ができるといふことは考えておりません。したがって、跡地活用をもし漁協で取得するということでありましたならば、漁協の英知を絞り、跡地活用を図っていくことも企業努力の一つではないのかなと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 今、質問しました最後の明星学園の跡地でございますが、これは取得する方向ではなく、できたら、今現在お持ちの学園と話し合いをしながら、借りる方向で、あそこが南伊豆町、また漁協等の利便性、それらの観光拠点として整備できるならば、そういう方向で借りて進めていただければなというふうに考えております。

今、町長の答弁をされたとおり、この3拠点は、当町にとって観光産業の浮沈にもかかわる重要な問題であり、町の経済に及ぼす影響は甚大なものと、町の経済に及ぼす影響は甚大な損失を招く恐れがありますので、慎重に進めていただきたいと考えております。

そこで、私は提案をここで申し上げますが、ジャングルパーク跡地、伊豆薬用植物栽培試験場跡地、手石明星学園跡地の3拠点は、それぞれ単独で計画するのではなく、観光拠点として一体的な計画がなされることが重要と考えます。この3拠点はそれぞれ重要な位置にあり、関連周辺施設との綿密な関係を持っております。

そこで、それぞれ周辺施設とのかかわりを考慮しながら、個々の跡地の計画に関連性を持たせ、重複施設とならないように計画には配慮をし、第四次南伊豆町総合計画の整合性を考慮し、観光事業の重要拠点として、また町民にとって有効な施設となるよう、3拠点整備を進めることが大事だと考えております。

第四次南伊豆町総合計画の中においても、基本計画第1章第1項、高齢者と地域福祉の促進、高齢者の生きがいと社会参画の促進、施策の中で就労の場づくりとして、地域雇用の場づくりに自然資源を活用し、自然とともに生きてきた高齢者の知恵や技術を生かした地域雇用の場を創出するとあり、第2章では、活力のある産業と交流の町。第1項、地域資源を生

かした観光基盤の整備とサービスの充実の中に、下賀茂の温泉街区、奥石廊ゆうすげ公園の整備、森林公園などの整備を骨格とし、自然環境に親しめる仕組みやプログラム、イベントの開催などを計画し、町全体としては海、山の自然と温泉、そして交流の親しみを提供できる観光地づくりを進めるとあります。

また、観光リゾートの指針づくりの項には、基本計画の策定には、まちづくりと観光振興の基調を生活者の健康ライフを支援する町とし、観光リゾート基本計画を策定し、長期滞在型を目指した町民総ぐるみの観光を推進するとあり、自然と環境の保全・活用には、各種法規制の適切な運用と行政指導により、国立公園の自然と景観の保全に努めるとともに、自然と環境を生かした観光リゾートを目指すとしてあり、観光産業の形成では、自然資源を生かした観光リゾートの観点から、農林水産業と観光との接点を求め、複合度の高い観光産業の形成を目指すとしてあり、さらに、地域資源の活用と地域特性の発揮では、町内を3つのゾーンとしてとらえ、資源特性に応じた資源活用と観光施設の整備を促進するとあり、竹麻、南中地区については下賀茂温泉街と温泉施設、青野川下流の河川環境、海岸とマリンレジャーなどの異なる楽しみのある観光リゾートゾーンを目指すの中に、ゆとりある食と憩いのサービスエリアの形成には、海へのアクセスを高めるための海の道の駅の整備と遊漁業、マリンスポーツ事業の振興とあり、南崎、三坂地区については奥石廊の自然と景観、植物、スポーツなどをテーマとする観光リゾートゾーンを目指すの項の中に、海や山の景観、植生と観光スポットを結ぶ遊歩道の整備と活用促進とあり、三浜、南上地区については波勝崎漁港、マリンスポーツから、山と森での自然とのふれあいがつながらる観光リゾートゾーンを目指すの項の中には、森林公園の整備とあります。

そこで、このフリップでございます。ただいま申し上げました3拠点を考えるに当たっては、それぞれの役割を明確に格付けすると同時に、町全体に点在する観光拠点との重複機能を避け、連携・協調を図り、それぞれの拠点、それぞれの点と点をつないだ面構成の展開を考慮しつつ、町域全体の観光循環回廊を構想すべきであり、私の提案構想として、八の字回廊構想を提案するものでございます。

次に、このフリップを詳細に書いたものでございますが、この構想は、町域観光拠点を機能的に結び、無限の循環をつくり出し、観光に訪れた人々が、変化に富んだ機能を心ゆくまで五感を通して堪能できる構想であります。

大局機能としましては、伊豆薬用植物試験場跡地について、銀の湯、下賀茂熱帯植物園、温泉メロン、下賀茂市街地と連携をとりつつ、老人の知恵と経験を活用した特産品開発の機

能、歴史的遺産の展示と各種イベント機能、温泉活用施設の併設、特産品開発にはイノシシ肉を有効利用し、そのシシ肉の活用には、広島県倉橋町の取り組みや、島根県島根味開発指導センター、神奈川県松田町の取り組みなどを参考にし、獣害駆除と名産品開発の両輪で考えていく必要があるのではないのでしょうか。

さらに、ジャングルパーク跡地については、伊豆半島きっての名勝地であり、当町の中においても、そのリアス式海岸は特筆すべきものであり、石廊崎権現、灯台とメンタルな要素もあり、国立公園指定地の特性もあるが、自然環境を満喫できるダイナミックな海岸、トレッキングコース、エコエネルギーの開発、温室を活用したいやし空間と石廊崎権現、灯台を含めゆうすげ公園、あいあい岬との連携をされ、自然体験メンタルゾーンとして構想し、大峠ツツジ群生地は森林公園として位置づけ、伊浜の波勝崎園との連携を考え、手石明星学園跡地には、観光客が休憩できる施設のない当町において、海岸観光地の玄関口に位置すると同時に、隣接には漁協の直売所があり、漁協施設と一体とした特産品販売施設、休憩施設、飲食施設、レジャーガイド施設を併設した道の駅、海の駅構想を進めるべく提案するものがあります。

拠点整備に当たっては、計画段階から関連施設及び周辺拠点との連携を図り、町域全体の中で考察を繰り返し、検討を重ねることが大切であり、拠点施設整備をコンペという名のもとで一括発注は避け、自分のことは自分たちで考えていくことが肝要であり、有識者、町の住民代表を含め、町長みずからが言われています「町民に対して夢を与えて行うのが町長の仕事ではないか」の観点から、綿密な検討を繰り返した上で基本計画を進めるべきだと私は考えています。

そこで町長、町全体に点在する観光拠点との重複機能を避け、連携・協調を図り、それぞれの点と点をつないだ面構成で展開する町域全体の観光循環回廊構想について、ご意見を賜りたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） すばらしい構想だと考えています。ということは、私、常々議会でも答弁した記憶がございますけれども、3つの石廊崎、そして下賀茂、伊浜地区がありますよと。そして、その線を結ぶのは町民だよと。確かに、この中に結ぶ町民の線がしっかりしていなければ、観光立町としてはまずいんじゃないか まずいというより、本来ならば観光というのは、ただその施設だけ売ればいいものではなくて、そこを結ぶ線、例えばごみに

してもそうでしょうし、その間の花なんかもそうです。そしてハスもそうです。その間の線を町民の方々がいかに理解して、いかに参加するかというのが、私常々っております。

ですから、基本的に保坂議員が提案することについては、私は前から考えていたことでありますし、これからもそういう一つの案があるのかなと、前向きに検討する価値があるのかなと考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それでは、もう一つそれについてお伺いいたしますけれども、これらを進めていく過程の話でございますが、もう一度言わせてもらいますと、町長が常々言われております「町民に対して夢を与えて行るのが町長の仕事だ」という観点から、町全体を含めた観光拠点整備基本計画検討委員会の設置なども検討する余地があるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 急にそこまで私も正直言って考えていませんので、申しわけないが即答は避けさせていただきますけれども。本当に、少子高齢化、過疎地域、そして国が今求めている一つのありさまとして、あり方として、協働参画社会というのがうたわれております。行政と町民がお互いに補完しながら、お互いに助け合って町をつくるという、そういう基本的な考えに立つならば、その計画をオープンにし、そして、住民がいかに参加してその計画を実行するか。そういうのがこれからの大きな課題だろうかと思います。

これから協働参画、例えば町村合併等にしても、いかに協働参画社会をつくるかが合併の成否と私は考えておりますので、これから行政を、そして皆様方と話し合いながら、議員と話し合いながら、そして地区の経験豊富な方々と話し合いながら、計画については前向きに考えてもいいのかなと。

いずれにしても、この合併という期間がありますので、そこまで進むかはわかりませんが、私も里山構想ということについて夢を抱いたこともございます。前向きに考えなければと思っています。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 合併をするしないにかかわらず、この南伊豆町の経済指数を上げるよ

うな施策をみんなで考えていくことが大切だと私は常々考えております。そういったことで、また町長のご指導をいただければなと思います。

最後に、合併問題についてであります。

私は9月議会におきまして、合併協議会の設置については、賛成討論の中で、共立湊病院を、建物の老朽化や利便性を理由に移設しないことを前提として、賛成の意見を表明させていただきました。

なぜならば、国立湊病院から現在の施設の移譲を受けるために、1市6町村で共立湊病院組合を設立し、平成9年10月1日に共立湊病院でスタートする間、それに携わった我が町の関係者の並々ならぬ苦勞があったと伺っているからであります。

しかし、他地域の首長が、耐震性または耐用年数や使い勝手の問題を理由に、特例債を使った予算に、東伊豆町も含めた1市6町村で300床の医療施設を中央につくることが、10年以内になるべき大変名の大きな課題と、合併に絡めて平気で答弁しております。これは1市6町村の広域行政で行っていることであり、合併問題には全く関係ないことであります。

ましてや、今年の9月1日に、伊豆半島南部唯一の公的病院として、地域医療の確保と医療水準の向上及び多様化する医療需要へ対応するため、共立湊病院建設検討委員会を設置していることからすれば、大変遺憾な発言であり、僻地医療の根幹を揺るがすものであると考えます。共立湊病院管理者である町長の意見を伺いたいと思いますが、よろしく願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私も、共立湊病院の移転問題については、管理者という立場と一町民という立場がございます。例えば、一町民とするならば、私の家は200メートルと離れておりません。もしぐあいが悪くなったときに、何が信頼できるのか、何が安心するのか、それは病院があるからと、私は常にその考えを持っております。

ですから、1市5町1村、病院移転問題が実際に出たのは、その大きな合併という中で、10万人になれば市立病院ができるよという、そういう案もあったみたいですけども、今、保坂議員の指摘のように、このスタートが違うわけです。交付税算入によって、あれが基本的に、私たちが建物と土地、そして職員の給与は賄われているわけです。交付税の算入があったからこそ順調に運営されている。それをないがしろにして、そして移譲の条件として病院、特養、老健の3セットを一つにしてある地域はあるべきと、それを条件に移譲を受けて

いるわけです。

そういうことを考えたならば、私は当然に ですから私の意見とか、当然一町民として命を守りたいという気力があるならば、全力を挙げて守るのが町長の仕事であり、そういう意見については真正面から反対しなければならないし、現に前回の議会でも話をしたと思いますけれども、病院問題と合併問題は別問題であると、それは言っております。

ですから、合併問題と病院問題のどちらが大事か、命と合併とどちらが大事かと。少なくとも町長というのは、皆様の財産、生命の安全を図るという観点からするならば、命を守らなければならない、そういう一つの考えもあるわけです。

ですから私は、穏便ということは、常に管理者という立場の中でしておりますけれども、基本的には当然にあるべきだ、当然に残すべきというのが私の信念でございますので、それについては、もしあった場合は堂々と論陣を張りながら、過去の経過を踏まえながら渡り合うのが私の仕事なのかなと、こう考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 近年の利用者数も11万人を超えて、国立病院のときからすると2倍になっているというふうにも伺っております。町長には共立湊病院の管理者として、毅然とした態度でさらなる医療の向上と充実に尽力していただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君の質問を終わります。

ここで、14時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

清 水 清 一 君

議長（齋藤 要君） 2番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） それでは、清水、質問させていただきます。

まず最初に、合併についてお伺いいたします。

これまでの合併協議会の経過を町長はどのように考えているのか。これまで合併協議会の中では、河津町と下田市の中間のような発言が多く、南伊豆町はこう考えているんだ、こうしたいという話が聞こえてこなかったようなように私には思われます。

また、地域自治組織の考え方について、町長が法人格の話を出したと聞いております。この地域自治組織については、私は南伊豆町内の旧村を考えると、法人格のある自治組織でなければ、三浜、三坂、南上、南崎は取り残されてしまうと考えます。南伊豆町が法人格のある自治組織としてあるならば、各旧村が取り残されていくことが少ないと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） お答えいたします。

合併協議会の席上において、南伊豆町長は発言が少ないという指摘でございますけれども、先ほども言いましたように、この問題は最初から合併の、要するに河津町のあり方、また下田市のでき方、南伊豆町のでき方、そこから問題は発生していると、そういう解釈をしているわけです。

ですから、合併の大きな国の流れとして行財政改革ということ一つとらえても、河津町は、正直言って、南伊豆町よりそういう財政再建の面では進んでいる面があるわけです。そして、一方見方を変えるならば、下田市、南伊豆町を考えた場合、先ほどもお答えしましたけれども、旧6村が一緒になってできたという歴史を考えたときに、行政の肥大化、それはあるわけです。行財政改革という大きな問題をとったときに、そこから目を避けるわけにはいかない。

ですから、私は常日ごろ河津の町長にも言っていましたし、あの席上私が言ったことは、この合併についてまず一つのルールをつくるべきだと。まず財政再建について話し合う。それから地域自治組織、そしてまちづくり、そしてその特例債の発行の仕方。一つのルールづくりから始めるべきだということを私は常日ごろ言っていたわけなんですけれども、その議論の内容が、負債の問題が表面に出てきているわけです。

本来ならば、合併というのは、当分お互いに責任と役割を自覚しながらお互いに助け合

うという、それが地方自治の一つの考えとするならば、確かに他の町村のこの問題は多々あります。しかし、それを乗り越えなければ、この合併というのは私はあり得ないと、そういう考えを基本的に持っていますもので、私が発表しなかったのではなくて、基本的にこの合併の目的は何ぞやということを考えたときに、余りにも河津町、下田市の考えの隔たり、債務に対する隔たりがありましたので、私があえて中へ入れなかったというのも現状ではないのかな。ということは逆に、下田市と南伊豆町も、ある面では一人頭の借金等々、本当に環境問題には過大投資しているわけです。

そういうことを考えたときに、これから町村合併がうまくいくかわかりません。しかし、お互いに仲よくやろうというのが町村でございます。それを乗り越えて、踏み越えて、決して相手をけなすことがあってはいけないと私は考えておりますので、目立たなかったことは誤解を招くかもしれませんけれども、最初から私は中間役に徹しますよと。そして、お互いにその中に入った中で、この合併を円満に解決できればという一つの信念で動いていましたもので、ご理解願いたいと考えています。

そして、地域自治組織でございますけれども、私が最初に言ったというのは、南伊豆町の地域性を考えても、ごみ問題一つにしても、多数決ということで議論されては大変な問題が生ずるわけです。ですからそういう法人格、またこのときは正直言って、平成15年11月13日に本答申が出たわけですが、具体的な案は出ておりません。

ですから、ある面では抽象的に今までは述べていた感もあります。しかし、その法人格についても県知事の認可が必要だとか、かなり厳しい条件が整っておりますけれども、私は基本的に南伊豆町はこういう広域な面積、そして過疎化、そして老人が少なくなり、少子化ということを考えたときに、その環境問題一つを考えても、法律という規制の中で、予算の規制の中で、まちづくりはできるだけ努力する必要があるのかなと、そう考えておりますので、地域自治組織の中に法人格を持たせ、住民サービスの低下はできるだけ避けたいというのは、私は最初から言っております。ぜひご理解願いたいと、このように思います。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 町長は今2町の、河津町、下田市の隔たりがあって、その話の中に入れなかったというふうに言われましたけれども、せめて南伊豆町の意見というものを出してほしかったし、これからは出す方向でいかなければいけないと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 出す方向というご意見でございますけれども、例えば下田市と南伊豆町、そして河津町、極端な財政についての認識を持っているわけです。例えば、例に出していいかどうか、下水の債務の問題等々についても、その分については河津町は納得できないとかできるとか。これは協議会において検討されておりますから言わせていただきますけれども、本来ならば、そういう案を協議会の中で検討するのが合併法定協議会なわけなんです。しかしまだそこまでいっていないわけです。

その前段階で、法人格または財政再建について本論に入って、合意書等々で話し合うならいいんですけれども、まだ入らない段階で、ですから私も入りたくても入れない。要するに、財政再建の本論に入るならば、お互いにここを歩み寄ったらどうだろうかとか、そういうのはあります。それを出さなければいけない立場だと私は認識しているわけですけれども、正直言って、協議会の中でまだそこまで進展しておりません。ですから発表しないと、そう理解をお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 合併協議会とか合意書があるわけなんですけれども、この合意書について、南伊豆町長岩田篤としてはこう考えているんだということを、あの席上で、河津町の案がいいとか、そればだめだ。あるいは下田市に近いんだよと、あるいは下田市がいいんだよ、あるいは別に南伊豆町はこういう考えを持っているんだよという話が出てほしいわけなんですけれども。

そうすることによって、南伊豆町がそれなりに考えてやっているんだなと。私も議員の勉強会で行くと、ちょっと恥ずかしい思いをするようなこともあります。南伊豆町はどうしているんだと、考えが一本化していないんじゃないかという方たちもありますし、意見が出てこないという話もあります。そういう形を見たときに、町長が中へ入れなかったとか、中間役、円満になんていうことを考えているようでは困るわけでございますので、その点ご質問いたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 南伊豆町の考えがなかったのではないのかとっておりますけれども、

私はそのときに合併合意書について、私はこう考えるということによって申し上げます。ということは、あの合意書の中で、住民の視点に立ち行財政改革の推進を図るのが本論なんだよと、総論なんだよと。そして各論において、少なくとも協議しようというのが、その方向性を検討するのが、この協議会の案だと私は申し上げます。

それから、今言われていますように、あそこで賛成、反対をやっていい場なのかどうか。本来ならば協議会というのは、伊藤議員も発言しましたけれども問題はたくさんあるわけです。財政再建一つについてもそれぞれの主義・主張があるわけです。それが出ない前に賛成、反対は私は言うべきではない、そう考えておきまして、あえて発言もしませんでしたし、そういう面では筋論という形の中で、正当論で論じたつもりでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） いろいろ町長の考え方もあるわけでございますけれども、自分の考え方を言うのは、協議会は当然しゃべっていい席だと思います。それは賛成、反対ではなくて、協議会の中ですから、議決のときは賛成、反対でいいわけでございますけれども、討論の席上で自分の考え方を言う権利はあるわけでございますし、言わなければいけないと考えますから、ぜひこの辺を考えていただいて、町長これからもお願いいたしますし……。

〔「そのとおり」と言う人あり〕

2番（清水清一君） 実行していただきたいと思います。

それで、つながって南伊豆町の要求として、これから必ず合意させる必要がある項目はどのようなものがあるのかお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） どのようなものがあるかという、具体的にまだ検討協議会は3回目でございます。ですから具体論がまだないわけですから、私は最初に言っているように、少なくとも行財政改革、数合わせの合併は、その負担が町民に来るよと考えておりますので、効果のある合併、そういうことを考えております。

それから、住民サービスは、地域自治組織を有効に活用することによって守られるのではないかなと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） これから必ず必要あるものということで、これから考えるというようなことを言いますけれども、今のうちから考えておかないと、その場になってからでは、ああ、次のとき忘れてしまいましたという形では間に合わないわけでございます。前もって準備しておく。こう来たら、こういう形でやらなければいけないということはあると思います。ましてや保坂議員が言われましたように共立湊病院の話もでございます。そういうようなものは、前もって必ず言いますという形で、この席で言っていただければ、それは納得できるわけでございますけれども、そういう形で前もって準備してある、そして公表できるものがありましたら、すみませんが、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 前もって公表できるものがあるかということですが、協議会の内容を梅本議員が、本当に出席して骨折っておりますけれども、財政再建についても、ようやく11日に下田市の方で出した状況で、本来ならば、4月1日以降にそういうものを出しながら、協議会というものは進めるべきではないのかなと考えておりましたけれども、財政再建の内容についても、下田市の方でこの11日に出したわけです。

ですから、私はその文書もまだ見ておりません。ですから、今ここでこうあるべきか、これを主張すべきかよりも、とにかく基本路線として行財政改革、そして数合わせの合併は避ける。そして住民サービスの低下を防ぐということで、その2本柱で今のところは考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 合併協議会の方で湊病院のことは、この席で今町長は言いませんでしたけれども、多分言ってくるはずと思いますが、必ず残すんだよという形は必ず言っていただきたいと思います。この議会でも、5名のうち私を含めて3名が一般質問の中で言っているわけですから、これは必ず言ってもらわなければいけない。まして湊病院を残さなければいけないという形で、前もってくぎを刺しておくという形で言っていただくことをよろしく願いいたします。

この間の全員協議会で、南伊豆町の提案という書類をいただきましたけれども、そのときに多分下田市の書類も出ていたと。あるいは河津町からも同じような書類が出ていたと思いますけれども。ほかの市町村にもその書類が議会の方々には回っているけれども、南伊豆町

にはどうして南伊豆町内のものだけしかいただけなかったのか。本当だったら出して、それでまた私どもも合併協議会とか何か傍聴に行った席でも勉強できるわけでございます。あるいは聞いていても話が理解できるわけでございますけれども。

今現在まで、下田市と河津町の財政需要額の見込みとか、あるいは自治組織の運営状況についての資料がございましたけれども、ああいう資料は明日ぐらいまでの間に提出していただけるものかどうか、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 企画課長。

企画調整課長（谷 正君） 今の資料でございますけれども、行財政等の資料ということですか。

〔「さっき質問で使ったやつだよ。町長が読んでいないという」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 先ごろの臨時会か忘れましてけれども、そこで配っていただきました資料番号3番という、南伊豆町が出した版、合併についての書類でございます。それがありましたらよろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 企画課長。

企画調整課長（谷 正君） 明日の朝までにコピーしてお配りします。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） そういう形で、なるべく資料は、出しても害がないものは出していただいた方が助かるわけでございます。ぜひその点をよろしく願いいたします。

この合併協議会あるいは自治組織については、私が考えますに、私ども南伊豆町の山村地域に済む住民には、法人格の自治組織がなければメリットが見られません。法人格のある地域自治組織として推進していただくよう私は考えますが、町長はいかがでしょう。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 法人格を有する地域自治組織をつくるということで、相手のあることですけれども、これから前向きに検討して進まなければいけないと考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 私が考えるには、南伊豆町は合意書に沿って合併を進めていくべきと考えますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、農業振興と鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

町長は、農業振興についてどのような考えを持っておられるのか。現在、南伊豆町内の農業、農地は惨たんたるものがあると考えます。この休耕地、耕作放棄農地は農村での環境の悪化だけでなく、観光地南伊豆のイメージを悪くしてしまいます。こうした整備されていない耕作放棄農地の増加により、猿、イノシシなどによる農作物の被害が多くなり、特に南伊豆の農業を支えてきた高齢者、お年寄りの耕作、栽培意欲の低下により、さらに耕作放棄農地がふえるという悪循環が起っています。ましてや、家庭菜園でさえ栽培放棄されています。これらのことを考えますに、町長はどのように、農業振興と耕作放棄農地、地産地消、鳥獣被害対策を考えているのかをお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 荒廃農地の原因については多々あるかと思えます。その中で町長はどのようなふうに考えているのか、そういう質問でございますけれども、その経過をまず述べさせていただきます。

平成 7 年と平成 12 年の農林業センサスによりますと、専業農家が 44 戸減って 73 戸、第一種兼業農家が 90 減の 35 戸、第二種兼業農家が 353 減の 145 戸となっております。減少の原因は主に高齢化、また後継者不足、鳥獣被害等が考えられます。

町の農業規模は、経済的には大きなものではございませんけれども、町土や自然環境の保全、安全な食糧生産など農業の果たす役割は大きく、さまざまな潜在能力を持つ農業の振興はまちづくりにとって大切であります。農業の振興は一言で述べられないほど多種多様な施策があると思いますが、これから真剣に考えていかなければと。

私が里山構想という一つの考えを持ったのも、農地の荒廃も里山構想の中の一環として取り入れられるのではないのかなと、そういう認識を持っております。ということは、山に降った雨が、田んぼが耕作され、そして、そこに水がたまる空間があるならば一気に川には流れません。しかし現状を見たときに、山に降った雨がいきなり川へ流れる。それが河川の荒廃、また海の荒廃につながる一つのあり方として考えております。

ですから、これを見直すためには、先ほど保坂議員の質問にもお答えしたつもりですけれ

ども、里山構想、協働参画という形の中で、住民と行政がこれからいかに協働参画という考えのもとに、住民のエネルギーをその中に引き込むことができるか。それがこれからの一つの課題ではないのかなと。その中に私は薬草ということを考えてわけですけども、つくったものが少しでもお金になるならば、人間は参加しやすいんじゃないのかなと、そう考えたときも、私は荒廃農地の中に薬草の栽培も入れる。

ですから、私は、高齢者の一つの産業に、町政に参加する一つの手法として薬草があるということはたびたび言っているわけなんですけれども、高齢化の中の農業振興対策というのは本当に難しいし、こうなるならば、こうなるという結果論というのはなかなか難しい現況かなと。一つの手法として協働参画社会をいかに構築するか、それも一つの解決案になるのかなと、今はその程度の考えしかございません。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 休耕地、耕作放棄農地対策については、里山構想とか協働参画で草刈りをやってほしいという意味に私はとれますけれども。

また、地産地消の推進、要するに地元で取れたものを地元で消費する。薬用試験場で売る可能性もあるという形も、前回の議会の中でも話が出ましたけれども、それについては、町長いかが考えておりますでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 地産地消の推進ということですけども、今、観光客の求められているものは、やはりそれが無農薬、そういうのがかなりあるかと思えます。そのためには、つくった人たちが責任を持って提示するという、そういうルールづくりから始めていって、旧厚生省の薬用試験場の中に、私がつくったものだから大丈夫だよと、そういうネーミングを張ることによって、例えば薬膳酒といいましょうか、薬草を使ったアルコール漬があります。そういう知識を持っている方々もたくさんあります。

ですから、旧厚生省の薬用試験場等々を利用しながら、先ほど言いましたように、観光の一つのあり方として、南伊豆町民が喜んで集まるのが観光の原点というんでしょうか、地域の人が集まるのが観光の原点じゃないのかな。そして、そこに他の町村からお客さんが来るかもしれません。来ないかもしれませんが、基本的には南伊豆町の町民が交流する場所、そこに一つのあり方として直売所等も考えられるのではないのかなと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 地産地消をいろいろ考えていただきたいんですけども、この地産地消の中で考えると、大体家庭菜園でつくっているおじいちゃん、おばあちゃんの野菜がほとんど出てくると思います。先ほどから言っていますけれども、イノシシが出てきて家庭菜園でさえつくるのが大変だと聞いております。それで、その家庭菜園をイノシシが壊すわけでございますけれども、この家庭菜園のイノシシ対策、鳥獣害対策協議会の活動状況はどうなっているのかをお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） 藤田議員の質問にもお答えいたしましたけれども、今月の3日に協議会を開催いたしました。活動内容ということでございますけれども、捕獲行為の安全性とか、わな免許者の拡大策等を話し合っております。

また、前回の議会で清水議員からご指摘があったと思うんですが、組織が野猿等対策協議会となっておりますので、「有害獣等被害対策協議会」に変更されることが承認されましたので、現在変更の事務を進めているところでございます。

以上です。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） それでは、ちょっと視点を変えますけれども、ここにおられる課長さんの方々に、家庭菜園をつくっておられて、これまでにイノシシ被害に遭ったことのある方がおられましたら、すみませんが手を挙げていただけるよう、よろしく願いいたします。

〔 挙手する人あり 〕

2 番（清水清一君） 9名ですね。実際に畑をつくっている方は何名おられますか。

〔 挙手する人あり 〕

2 番（清水清一君） ほとんどですね。ということで3分の2以上の方々が被害に遭っておられる。ということは、各町内全体で3分の2の地域に被害があるということでございます。

この被害を考えるとときには、前回の議会でもしゃべりましたけれども、町全体を考えていかなないと、町の農地が荒れて、経済問題に大きなものがあるという形がございますので、和歌山県でやっている国の構造改革特区、5月末に和歌山県で申請いたしまして通っております。それで、大分県も今申請が通る予定でございます。国の構造改革特区の一つとして、南

伊豆町内でのイノシシ捕獲についての何らかの申請が必要であると考えます。

まず、1つ目としましては、箱わなあるいは囲いわなで、1年間を通じての狩猟を解禁するとか、町内住民は、これまでは町で許可を出しているわけでございますけれども、許可なしで免許所有者に限り、イノシシ、鹿、猿等を捕獲できるなどの規制緩和のための国の構造改革特区を申請する考えはあるのかないのかを町長にお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 急な質問で申しわけございませんけれども、またこれから事務方でやることに可能かどうかも含め、そしてまた、この地域には天城湯ヶ島町ですか、あそこを起点としたそういう会もございます。もしやるとしても、南伊豆町単独でやるよりも、そういう全体のバランスも考えなければいけないのかなど。

ですから、イノシシ対策については、田方郡の天城湯ヶ島町が起点となって今会が立ちあがっておりますから、そういう考えもあるということ、課長の方から発表させていただいて、そして、大きな枠組みの中でやらなければならぬと考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） この国の構造改革特区の一つとして、賀茂郡、下田市と田方郡をまぜた伊豆半島で申請すれば、それなりの特区として認める可能性がございますので、それを十分検討していただき、やっていただくようよろしくお願いいたします。

続きまして、高齢者、障害者福祉についてでございます。

先ほど同僚議員の質問の中にありましたけれども、9月定例会の一般質問の中の漆田議員の答弁という形で先ほど同僚議員が質問いたしました。私も高齢者の方々にいろいろお世話になり、ここへ立たせていただいているわけでございますけれども、その方が「清水一言言ってこいよ。言わないとおまえだめだ」、「わかりました」という形で、町長に聞かなければいけないと、私もちょっと害があるかもしれませんが、一応これは聞かないとまずいものですから、すみません、町長、答弁をお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほど冒頭より、私は本当に一発脳天にくらった気持ちでございます。先ほど言いましたけれども、本意ではないということ、本当に申しわけないという気持ちは

あります。

しかし、今こうやって文書に載っている以上、あえてこれを言わなかったとか言うとか、そういう問題ではなくて、私は人間として常に、現在この私があるのは先祖があり、親があり、兄弟があり育っている。ですから、決してお年寄りを粗末にしようという考えは持ったことはございません。それだけぜひご理解願いたい。そして、こういう文書はまことに申しわけなかったかなと、それは心から思っています。

そして清水議員に、私の基本的な考えとして、これは今でも忘れませんけれども、平成11年4月の町長訓示の中で私が言った言葉がございます。ということは、「愛語」という言葉で申し上げております。「愛語」というのは、「まず慈愛の心を起こし顧愛の言語を施すなり。慈念衆生猶如赤子の思いを貯えて言語するは愛語なり」、それを考えた中で、お年寄りには役場に入るときに、小さくなった自分の体を恥ずかしがるように避けて通るよと。それでは行政はいけない。もっと温かい心を持って迎えなければいけないというのが、私の平成11年4月の訓示でございます。

ぜひそれを信じていただいて、ここの文書に載っております。本当に平成13年の地区懇談会のイメージが先行して、このような失言になったのかなという気はしておりますけれども、私は何らお年寄りに対して粗末にしようとか、そういうことは毛頭ございませんので、ご理解のほどお願いしたいと考えています。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） この話も、うちの親父がゲートボールで差田へ行ったときに、何で町長はあんないっぱい謝っていたんだらう。何でだという形で聞かれまして、その話がいっぱい広まりましてという形でありましたので、こういう形で十分町長は気をつけていくんだという形で、議会でも答弁したという形で町民の方々にも伝えておきたいと思います。

それでは、これからの町の高齢者福祉を考えていく中でございますが、老人福祉、健康福祉センターを建設していきますが、単刀直入に、これ以外にも特別養護老人ホームを建設するつもりがあるのかどうかをお聞きしたいと考えます。

なぜなら、特養老人ホームに入所待ちの人が多数いると聞いております。県・国の方針で、南伊豆町から特養ホームに入れる人数が決められていると聞いておりますが、施設を建設することで所在地枠が少しでも南伊豆町に回ってくるのではないかと考えますので、これについてのご見解をお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 各福祉施設の増床の意向についてでございますけれども、伊豆圏域の平成19年度までの特別養護老人ホーム整備目標は537床で、整備済数は315床であります。新たにこのたび河津町が70床、下田市が80床を加え、465床整備されることとなっております。残りの72床については、東伊豆町、西伊豆町、松崎町で各20床、本町は10床ありますが、増設予定施設みなとの園の現状等から困難と思われま

す。施設ができることは雇用の確保にもなりますので、次期計画で見直しを含め、伊豆圏域関係市町村並びに増設予定施設と協議してまいりたいと考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） この特養老人ホームの枠が多分今72床残っているという話でございますけれども、増設という形ではなくて、みなとの園の定員が70名でございます。そこだけで雇用が50名あるわけでございます。東伊豆町でつくる、西伊豆町でつくるという話ではなくて、その分を南伊豆町が受けてあげるよと。土地は提供してあげるから、南伊豆町へ特養を1つつくってくださいよと。それで足りなくなったときの枠は、東伊豆町で20床、西伊豆町で10床と前回の予定であったけれども、それでやってくださいよと、出た分は。

今現在残っている70床については、南伊豆町で土地を提供する、そういうのではないかもしれませぬけれども、そういう形でもいいですから、南伊豆町へつくるという方向で、県の行政センターあたりと相談してできたらと考えますが、いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 72床について、これを取るような運動をということでございますけれども、たまたま、みなとの園というのを梓友会でやってございます。そして、今度下田市でやる80床というのも梓友会がやるということに決まっておりますので、企業経営のこともあろうかと思えます。新たに企業を探しながらやるというのも、またなかなか困難が予想されます。

しかし、町民の皆様方また高齢者の皆様方が、過疎、高齢化ということでたくさんいるわけですから、その辺を伊豆圏域関係市町村にお願いしながら、前向きに検討しなければと考

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 特養老人ホームをつくるのは、町に対してほとんど害がないわけですから、別に考えますと、杉並区の養護学園の宿泊施設がなくなったわけですから、そこへ杉並区の特養をつくるという形をお願いへ行くという形もできるわけですから、そういうことを考えていただきたいと思います。

また、身体障害者の方もおられますので、そういう枠の確保も、町長あるいは担当課の方でたくさん要求していくよう、よろしく願いいたします。

それとあと、児童福祉についてでございます。保育園でございますけれども、親が子供を送り迎えしておりますけれども、子供の送り迎えの交通費を町で少し考えていただけたらと思います。

なぜなら、小学生、中学生については、遠距離通学の児童には、町でそれなりの補助金を出してやっております。この少子化の中、保育所の送り迎えが少しでも考えたときに、自宅から 4 キロ、5 キロ離れた児童については何らかの措置が必要と思いますが、いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 通学費を支給とのことですが、基本的に地域に近い保育所に措置しており、義務教育の学校と違いバス通学しておりませんので、通学費の支給というのは考えておりません。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 通学費ではなくて、町へ払う、何だか忘れましてけれども、入園費みたいな形をどうか割り引くという形でやっていただいてもいいわけですから、そういう形をお願いいたします。

続きまして、新年度予算編成に当たって、端的に聞きますけれども、町の基本方針をお願いいたします。

合併問題の中、もし合併が決まったと考えると、次年度が南伊豆町としての最後の予算となるわけですから、この合併を踏まえたときに、合併までに南伊豆町として解決、実行していく課題があると思いますが、これを踏まえた中での予算編成に当たっての基本方針、

重点課題についての取り組みをお教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 次年度に対する方針ということで重点課題ということでございますけれども、まだ合併に対する方向も決まっておりません。

その中で、私が今抱えている中で、実際に取り組む町の課題として、下田市、河津町、南伊豆町の合併の推進ということと、高齢者対策と地域福祉の増進、そして地域資源を生かした観光の振興、農林漁業の新しい展開、交流を支えるネットワークづくり、快適で安心して住めるまちづくり、少子高齢化対策の推進、以上を掲げた中で、具体的には次の重点事業があります。

保健福祉センター建設事業、天神原地区山ツツジ群生地整備事業、下流漁港漁場機能高度化事業、町道大平B線町道改良事業、これは下流の狭い道路でございます。消防ポンプ自動車整備事業、妻良地区漁業集落環境整備事業。そういうことで、来年度の重点事業としては、予算の少ない中でございますけれども、このことを重点的にやればと考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今の話の中で、ジャングルパークの話が一つも出てこなかったわけでございますけれども、前回の臨時会でも話が出ているわけでございます。それについてお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） すみませんでした。重点事業をあらかじめ予算編成作業を進めているところであります。

そのほかとして、ジャングルパークの閉園に伴い、平成16年3月31日までに決定したい用地等の課題が多くありますが、国・県等からの依存財源が不透明の中、住民サービスに配慮しながら、身の丈に合った行政推進に向け予算編成を進めてまいります。ジャングルパークも本当に大きな問題ととらえております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） ジャングルパークを過疎債で買う話があるわけでございますけれども、

もし過疎債でやるとなると、新たな整備計画が必要になってくると思いますが、その整備計画は、ある程度案ぐらいはあるのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 今のご質問の件ですが、静岡県内で14過疎地域に指定された中で、南伊豆町はその中に入っているわけですが。その中で、旧過疎法でいう過疎地域ということで、先ほど来、町長の答弁でも、現在は過疎事業促進計画という中で当てはまる事業を優先的に予算との関係でやっておるのが現状です。その中である程度、その過疎計画の中で大幅に変わるようなものにつきましては、議会の議決とか、それから県知事の協議をやらなければならないというものでございます。

そういうものにつきましては、一つの指針としまして、計画全体に及ぼす影響が大きいものとか、それから、軽微なものとかというような形の利用を目指してまして、そういうものが南伊豆町で計画されている場合には、県の担当部局と調整をしながら、そういうものの過疎自立促進計画の変更を行いまして、過疎の計画書に載せまして、先ほどの議員のご質問のように、過疎債の適用とかというものが段階になろうかと思いますが、ジャングルパークを過疎債でということになりますと、観光レクリエーション部門の事業という形の色分けになろうと思うんですが、今後そういう中で、いわゆるその町の中だとか、それから議会とか、それから県の担当部局等との調整があり、当然、先ほども申し上げましたように、議会の議決というのが、ある程度大幅ということになりますと出てくるものですから、その見直しを含めまして調整が必要になると、そういう形になろうかと思ひます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） それと、新年度に旧厚生省の薬用試験場の跡地を買うわけでございますけれども、買ったなら一応整備しなければいけないという形があります。今回は補正で出ておりますけれども、駐車場としてある程度使うという形になっていますけれども。

町長が薬草を使ってとかいろいろ、この薬用試験場については考えているわけでございますけれども、それについてはまた整備計画も必要なわけでございますけれども、その整備計画は、今度の新年度予算の中に出る予定なのかどうなのかをお伺ひいたします。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 今回の12月定例会の補正予算の中で、仮設の駐車場と、それから進入路につきましてはの予算化はしてございまして、新年度につきましては、今後県と煮詰めた

いと思っております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） これから来年度は予算が少ないと思いますけれども、その少ない予算の中で、一番効率的な方向で予算を編成していただいて、町民のためになる予算を組んでいただきたいと思いますので、ぜひこれからも頑張ってくださいようよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（齋藤 要君） 清水清一君の質問を終わります。

#### 散会の宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事が終わりましたので、議会を閉じますが、ここで申し上げます。

税務主幹山本重明君が昨日亡くなりました。本日16日、午後6時よりお通夜が行われ、明日17日、午前11時より告別式がとり行われますので、本会議第2日の議会は、12月17日、午後1時より開会いたしますので、ご了解ください。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時28分

## 平成15年12月南伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成15年12月17日(水曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第71号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議第72号 南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について
- 日程第 4 議第73号 南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について
- 日程第 5 議第74号 南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について
- 日程第 6 議第75号 南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について
- 日程第 7 議第76号 南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について
- 日程第 8 議第77号 南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について
- 日程第 9 議第78号 南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について
- 日程第10 議第79号 南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第80号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第12 議第81号 工事請負契約の変更について(平成15年度町立三浜小学校校舎・屋内運動場建設工事(本体))
- 日程第13 議第82号 平成15年度南伊豆町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第14 議第83号 平成15年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議第84号 平成15年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議第85号 平成15年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議第86号 平成15年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議第87号 平成15年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第19 閉会中の継続調査申出書について
- 日程第20 議員派遣の申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第8号 共立湊病院の現在地での存続・充実を求める決議

出席議員（11名）

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
3番	鈴木勝幸君	4番	谷川次重君
5番	鈴木史鶴哉君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
12番	横嶋隆二君		

欠席議員（1名）

11番 石井福光君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
教育長	釜田弘文君	総務課長	小島徳三君
企画調整課長	谷正君	住民課長	内山力男君
税務課長	外岡茂徳君	健康福祉課長	高野馨君
建設課長	山本正久君	農林水産課長	勝田悟君
商工観光課長	飯泉誠君	生活環境課長	鈴木勇君
下水道課長	佐藤博君	教育委員会 事務局長	楠千代吉君
水道課長	渡辺正君	会計課長	土屋敬君
行財政主幹	鈴木博志君		

事務局職員出席者

事務局長 渡辺修治 主事 勝田智史

開議 午後 1時00分

開議の宣告

議長（齋藤 要君） こんにちは。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成15年12月定例本会議第2日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

7番議員 藤 田 喜代治 君

8番議員 漆 田 修 君

議第71号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

議第71号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第71号の提案理由を申し上げます。

地方税法第423条の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するために、固定資産評価審査委員会が設置されております。

現委員3名中、石廊崎39番地、小澤富夫氏の任期が本年12月31日で満了となりますが、豊富な経験、すぐれた知識を有する同氏を最適任者とし、引き続き選任いたしたく提案した次第であります。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認め、これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第71号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第71号議案は同意することに決定をいたしました。

議第72号～議第78号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第72号から議第78号議案の南伊豆町南上財産区管理委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 提案理由を申し上げます。

議第72号から78号議案までは、南上財産区管理委員の任期が平成15年12月31日に満了になることに伴います7人の委員の選任議案ですので、提案理由を一括で申し上げる次第です。

財産区管理委員は、地方自治法第296条の2及び南伊豆町南上財産区管理会条例第3条の規定に基づき選任され、財産区の管理運営をいたすものです。

つきましては、南上財産区の管理運営に精通しております蛇石104番地、佐藤勇一氏、市之瀬656番地の2、佐藤繁氏、下小野802番地、大野光明氏、青野217番地、斎藤一紀氏、下小野341番地の1、高野富次氏、上小野432番地、石田准一氏、毛倉野627番地、高橋登氏を管理委員として選任したくご提案申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第72号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第72号議案は同意することに決定をいたしました。

採決いたします。

議第73号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第73号議案は同意することに決定をいたしました。

採決いたします。

議第74号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第74号議案は同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第75号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第75号議案は同意することに決定をいたしました。

採決いたします。

議第76号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第76号議案は同意することに決定をいたしました。

採決いたします。

議第77号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第77号議案は同意することに決定をいたしました。

採決いたします。

議第78号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第78号議案は同意することに決定をいたしました。

議第79号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第79号 南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正

する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第79号の提案理由を申し上げます。

このたびの条例改正は、廃棄物処理手数料にかかわるものであります。現行の処理手数料は平成4年に改定されて以来のものです。ごみにかかわる社会、経済状況の変化に伴って、ごみの種類、排出量の処理費用が処理手数料に正確に反映されていない面も見受けられるため、改正しようとするものであります。

内容につきましては生活環境課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） 条例改正案の内容についてご説明します。

説明資料をごらんください。

廃棄物の処理手数料は廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第8条で規定されており、長は廃棄物の処理に関し、別表第1に定める額の手数料を徴収するとあります。別表第1の新旧対照表をごらんください。

左側に新とありますが、改正案であります。右側に旧とありますが、現行の規定であります。表によると現行の手数料は、直接搬入に賦課する分と事業者に賦課する分の2本立てになっております。改正の1つ目は、一般家庭または事業者が処理場へ直接搬入した場合があります。現行では1キログラム当たり3円を徴収しており、1日につき70キログラム未満の場合は無料としております。これは、町長が定める粗大ごみを除くすべてのごみに適用しております。

町長が定める粗大ごみとは、自転車、50cc未満のバイク、ボイラー、農機具等であり、品目別に処理手数料を決めております。改正案では、粗大ごみを除くごみについては現行どお

りとし、粗大ごみについて「町長が定めるもの」という字句を削除して、重量により一律1キログラム当たり20円を徴収しようとするものであります。

その理由は、粗大ごみの種類は年々多様化しており、同じ品目でも大きさや重量が違うため、品目ごとに手数料の額を定めることが難しくなっていると思料されます。それよりも重量で定めた方が、担当者の裁量の余地がなくなり透明性が確保できるということと、手数料の額も処理費用と比較して低過ぎると思われるからであります。

2つ目の改正点は、事業者から徴収するものであります。現行では、多量の厨芥ごみを排出する商店、事業所や民宿、ペンション、寮、保養所、旅館、ホテルであって、業者委託やみずから処理場へ直接搬入することはなく町が収集した場合に、収容人員等によって月額300円から1,000円を徴収しておりますが、これを廃止しようとするものであります。

その理由は、現行の制度においても、旅館、ホテルについてはほとんど業者委託か直接搬入をしており、手数料を徴収するケースが極めて少ないということと、その他の商店、事業所、民宿、ペンション等についても、常時多量に排出する事業者は持ち込みをしており、小規模の事業者においては1年間を通してのごみの排出量が大家族の一般家庭と大差ないと思われ、事業者の間で不満が強いということがあります。よって、近隣市町村の例を参考にし、来年度からは事業者からの徴収はしないことに改めようとするものであります。

以上が改正案の内容ですが、この件につきましては、先月、清掃対策審議会を開いて委員の賛同をいただいております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第79号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第79号議案は原案のとおり可決されました。

議第80号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第80号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第80号の提案理由を申し上げます。

伊豆つくし学園は知的障害児の保護と育成に取り組んできたところではありますが、今回の変更は、平成16年4月1日より居宅介護事業を開始するため、組合の共同処理する事務の変更をするものであります。

在宅者への支援と地域生活施設としての機能強化を図ることにより、地域で生活する障害者が日常生活を営むのに支障がある場合に、自宅に向いて入浴等のサービスを利用することが可能となります。

内容につきましては健康福祉課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） それでは、内容についてご説明をいたします。

ただいまの提案理由にありましたように、伊豆つくし学園組合では、新たにホームヘルパ

一による身体介護、また家事援助等のサービスを行うための第3条の組合の共同処理する事務の変更でございます。

条文ですが、3条中、「第6条の2」とありますが、これは児童福祉法第6条の事業関係でございますけれども、そこに第7項に規定する児童居宅介護等事業、それから次の知的障害者福祉法に基づきます第7項の規定による知的障害者居宅介護等事業、それから身体障害者福祉法に基づきます身体障害者居宅介護等事業を加えるものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第80号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第80号議案は原案のとおり可決されました。

議第81号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第81号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第81号の提案理由を申し上げます。

本件は、平成15年4月30日、第1回臨時議会、議第34号で請負契約をご承認いただいた町立三浜小学校校舎・屋内運動場建設工事について、請負人、下田市中411番地の1、河津・長田・保坂特定建設工事共同企業体代表者、河津建設株式会社代表取締役、河津市元氏との工事請負契約を、工事施工に伴い、当初請負額5億8,590万円に528万2,550円を増額して、請負契約額を5億9,118万2,550円に変更しようとするもので、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当工事の変更内容は、屋内運動場の掘削を行った結果、支持層となる地盤の落ち込みが厳しく、基礎を支持層に乗せることができない状況になり、基礎の変更を行い基礎部位による支持耐力確保の必要により、さらに、学校への進入路と町で一時借りております子浦地区駐車場が、重量車の出入りのため補修の必要が生じたことなどが主な理由であります。

詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） それでは、説明させていただきます。

ただいまの町長からの説明のとおり、まず屋内運動場につきまして、5本の基礎が支持基盤に到達しなかったため、これを深礎工によりさらに深く基礎を埋めたいということで、平面図を見ていただきたいと思いますが、右上でございますけれども、ここに赤く印をしてある5カ所、これが支持層に届かなかったということで、これを深礎工に変更したいということでございます。

さらに、図面の左側にありますけれども、赤く塗ってある部分、これにつきまして、重量車が入りましたために、この基礎が簡易舗装だったために浮陸のためにより、要するに穴があいたということですので、それでこれを改めて改修したいということござい

す。

さらに、左下の方でありますけれども、赤く塗ってあるんですけれども、これについては子浦地区の駐車場があったわけですから、ここに上から車が入ってくるために下が通れないんです。上から通り抜けていました。そのために三浜小学校を入るところは回転しなければならないということございまして、そこをやはり重量車が通ったために、ここがまた基礎が壊れているということで、この2つを、要するに体育館の深礎工と、それから2カ所の舗装の改修をしたいということございまして。

金額は、先ほど申し上げたとおり528万2,550円の増額ということございまして。

ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） まず、これは本体工事 本体というか、屋内体育館の工事の方が当初の予算に出るわけですが、この設計監理の業者の名前と、当初の予備調査の段階でこうしたものがきちんと想定されなかったのかどうか、その点を答えていただけますか。

議長（齋藤 要君） 事務局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） 設計監理につきまして、池田設計監理事務所でございます。

それから基礎につきましては、確かに当初、設計段階で2本のボーリングをしました。場所につきましては、平面図を見ていただきたいと思いますが、ちょっとそこに印はしてありませんが、屋内体育館の入り口付近が1カ所、それから山側に1カ所掘りました。ところが先ほど申し上げたとおり、山の勾配が強かったために、立面図を見ていただきたいと思いますが、こういうぐあいに、当初こういう変更前の基礎で行おうとしたんですけれども、勾配が厳しいためにこの5本を新たにやらなければいけないということございまして。

以上です。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） これとの関連で、現在の公共工事の積算の1人工当たりの単価を答えてもらえますか。

議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） 申しわけありません。今現在1人工当たりの単価は、

私たちの方は承知しておりません。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 現時点の段階でこれは一言で答えてほしいわけですが、答えを後できちんと文書で出していただきたいと。今の時点になってもそれを答えられないことは問題だと思います。

議長（齋藤 要君） ほかにありませんか。

清水清一君。

2番（清水清一君） このアスファルト工事なんですけれども、工事というのは、要するに重量車が通るのは当然わかっていたことでもありますよね。これはそういう重量車が壊したという。逆に言いますと、事業者の方が、ある程度やっていきますと、そういう道を壊したから悪かったということで、普通は道を直すこともあると思うんですけれども、そういうことが入ったの予算になっているのでしょうか。

議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） 当初は、これは舗装されているということで考えていたわけですが、簡易舗装だったということでありまして、そこでこういう重量車が入ったということで、ですから、当初はそういうことが想定されていなかったということでございます。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） この議案は、進入路の路面の傷みの舗装改修ということと、それと、いわゆる工事本体の一つである屋内体育館の問題と2つあるわけですが、そもそも工事をする際に、路面の状態の想定というのももちろんこれはあると思うんですが、私、素直に賛同できないのは、この設計会社は池田建築設計、銀の湯会館、ここも含めて、そして今

度は福祉センターと、町内の工事に大きくかかわっている業者であります。

行政報告でも保健福祉センターの問題が出てきている業者でありますけれども、やはり工事をする際、事前調査で見込めなかったということでありましてけれども、本当に貴重な税金を使ってやる工事でもってこういう状態が追加で出てくると。しかも当初の請負段階で、ほとんど予定価格と同じような状態で落札をしていると。こういう点を指摘したわけですがけれども、そういう総合的な点から考えて、こういうことが生じるというのが非常に遺憾だと言わざるを得ない。

しかも、現況の工事の中で、積算の工事単価の問題を言いましたけれども、現場の下請あるいは孫請の労働者、職人の単価は一体どうなっているのかと。そういう点での現場の声もある中でこうした事態、安易に追加をすればいいということでは認められないということも指摘せざるを得ません。

議長（齋藤 要君） ほかに討論する方はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第81号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第81号議案は原案のとおり可決いたしました。

議第82号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第82号 平成15年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第82号の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,254万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を57億8,901万5,000円としたいものです。

今回の補正予算の歳出の主なものは、先月の臨時町議会において議案可決されました人件費の減額、懸案となっておりますみなみの桜と菜の花まつりの駐車場等の拠点用地となります旧伊豆薬用試験場跡地取得のための購入費、また石廊崎ジャングルパーク閉園対策としての賃借料等、妻良漁港の浮棧橋整備の県営事業負担金、さらに11月30日の大雨災害の復旧対策費を計上させていただきました。

これらの財源である歳入につきましては、地方交付税、そして、観光立町としての基盤確立を目指し基金設置されているふるさと創生基金の処分による繰入金等を計上いたしました。

なお、旧伊豆薬用試験場跡地につきましては大変に大きな金額ですが、今後の町活性化の拠点となる場所と信じておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） それでは、内容の説明をさせていただきます。

最初に、3歳出、1款の議会費でございます。議会事務ですが、報酬で480万3,000円の減。これにつきましては議員の報酬で、15人から12人に減員になったものと、月額2,000円から4,000円の報酬引き下げによるものでございます。

それから、職員手当等270万2,000円ですが、期末勤勉手当につきましては職員の調整、要するに4月から11月までの給料引き下げ分、それから6月のボーナスの引き下げ分の調整をしたものでございます。議員期末手当につきましては、議員の人数が12人になったということと、0.25月引き下げになったもので238万9,000円でございます。

それから委託料、これは会議録作成委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、広島、島根方面のイノシシ等の研修のための自動車借上料55万円と、通行料8万円でございます。

この後説明いたします人件費につきましては、人事異動が平成15年4月にあった関係による職員給料表の格差によるものと、給与関係条例改正による引き下げ分、4月からの給与調整の減額でございます。人件費の補正額の集計でございますが、特別職で904万2,000円の減、一般職では、4月時点で職員2名が増になっておりますが、これは保健師が1人ふえていることと、共立湊病院組合から派遣が解かれたよということで2名ふえておりますが、1,796万円の職員の方の人件費の減額、合わせまして2,700万9,000円の減額が、これ以後人件費として出てまいります。

次のページをお開きください。

2 款の総務費でございますが、一般管理事務、これにつきましても人件費が主なものでございます。

財産管理事務につきましては不動産鑑定委託料、これはジャングルパークの跡地の鑑定委託料でございます。100万円。それから、公有財産購入費2億1,600万円。旧伊豆薬用試験場跡地購入費でございます。工専地を含みます土地7,709平米、それから建物6棟分でございます。単価的には8万2,000円だったと思います。これにつきましては行政報告に上げたとおりでございます。

企画調整事務、これにつきましても人件費でございます。公害対策事務につきましては旅費でございます。地域づくり推進事業、これにつきましては天神原ツツジ群生地の整備検討のための委員会委員の報酬でございます。これは松崎町と共同で推進したいものでございます。

徴税費でございますが、税務総務事務は人件費でございます。賦課徴収事務につきましては臨時事務員賃金、病欠者が1人いました関係上、3月までの臨時雇いの賃金でございます。

戸籍住民基本台帳事務でございますが、これにつきましても人件費でございます。選挙管理委員会につきましても人件費でございます。

統計調査につきましても人件費でございます。指定統計調査事務、これは住宅統計あるいは土地統計、漁業センサス、工業統計等でございますが、22万9,000円の増でございます。

監査委員費につきましては、法規集追録代で5万円の増でございます。

3 款民生費でございます。社会福祉総務事務につきましては、これも人件費でございます。課内異動によりまして社会福祉の方を1名増員しておる関係でございます。その中で備品購入費がございますが、これはパソコン2台でございます。

保険基盤安定繰出金でございますが、繰出金が1,329万7,000円でございます。国庫、そ

れから県負担の補助によるものでございまして、4分の1が町負担となります。

国民年金事務につきましては、これも人件費でございます。

老人福祉事業につきましても、これは敬老金の更正減でございます。委託料につきましては、敬老の日委託料の更正減でございます。それから、中に有料道路通行料、駐車場使用料、これはほかの科目でも出ておりますが、これにつきましては、旅費で今まで盛ってあったものを前回の旅費改正に合わせてまして、庁用車を使用するについて、有料道路あるいは駐車場の使用料の増額を見込んでおります。

老人福祉施設事業でございますが、これにつきましては老人ホームの措置費の関係でございまして、現在19人で見込んでおりましたところが20人になったということと、措置基準額の改定があったということで160万円でございます。

国民健康保険費でございますが、これにつきましても人件費の減でございます。

次に、児童福祉総務事務でございますが、人件費の減と、それから、きのうも一般質問でありました次世代行動計画集計分析委託料、学童保育の関係のエンゼルプランをつくるよという中で、静岡県の支援対策のほかの分を計上してございます。

児童福祉施設総務事務でございますが、これも人件費の減でございます。

手石保育所運営事務につきましては、土地賃借料8万円でございますが、駐車場の借地でございます。南崎保育所につきましては、需用費の52万4,000円ですが、給食材料費の児童がふえたための増と、それから滑り台の補修でございます。

4款の衛生費でございます。保健衛生事務でございますが、報酬で保健センター建設推進委員の報酬4万5,000円、それから、あとにつきましては費用弁償と人件費でございます。

次に、伝染病予防事務ですが、委託料30万円。インフルエンザの予防接種委託料でございまして、300人分の増を見込んでおります。

環境衛生事業ですが、これにつきましては旅費の方を1万6,000円計上させていただきました。

次のページをお願いします。へき地診療対策事務、これにつきましても人件費でございます。

それから、老人保健医療事業ですが、13の委託料20万円でございます。老人医療共同処理委託料でございまして、レセプト点検、受給者証の交付、医療費通知等、件数が伸びている関係でございます。

医療施設整備推進事務、これにつきましては共立湊病院の関係でございまして、共立湊病

院組合の負担金を517万円、これは元利償還金の元金分のみでございますが、今まで負担金計上しておったんですが、出資金が妥当であるということで出資金に変更したいものでございます。固定資産の償還元金につきましては出資金が妥当であるよと。そうした場合に減価償却が可能になりますし、この出資金については権利を伴わないよということでございます。

清掃総務事務ですが、これにつきましても人件費の関係でございます。

最終処分場維持事業でございますが、工事請負費で一般廃棄物最終処分場維持工事61万2,000円、青野最終処分場でございますが、進入路の補修と灰処理場の布団かごのかさ上げでございます。

次のページをお願いします。5款農林水産業費でございます。

農業委員会費につきましては、6万円の旅費の増をお願いしたいものでございます。

農業総務事務につきましては、これは人件費の減と複写機の使用料でございます。

農業振興事業でございますが、報償費81万円。これは猿、イノシシの賞賜金の増でございます。現在イノシシ91頭、猿2頭分に、これからの見込みを加えたものでございます。

次に、負担金補助及び交付金70万円でございますが、有害鳥獣等被害防止対策事業補助金でございます。電気さく、ワイヤーメッシュ等でございます。

水田農業経営確立対策事業でございますが、報酬で10万8,000円。これは米施策大綱を町村で事業策定するためのものでございまして、8人分、3回の委員会の開催を見込んでおります。それから費用弁償でございます。

次に、森林整備事業でございますが、消耗品、通信運搬費関係と、それからみどりの資源総合支援事業費補助金、これが名称変更になりまして、森林環境総合整備事業補助金に変えたいものでございます。中身につきましては間伐でございます。

松くい虫防除事業につきましては15万8,000円でございますが、県単の松くい虫予防剤樹幹注入委託料を50本分追加したいものでございます。

次に、水産業振興事業でございますが、人件費の減でございます。

次に、漁業集落環境整備事業特別会計繰出金でございますが、妻良の漁業集落の関係の人件費の削減によるものでございます。

6款商工費でございます。商工総務事務につきましても人件費の削減でございます。

観光費の観光振興事業ですが、1,208万9,000円の補正増でございますが、中身につきましては需用費と委託料。これにつきましては、ジャングルパークの需用費につきましてはトイレトーパー代でございます。委託料につきましては、ジャングルパークの2カ所あるトイ

レの浄化槽維持管理委託料でございます。

次のページをお願いします。

次に、使用料及び賃借料につきましては462万4,000円でございますが、土地賃借料279万3,000円と建物賃借料183万1,000円でございます。土地につきましてはジャンглパークの駐車場、それから私道の分等それらの土地になるわけですが、6軒売店の売店部分になります。駐車場、私道で2万5,992平米でございます。2.75%を半年借りたい分でございます。それから、売店の建物につきましても、これは売店の土地ですが、2.75%で半年借りたいものでございます。

4軒売店につきましては、これは現在2万円で借りているところが2軒、3万円で借りているところが2軒ありまして、11月で切れますものですから、四月分を計上させていただきます。建物につきましては、これは一応又貸しという形になりますものですから、借り主から町の方へ使用料として、雑入の方で入れる考え方でおります。

それから、下の売店というのは、測候所のあったところの下の売店でございますが、これを1軒分5カ月間。それから下のトイレ、これにつきましては2万円を半年12万円という中で、それからごめんなさい。建物で、6軒売店のうちの3軒を11万4,000円で今まで借りていました。それを、2分の1という形の中で半年分借りるものでございます。

次に、工事請負費でございますが、736万7,000円でございます。旧伊豆薬用試験場跡地の仮設駐車場と進入路工事でございます。

弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事務につきましては工事請負費97万9,000円で、みなと湯の内壁補修工事でございます。

7款の土木費でございますが、人件費が主なものでありまして、この中に委託料6万円でございますが、わがやの専門家診断委託料2棟分を計上してございます。それから、複写機使用料10万円でございます。

道路維持事業でございますが、委託料で62万2,000円。これは未登記町道登記整理委託料、市之瀬の仲休場線を計上いたしました。

次のページをお願いします。

小規模生活ダム関連整備事業でございますが、需用費30万円につきましては、青野大師ダムの定礎式の関係の消耗品でございます。

港湾管理事務でございますが、負担金補助及び交付金で1,875万円。これにつきましては、県営漁港の妻良漁港であります。この負担金でございます。15年度完了予定の浮棧橋

の負担金でございます。1億2,500万円に対しまして15%の負担率でございます。

公園管理事務につきましては、需用費9万8,000円でございますが、中木公園のブランコあるいは立て看板の修繕料でございます。

公共下水道事業特別会計繰出金につきましては、人件費、それから消費税の納付の関係の補正等で146万8,000円でございます。

町営住宅管理事務の工事請負費でございますが、65万円。これは蝶ヶ野住宅の屋根の修繕工事でございます。

次のページをお願いします。

8款消防費でございますが、消防施設整備事業で工事請負費130万8,000円となっておりますが、これにつきましては消火栓の新設でございます。現在、簡易水道工事を石廊崎で行っております。水道工事に伴って消火栓の布設がえ等をやれば安くなるという関係上、石廊崎1カ所、それから石井で、石綿管布設がえの実施を水道課の方で行います。その2カ所と差田2カ所の分でございます。

9款教育費でございます。事務局事務につきまして、これも人件費の削減でございます。

小学校管理事務につきましても人件費の削減と、それから需用費の中で136万5,000円となっておりますが、これは消防法の検査がございまして、消火栓ホースの耐用年数が過ぎてだめだよという指摘を受けまして、消火栓ホース56本を125万3,000円で4校分でございます。それから給食消耗品、これにつきましては洗剤、消毒薬等でございます。その下の工事請負費86万8,000円でございますが、消防法の検査によりまして火災報知機等の補修を行うものでございます。

続きまして、南中小学校管理事務につきましても消防設備の補修でございます。南上小学校管理事務につきましても消防設備の補修と、それから体育館の天井の配線補修でございます。

三浜小学校建設事業でございますが、726万7,000円の補正で需用費が317万円。これにつきましては消耗品費で竣工式費、それから普通教室、特別教室、体育館の消耗品でございます。3万円以下のものを計上してございます。

使用料及び賃借料10万円でございますが、機械器具借上料。金庫、ピアノ等の重たいものにつきまして移動をさせるためのものがございます。

備品購入費399万7,000円でございますが、これにつきましては3万円以上の備品といたしまして、施設備品が教室、体育館備品でございます。教材備品として、テレビ、ビデオ、ピ

アノ。体育備品として、審判台、マット等でございます。

中学校管理事務につきまして、これも人件費が主なものでございますが、需用費で100万円。これも消防法の点検による結果として、消火栓ホース42本を2校に配備するものでございます。

中学校教育振興事務につきましては、19負担金補助及び交付金は通学費の補助27万2,000円でございます、夏休みあるいは土日分の子供さんたちの通学費の補助でございます。

幼稚園事務につきましては、これは人件費の増でございます。保育所と、それから幼稚園の職員の交流があった関係上、幼稚園事務につきましてはふえております。

次のページをお願いいたします。

社会教育総務事務につきまして、これも人件費の関係でございます。

公民館管理運営事務につきまして、これは賄材料費1万5,000円となっておりますが、消火器の詰めかえでございます。

図書館管理運営事務12万9,000円ですが、火災報知機2基の修繕費でございます。

10款災害復旧費でございますが、道路河川等災害復旧事業でございます、人件費の減と、11月30日の大雨災害15件の分の測量設計委託料でございます。

単独道路河川等災害復旧事業でございますが、使用料及び賃借料で200万円。機械器具借上料でございます、11月30日の大雨災害の崩土処理で借り上げた機械代でございます。

9ページをお願いします。歳入でございます。

9款地方交付税、今回の補正で2,687万2,000円の普通交付税の補正増でございます。既に交付決定が16億7,531万8,000円来ておりまして、今までの補正の中でこれを財源とした残りといったしまして、普通交付税の財源としてはあと5,323万円が残っております。

11款分担金及び負担金でございます。民生費負担金で、老人福祉施設入所者徴収金でございます。20人の老人ホームの入所者の分でございます。

13款国庫支出金でございます。民生費国庫負担金の中で社会福祉費負担金、国保会計保険基盤安定負担金でございます、2分の1が国の方から来るものでございます。これは低所得者が多いと、そういった理由の負担金を国の方にいただいております。老人福祉費負担金でございますが、老人福祉施設措置費負担金でございます、これも2分の1の負担金でございます。

土木費国庫補助金でございますが、3万円であります。わがやの専門家耐震診断でございます、1万5,000円の補助に対して2棟で3万円でございます。

14款県支出金でございます。民生費県負担金で社会福祉費負担金、国保会計保険基盤安定負担金、これが県の方から4分の1の負担があります。老人福祉費負担金で、これも老人ホーム等の老人福祉施設措置費負担金が4分の1ある等々でございます。

総務費県補助金でございますが、200万円でございます。魅力ある地域づくり推進事業費補助金でございますして、石廊崎の県営遊歩道の関係で、町が用地測量あるいは調査をやった関係の補助として200万円が出ております。

農林水産業費県補助金でございますが、19万3,000円。松くい虫等防除事業費補助金が、これは予防剤注入でございますが、15万8,000円。みどりの資源総合支援事業費補助金が森林環境総合整備事業補助金と名称変更になりまして、86万4,000円でございます。森林整備地域活動支援推進事業補助金、除間伐の推進、啓発をするための事務費でございます。

土木費県補助金は、わがやの専門家診断事業費補助金1万1,000円を2棟でございます。

それから、17款繰入金、基金繰入金でございます。2億1,600万円、ふるさと創生基金繰入金でございます。これは、今まで一般質問等でご説明している件でございます。

19款諸収入でございます。雑入といたしまして179万1,000円でございますして、農業者年金業務委託料6万円、保育所駐車場整理協力金2万円、それからジャングルパーク売店使用料171万1,000円でございます。これは建物使用料でございます。

20款町債、減税補てん債440万円。これは、減税補てん債の決定によります440万円の増でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

補正前の額が55億2,646万6,000円に對しまして今回の補正が2億6,254万9,000円で、合わせまして57億8,901万5,000円となるものでございまして、補正額の財源内訳ですが、国県支出金が1,321万1,000円、その他で2億1,806万6,000円、一般財源が3,127万2,000円となるものでございます。

以上で内容説明を終わります。お願いします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） まず第1に、財産管理事務の不動産鑑定料と、それと関連した石廊崎の34ページの土地賃借料ですが、行政報告で、ジャングルパーク周辺の問題で岩崎産業と粘り強く交渉をしていくという報告がありましたけれども、現状の営業を続ける上でも、土

地の賃借料、トイレ等々は今説明があって、上の駐車場等、具体的な整備がされました。私それぞれのものは、営業等、観光客の確保をきちんと守るという点ではわかるんですが、不動産鑑定を委託する土地の交渉は、どのぐらいの広さの規模 当初、岩崎産業の提示では117ヘクタール等々ということがあったそうですが、これは行政報告でも言われていますが、いわゆる過疎債で将来対応しようとしている広さは、改めてこの場でどういう範囲なのか答えていただけますか。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 不動産鑑定の対象となっている面積は29ヘクタールです。今、園地事業として岩崎産業が今とっている部分の29ヘクタール、あとの117ヘクタールのその他の土地というのは、私どもが考えるにはほとんど、価値がないというのではなくて、要するに国立公園地内であるし、それと名勝地の網がかかっていますので、価値でいえば、ほとんど価値という価値はないというふうな解釈をしています。ですから、29ヘクタールの鑑定を今依頼して、それに基づいた形で交渉を進めるということで予定しております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） もう一つ、先ほどの大前提で、あの地域の客観的な意味での確保ということはわかるわけですが、岩崎産業は石廊崎だけではなくて、地元の佐多岬半島ですか。そこと、あるいは沖縄でもそういうところがあって、特に佐多岬では、やはり国立公園の一種地域、これに立ち入りさせられている。これは社会問題であるというふうに思うんです。第一種地域で普通は手をつけられないところを、政治的な力が何かわかりませんが、ああいうところで営業をしてきたと。そういう社会的な責任から考えたときに、これまでの交渉で、県には買ってくださいというお願いというんですか、陳情はしたけれども、こうした会社の社会的な対応は、国に対して指導なり、あるいは申し入れについては行っているのかどうか。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） ただいま横嶋議員からありました岩崎産業、これが実際ここに、一昨日、鹿児島県の土木部の道路維持課から私のところに問い合わせがありました。というのは、今、議員が言われたように、佐多岬において岩崎産業が持っている有料道路を、採算がとれないからということで来年2月末日をもって閉鎖すると。佐多町及び県の方にそういう文書が、こちらとまるっきり同じような形で今月の4日に回ったと。県の道路維持課も対応に困って、それで私の方に、南伊豆町も同じようなケースで聞いているということで問い合わせ

がありました。

それで、南伊豆町の場合は国立公園地内なものですから、国立公園の関係で箱根の事務所に、例えばこういう形で退去するとき、国立公園及び名勝地の方の関係からどういう指導というか、法律で何かないんだらうかということは問い合わせました。ところが、法律にはそれが一切ないんです。要するに、国立公園の箱根の事務所の所長の方からの指導というかそういうもので、あそこを撤退する場合には建物等を撤去するようにという指導はしていますということで、それをここでこうしなさい、ああしなさいということは一切言えないということで、そういう回答がありました。

それで、佐多岬町の場合は、やはり国土交通省に鹿児島県の道路維持課の方で問い合わせたところ、有料道路でこういうケースは多々あるけれども、大体今までのケースでいきますと、無償で自治体に提供すると。そしてその後は、それぞれ町であれば町道に移管するとか、市であれば市道に移管するという、そういうケースでやっているということは今聞いていますということで、今後、お互いに同じような条件のもとですから、連絡をとり合って岩崎産業の方と交渉していきましょと。やはり向こうもニュアンスでは、買ってくれというようなこと言われているみたいな話でした。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 非公式の全員協議会の中では幾つか経過等々の話がありましたけれども、改めてちょっと確認したいと思うんですが、岩崎産業がこの問題を出したときに、町の執行部は最初どういう対応をしたのか。その土地に関して、これが欲しいとかそういうことを言ったのかどうか、まず出発点のところちょっと確認しておきたいので。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 岩崎産業からそういう話があったとき、買うという話はしてありません。というのは、そこで即、町が買いましょとかということではなくて、そういう撤退するという話の中で、今言った国立公園の法律の方からも、あそこを更地にして撤退しなさいとかそういうあれができないということで、問い合わせたところ、建物はそのまま撤去しないで置いていきますと。例えば、買い手がなくてもそのまま置いていきますということになりますと、あそこがどういう形になるかわかりませんし、民間の2社ぐらい何か問い合わせがあって、そちらからも売ってくれという話があって、事実かどうかそれはわかりませんが、そういう話があった中で、いずれにしても、恐らく民間があそこを買収して利用するということは、先ほども言った国立公園と名勝地の網がかかっているものですから、そ

はないと思うという判断と、それから、あそこを放置されて荒れてしまったら、これは観光地としてのイメージダウンにつながるという見解のもとから、どうしても行政がいずれにしてもタッチしなければいけないのではないかという考えで、買いましょうではなくて、町で何とか対応したいという話でそのときは言っております。そして、それについては町で買うのではなくて、先ほど言った、県の方もそこに入れた中で対応していきたいということで話はしております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） これについては、今すぐを買うという話をしていないということなんですけれども、この後の交渉の経過あるいは内容によっては、ほかに対して前例をつくりかねない。会社の態度、対応に関しては、やはり疑問符をつけなければいけないというふうに見ているんです。

最終的には、法律の問題で裏づけ法がないという、指導法がないということらしいんですけれども、やはりああいうところに建物をつくる、普通ではできないところにやっているわけですね。そういう経過からして見て、今後というか、現時点では建物、構造物等々はもうできないわけなんですけれども、しかし、鹿児島関連も含めて連携をして それより先に10月ですか、県に買って下さいというお願いなんかをしているわけなんですけれども、もう少し慎重な対応を、仮に鑑定を入れたとしても、国に対しても、もうちょっと本庁の方に行って連携をした取り組みをする必要があるのではないかというふうに思いますが、これはそういう意見を述べておきます。

もう一つ、伊豆薬用栽培植物試験場の跡地の利用の問題なんです、全員協議会でも土地取得の経過、あるいは旧厚生省から財務省移管の話、そういう時間的な経過から非常にぎりぎりでこういう状態になったということなんです、当然桜まつりの駐車場の確保ということで、今度予算に出されましたけれども、あの場所の全体計画、やっときのうこの冊子で説明を受けたんですが、実際に、これはあくまでも総花的な計画案なんです、実施計画はどういう形で、どのぐらいの予算を考えた取り組みをしようとしているのか。もちろんこれは今後、単にふるさと委員会だけではなくて、議会でも本来は継続審議をしていかなければいけないことだと思うんですけれども、どのような予定を立てられているのかお考えをいただきたい。

というのは、桜まつりの駐車場の確保に関しては、岩田町長が就任する1年前から桜まつ

りが始まりまして、ずっと課題であったわけですね。今起こったわけではありません。そうした観念からいえば、経過的にこの土地が国のもので、国が廃止をしてしまったという、そういう状態がありますけれども、来年度にそういうことをしなければ、また再来年の桜まつりのときには現在と同じような状態が続くわけです。それに対してどのような計画を持っているのか。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） きのうお示ししましたけれども、確かにある程度の当初財務省に話したときに沼津の財務所長さんが、国への話をするときにはある程度の計画をお持ちですかという中で、そういうアドバイスをいただいて計画書をつくったというふうに、私は前々からお話を申し上げてあると思うんですが、ふるさとづくり委員会の中で具体的に1本に絞ろうということになりますと、今日の社会情勢では、それを絞って実施計画みたいな形でいった場合、時代の変化はあった方がいいかなということだったものですから、ある程度の、普通ぐらいのという形でそれを提示していたわけなんです。今後につきましては、当然のように直接の関係者等に集まっていただいて、具体的な実施計画というのは必要であろうかとは認識しております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） もちろん具体的な実施計画になればそういうことなんでしょうけれども、いわゆる駐車場の確保という問題は、厚生省はずっとそれは想定して、廃止のときに欲しいですよというふうに言ったのかどうかは知りませんが、議会に相談なく、これは厚生省の土地というか、施設がそのまま廃止になってしまったわけですね。こう聞いているんですけども。

今回その確保に関して、ふるさと創生基金まるまる崩してしまうわけですね。本来であれば、実施計画にどのぐらいの見込みを持って、いわゆる具体的にやらなければある程度という案でも、大体どのぐらいの予算や規模で事業あるいは計画を進めようとしているのか。そういうことはなしに、これだけ財政が大変だというときに、ふるさと創生基金をまるまる崩してやることは本当に妥当かどうかということをおもうんですが、その点はいかがですか。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 具体的な計画でどういう形の、金額的な積算の面といったようなお話だと思うんですが、その計画が3つほどの大きなものの中で、近隣の施設等のいろい

るな形の例を挙げた中で、こういうものがここにふさわしいのではないかというものが当然挙げてあります。

それから、先日の行政報告等の中でもお話ししてありますけれども、これについては昭和51年の水害等で青野川の改修をやった中で、日詰遺跡のいわゆる文化財ですね。埋設物等が今教育委員会の方に、言葉は悪いんですが、展示されないでほうっているというような状態の中で、そういうものの展示、いわゆる下賀茂地区は歴史があるんだというような展示場についてまず1つと。

それから、陶芸等の展示場とかというような形のものもできると。当然それから、下賀茂地区のいわゆる入り口に当たるものですから、いろいろな近隣の施設を見ますと、噴湯の施設だとか、それから先日もテレビに出ていましたけれども、評判のいい足湯等の関係だとか、それから農産物等の集積所だとか、それからフリーマーケットの駐車場は、横嶋議員が、一年じゅうの有効利用という形のやつと、定期的なフリーマーケットの開催場にも駐車場の方面がまだあるのではないかというような感じのものは今考えられるんですが、具体的に、では何年にどれをというようなことは今考えていません。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 具体的にやはりこれからなんですよね。それで、この中にまたツツジの里とか、町内のポイントに光を当てるといいんですが、町長が日ごろ合併の問題でも理由にするのは、財政がない、財政が大変だという。しかしながら私は、その問題でも全く余裕がない状態ではないけれども、有効に予算、税金を使うべきだということを繰り返し言って、その関連の中で町長が進めてきたハスの事業の今日の実態は、一般質問でも言ったわけですね、あれで数百万円のお金をかけた実態がああいう状態だと。

やはり今日、これほど住民の生活が困窮していて、先の経済の見通しが、上向き、横ばいどころか下向きになっているわけですね。見通しが無いという中で、観光というのはやはり余裕がなければお客さんが来ないだろう。どんどん落ち込んでいるときに、もちろんそこにつなぎとめて、そこからの収入を期待しなければならぬけれども、バブルのときのように総花的にやったら、お金が落ちるところも集中しない。現にこの4年間やってきたことが、多額な税金をつぎ込んで、そこでお金が落ちるところか、むしろ、例えばイノシシの被害をふやすようなそういう事態を招いているというところを、本当に深刻に受けとめなければいけない。それで、いわゆる本来の、住民の収入のもとになるべき事業を行うふるさと創生基金をまるまる土地取得にぶち込むという、その矛盾が何とも許せないんです。

私、過去の一般質問でも高知県の同じような話をしましたけれども、1,200人の村の今のユズの売り上げは、これは合併しないでやると村長は書いているんですけども、今29億円になっているんです。観光の拠点を総花的にこれだけ広いところに散らして行って、下賀茂は別ですよ。お金の集中の度合いと具体的にやるものを考えないで、ただ駐車場とあれだけでは本当に先の展望が持てない。すんなり賛成というわけにはいかないんですね。1,200人の村がこれだけの、これはユズだけではないんです。林業でもやる。ここがなければ本当に住民に対して申しわけないと思いませんか、町長。これは担当の問題ではないと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

町長（岩田 篤君） 確かに横嶋議員の言うことわかりますけれども、私、司法書士という職業柄、土地については縁があるという基本的な考えを持っています。ということは、たとえ欲しくても縁がなければ手に入らないし、そして縁があれば土地は手に入るという、そういうことを考えたときに、私は、あの土地については南伊豆町の拠点となる縁があると、そう解釈していますもので、ひとつよろしくお願いします。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 今の言葉は全く筋違いの答弁で、大体、薬用植物栽培試験場、去年の3月に廃止になったという。今、今年度も含めて2カ年ですよ。当時10名の雇用があったわけで、その中、町内のパートも含めた労働者が解雇されると。こういう事態が起こっていて、でも何も、国が言ってきたときに、規模が少ない和歌山ではそれが残ったと。それが廃止になってこっちの活用ができるかどうかは別として、土地取得をしても、具体的な計画はまだこれからということであっても、やはりそれに対するの予算が、今度新たな一般財源を含めてみなさなければならぬと。

みすみすこれまで確保してきたふるさと創生基金をすべてぶち込んで、それで桜まつりの駐車場だけでは、本当に駐車場 若干の売店ということでありましてけれども、やはりそういうところへ集中した取り組みをしていかなければ、責任を負わない。土地の縁がどうのこの、南伊豆町にある土地ですから、本来ならもっと政治的に、国に対してブレーキをかけながら安く払い下げのような、そういう取り組みをすべきではないですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

町長（岩田 篤君） 先ほど言いましたけれども、確かに今は駐車場ということでありましてけれども、南伊豆の自然を生かした基地として十分活用価値があるのかなと考えております。

議長（齋藤 要君） 清水君。

2番（清水清一君） お伺いたします。

28ページでございますけれども、共立湊病院組合の負担金が出資金に変わったという話になっておりますけれども、出資金とした理由は、これはどこに原因があるんだろうかと。

また、他の市町村は共立湊病院組合の負担金になっているのか、あるいは出資金になっているのかをお伺いたします。

以上です。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） お答えいたします。

共立湊病院の開設から各7市町村の負担金につきましては、均等割が5%と利用者割の95%の分、それから元利償還金の交付税算入分がそれぞれ負担金で計上されておりました。元金が発生しましたので今までは負担金でよかったんですが、病院の会計、地方公営企業法の関係では、元金については出資金扱いとされるということで、今回7市町村とも出資金に振りかえるものであります。

以上です。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

2番（清水清一君） 出資金といたしますと、これまで負担金としてきた、いわゆるどこかの町長さんが湊病院を利用するという話が出ていましたけれども、出資金といたしますと、今度は返却しなければならぬ事情になってくるわけですが、もし負担金の場合は返却しなくてもいい。だけれども、出資金となりますと結局返されると考えますが、いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） この出資金でございますけれども、地方公営企業法17条第2項の規定によりまして、権利の伴わない出資金、要するに負担金と同じ扱いになりますので、そういったものは発生いたしません。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） ジャングルパークの賃借料の関係について、ちょっと数字の対応がわからないものでお伺します。

単純な問題ですが、先ほど売店の部分は雑収入で171万1,000円受け取っていますね。それで土地代が270万円と180万円ですか、それが出ていますが、その数字の対応関係がちょっとわからないんです。土地代は、全体を含めて35万坪ですか。それに対する0.0247ですか、

0.02何%ですね。貸付金利も同額スライドして、それを土地代として見ていくことになるんですが、雑収入で受けた部分はどこにどういうぐあいに対応するのかちょっとわからないんですが、それについての説明を聞いておきたいんです。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） まず建物の部分なんです、6軒売店という上の売店があります。この部分を、現在11万4,000円でジャングルパークと売店で経営契約をしていたそうです。それを今度の中で2分の1で借りられると。それから、古いうち借りた部分をうちの方が又貸しするという形の契約にしたいというか、そういう前提の話し合いで進んでおりますから、そういう又貸しした部分を収入として、いってこいにするよということになるんです。

それで中身的には、6軒売店の部分等の中で3軒の方をやっておりますが、それから下の売店という、測候所の東側の売店があります。それが1軒です。それから4軒売店がありまして、これも実際に、2万円が2軒、それから3万円が2軒で借りているところでございます。実際にうちの方が賃借料で払わなければならない部分を、その部分については同じ金額で戻すということをやっています。いってこいだよという関係の処理でございます。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） さきの2回ぐらいの全員協で説明を受けたので、大方は理解しているつもりはあるんですが、いざ実際こういう予算化に数字だけを並べますと、具体的な、お互いにキャッチボールをやっているわけですね、雑収入で受けた。そういったところがちょっとわからなかったということで、この件については了解しました。

あともう一つ、実は町長にお伺いしたいんですが、9月議会で鈴木勝幸議員の質問の中で、これは議事録にも当然載っていると思うんですが、合併の特例債であの土地を取得したいというニュアンスの表現がなされたと思うんです。ここにいる議員は全部そういう認識でいると思うんですが、それはどういう根拠でそういう話を公式の場に出したのか、その辺をちょっとお聞きしたいんです。

議長（齋藤 要君） 町長。

町長（岩田 篤君） あのときちょうど河津の町長、そして石井市長へは後で報告したわけですが、その流れの中で、こういうわけで困っているよと。それならば、では合併特例債という案があるんだからひとつ検討したらどうかということで、そういうあくまでも1市2町の合併が成立したらという条件つきです。そういうことで話しました。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 先ほどの助役の答弁は、スタートの時点のそれぞれの町当局の認識を述べたと思います。最初からそれ取得する意思はないと。行政がそれに加担して、何とかいい方向へ持っていかうという意識でスタートしたという答弁をされたと思うんです。それはことしの春ごろなんです。今、町長が言われたのは、9月の定例会というのは、9月の直近ではないですね。夏ごろなんです。そのときに既にそういう答弁をしているということは、そういう意識を持っていたんではないですか。違うんでしょうか。それは町長が答弁してください。

議長（齋藤 要君） 町長。

町長（岩田 篤君） あくまでもあそこは伊豆半島の最南端ということで、本当に町が買いか県が買いか国が買いか、そのぐらいの選択しかございません。そして今、合併特例債というあめの部分があるわけですから、私は1つの選択肢になるのかなと考えております。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 先ほど私が申し上げた、相手に町が必ず買いますよという話はしていないということです。こちらは、町長も今言ったようなそういう意思はありますけれども、町がぜひ買いますからということでは、それは皆さんにも報告してありますけれども、来年の3月31日までにこちらはこちらなりの検討をして、それで今言った買うような形には持って話が合えばですね。それでということで、ですから向こうには、完全に町がそれは買いますよという意思表示はしてありませんということです。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） それはよくわかります。私も町民としまして、そのほか、石廊崎という名勝に見えるお客さんは、岩崎産業の所有権がどうのこうのということは全く知らない状態に見えるわけですから、そこに置く、例えば車で来られた方は駐車しなければならない。それから私道を通っていかなければいけない。ですからそういう意味では、私、今回は賃貸で補正予算に上げたということについては賛成の立場をとっておりますが、買い取りになりますと、来年度かわかりませんが、そのときにはお互いにやはり、町当局としっかり議論を重ねて最良の選択をしなければいけないと私は思っております。今回の賃貸については大賛成です。

以上です。

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） この中で反対の立場は、旧厚生省の薬用植物栽培試験場の確保に当たって、ふるさと創生基金を全部使ってこれを確保するという点についてであります。これは質問でも言いましたけれども、ふるさと創生基金は、本当に財政が大変だとかと言っている中で、自治体が自分の裁量で自由に使えるお金だと。それで、旧厚生省の跡地が、現状、国がもう手放してああいう状態になったときに確保して有効活用する。そのことに関しては、現時点では異議はありません。

しかしながら、その上物と土地と、いわゆる桜まつり一大イベントでの活用等、それを通じての町民の収入、経済効果を最大限に上げていくという点では、やはりまだまだあいまいな点、幾らまだ土地取得の問題があるとはいえ、出されている予算の中身でいえば、町の中で総花的なことがあって、これだけの土地を買収するというのにまだまだ漠然とした状態であると。しかも自由に使える、いわゆるソフト事業に使えるお金を土地に投入するというのは、余りにも工夫がないやり方ではないかというふうに指摘せざるを得ません。

もう一点は、石廊崎のジャングルパークの問題です。今回土地賃借ということで、観光客あるいは営業者にとって利便性を確保するという点は、これは当然のことです。しかしながら、やはりそれと交渉をして、先に土地を買いたいとか言っていないということでありましたけれども、9月議会の段階あるいはその間の段階では、町の積立金を具体的に数字を挙げて議会でやりとりをする。こういうこと自体が、公式の場であれば、直接言わなくても間接的に相手にも伝わると。

しかも、こうした社会的に重要な地域を幾つも持っている会社が、閉鎖を盾に法外な要求をしてくる。これに対して連携をして取り組んでいかなければいけないときであり、幾ら質問への答弁で土地に縁があるとかというふうに言っても、本当に町民の生活が困窮しているときに、税の有効活用という点からいえば、やはりそれに立ち向かう姿勢が非常にあいまいというか、余りにもひどいと言わざるを得ません。こうした点を指摘して、私の反対討論に

したいと思います。

そのほか、次世代計画あるいは有害獣対策、その他の住民の生活に密着した施策に対しては、これは賛成ですが、大きな問題があるので、先ほどの点を指摘して私の反対意見とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第82号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第82号議案は原案のとおり可決されました。

ここで55分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時53分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第83号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第83号 平成15年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第83号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成14年10月の健康保険法の改正に伴い、国保に前期老人の増加が予想されることを見込み執行してまいりましたが、さらに今後の医療費推計を図ったところ、国保会計の健全安定化を図ることを踏まえ、歳入では国庫支出金、繰入金、県支出金の増額、歳出では保険給付費、老人保健拠出金の増額が主な内容であり、歳入歳出の総額にそれぞれ1億4,271万8,000円を増額し、歳入歳出それぞれ12億8,750万9,000円とするものです。

なお、詳細につきましては住民課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 内山力男君登壇〕

住民課長（内山力男君） それでは、内容について説明いたします。

歳出から説明させていただきますので、12ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款総務費、1項1目一般管理事務57万2,000円増ですが、その中身といたしまして需用費20万円。これは消耗品でございます。委託料34万2,000円、国保連合会共同電算処理事務委託料でございます。そして使用料及び賃借料が3万円でございます。

次に、2項1目賦課徴収事務でございますが、5万円の役務費。通信運搬費の追加でございます。

次に、2款の保険給付費でございますが、2款1項1目の一般被保険者療養給付費が1億2,023万1,000円の追加ということでございますが、先ほど町長も申し上げましたとおり、昨年の10月から国保に前期老人という方たちが入ってきておりまして、過去にない推計の仕方が違ったという中、当初予算で組ませていただいたわけでございますが、実施してきますと相当医療費が伸びてきているということで、この金額を追加させてもらうわけでございます。

さらに、5目の審査支払事務、これは役務費になるわけですが、国保連合会へ審査手数料を歳出するわけですが、これも今言ったようなことの理由になります。

それから、2項1目の一般被保険者高額療養費でございますが、やはりそういう意味合いから1,893万4,000円の追加でございます。

次をめぐってもらいまして、さらに国保の中には退職被保険者と、マル退というふうには言

われる方がおるわけですが、その高額療養費も相当伸びてきまして、さらに推計したところ92万9,000円の増ということになります。

それから、3款の老人保健拠出金でございますが、これは前年度と当該年度とのいろいろな比較をしながら推計したのですが、最近決定してきたということでございます。そこで、3款1目1項の老人保健医療費の拠出金が215万9,000円の追加と。これは15年度分が決定した金額で追加させていただきました。さらに、2目の老人保健事務費拠出金についても決定で1万4,000円の追加でございます。

それから、次に5款ですが、これは共同事業拠出金、70万円以上の高額の費用が出た方々に拠出金を出すわけですが、財源区分の変更でございます。

それから、6款でございますが、保健事業費になりますが、消耗品の20万円の減額ということでございます。

次に、歳入でございますが、7ページをお願いしたいと思います。

この中で歳入、3款の国庫支出金、1項の2目療養給付費等の負担金、医療費が伸びると同時に、それに応分したお金が国の方から来るわけでございます。その中は6,499万1,000円でございますが、現年度分として5,389万5,000円。過年度分も、これは精算によりまして、1,109万6,000円が見込まれるということでございます。

それから、3目の高額医療費共同事業負担金、補正前ゼロで、592万4,000円の追加ということでございますが、これは15年度、実質的には国の予算編成というか指示が遅くて、当初予算を編成する当時にはまだ指示されていませんでした。話はあったんですが、どういう科目を入れるということがなかったもので、今回、先ほどの2,370万円ほどの拠出金を出すわけですが、その25%を国が見てくれるわけであり、それが592万4,000円でございます。

それから、2項1目の財政調整交付金、これにおきましても2,735万3,000円。過去の実績あるいは医療費の増、税金等のやりくりがあるわけですが、これが見込まれるということでございます。

次のページをお願いしたいと思います、8ページでございます。

4款1項1目の療養給付費交付金でございますが、92万9,000円。これは退職者医療分の交付金でございます。これも医療費の増による社保金からいただくお金でございます。

それから、6款の共同事業交付金の1項1目共同事業交付金ですが、以前では2,370万円計上してあったわけでございますが、推計等で70万円の減ということでございます。これは国保連合会からいただくお金でございます。

次に、8款でございますけれども、繰入金でございますが、一般会計にも出ていたわけ  
でございますが、1項1目の一般会計繰入金の中に1,322万7,000円、保険基盤安定繰入金とい  
うことで入ってくるわけですが、低所得者が多いということ等によりましてこのお金が決定  
されたわけです。その追加でございます。

それから、2項1目支払準備基金繰入金を当初というか、以前では7,000万円見込んでお  
ったわけですが、さらに2,500万円、累計で9,500万円となります。14年度現在、ことしの5  
月31日をもつての基金の現在高は2億1,528万9,891円でございます。その中で、この予算か  
らいきまして9,500万円を取り崩しますと、来年の5月末には1億2,028万9,000円というふ  
うになります。

それから、11款で県支出金、先ほども国の方でお話ししましたけれども、2項1目の高額  
医療費共同事業負担金、これも法改正によりまして県の方でその相当額の、要点でいうと  
25%補助するというので、592万4,000円の県支出金が見込まれます。

次に、6ページをお願いしたいと思います。

そんな中、補正額でございますが、1億4,271万8,000円になりまして、総計で12億8,750  
万9,000円となります。この中の財源内訳でございますけれども、国県支出金が9,309万  
6,000円、その他で22万9,000円、一般財源が4,939万3,000円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第83号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第83号議案は原案のとおり可決されました。

議第84号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第84号 平成15年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第84号の提案理由を申し上げます。

平成15年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ262万8,000円増額し、歳入歳出それぞれ4億4,732万6,000円とするものです。

歳出の主な内容としましては、人事異動、給与改定による人件費の調整と、下水道使用料に係る消費税の確定申告により納税義務が生じたため、公課費を87万7,000円とするものです。歳入につきましては、2款使用料及び手数料を夏場の下水道使用料の増収により116万円の追加と、第5款繰入金を146万8,000円追加するものです。

なお、詳細につきましては下水道課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長（佐藤 博君） 南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきます。9ページをお開き願います。

第1款下水道費、1項1目公共下水道建設事業は、205万1,000円増額し2億2,848万7,000円とさせていただこうとするものです。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、3名分の人件費の調整をさせていただこうとするものです。

次の10ページをお願いします。

第2款業務費、1項1目下水道総務事務は17万1,000円の減です。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、1名分の人件費の調整をさせていただくものです。11節需用費ですが、新聞代、雑誌代の年間経費の不足分の増額です。

下水道排水設備設置促進事務は12万9,000円の減で、2節給料、3節職員手当、4節共済費は、1名分の人件費の調整でございます。

下水道使用料賦課徴収事務は87万7,000円の増で、27節公課費は、下水道使用料に課税される消費税の課税事業者になっているため、下田税務署に消費税の確定申告をし納税が生じたため、87万7,000円計上いたしました。

次のページ、3款公債費、1項2目利子は財源内訳の変更です。

次に歳入です。7ページをお開き願います。

第2款使用料及び手数料ですが、8月から10月にかけて見込みより増収になったため、116万円追加するものです。

8ページ、5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は146万8,000円の増でございます。

最後に6ページをお願いします。

今回の補正は、補正前の額4億4,469万8,000円に262万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を4億4,732万6,000円とさせていただこうとするものです。

なお、補正の財源の内訳は、その他116万円と一般財源の146万8,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第84号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第84号議案は原案のとおり可決されました。

議第85号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第85号 平成15年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第85号の提案理由を申し上げます。

主な内容は、パソコンの購入及び福祉用具、住宅改修件数の伸びに伴う追加、並びに要支援認定者のホームヘルプサービスの利用がふえたことによる居宅支援サービス給付費等の追加補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ287万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億4,101万7,000円とするものです。

詳しい内容につきましては健康福祉課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） それでは、内容について説明いたしますので、歳出の9ページをお開き願いたいと思います。

第1款総務費、第1項総務管理費50万円の追加で、295万2,000円とするものであります。内容につきましては、8100事業のパソコン購入であります。これは、現在リースの2台で国保連合会との事務処理をしてございますが、システムが今度変わることによりまして新たにパソコンを1台購入するものでありまして、現在2台使っているものにつきましては、使用期間が切れた時点で廃止したいというふうに考えております。これにつきましては、合併関係で事務すり合わせをしております下田、河津とも同じように購入をいたします。これは100%の補助であります。

3項介護認定審査会費27万6,000円の減で693万8,000円とすることではありますが、これは認定調査員の臨時職員の社会保険料の減額と、燃料費3万3,000円の追加であります。

次に、2款の保険給付費でありますけれども、1項介護サービス等諸費に118万9,000円を追加いたしまして、6億2,003万5,000円とするものであります。この内容につきましては、8123事業の福祉用具の購入でございますけれども、この関係が非常に伸びてきておりますので、追加を21万2,000円。それから、同じく住宅改修関係の件数も伸びてきております。ここに97万7,000円の追加をお願いしたいものでございます。

それから、2項の支援サービス等諸費でございますが、126万6,000円の追加をいたしまして474万円とするものであります。内容につきましては、8135の関係で居宅支援サービス給付費、これにつきましては、要支援の方のホームヘルパー等の利用がふえたということで93万3,000円の追加。同じく2項5目の方ですが、8143事業で、それに伴いますケアマネジャーのサービス計画の給付費の増が33万3,000円、それに伴います国保連合会の審査手数料が19万7,000円の追加でございます。

歳入でございますけれども、その財源となります関係の保険料でございますが、第1号被保険者保険料で237万6,000円の追加でございます。これは普通徴収保険料を充てるものでございます。

次に、めくっていただきまして、8ページの国庫支出金でございますが、国庫補助金に50万円。先ほど言いましたパソコン購入の補助金でございますが、50万円です。

以上で内容説明を終わります。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第85号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第85号議案は原案のとおり可決されました。

議第86号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第86号 平成15年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第86号の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ18万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額を4,339万9,000円とするものであります。

内容につきましては、さきの人事院勧告による給料引き下げ改正に伴う人件費の減額を行

うものであります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

以上です。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第86号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第86号議案は原案のとおり可決されました。

議第87号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第87号 平成15年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第87号の提案理由を申し上げます。

収益的収支予算につきましては、水道事業収益413万8,000円を増額し、水道事業費用52万3,000円を減額するものであります。資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を932万4,000円、資本的支出を879万6,000円おのおの増額するものであります。

詳細は水道課長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

水道課長。

水道課長（渡辺 正君） それでは、平成15年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）について内容説明をいたします。

15ページをお開きください。平成15年度南伊豆町水道事業会計補正予算の収益的収入及び支出のうち、まず収入であります。

1款水道事業収益は、413万8,000円を増額しまして2億8,543万1,000円とするものですが、1項営業収益を416万5,000円増額し、2億8,094万9,000円とするものです。内訳としましては、2目受託工事収益の1節新設給水工事収益を415万5,000円増額します。これは受託給水装置工事収益でございます。3目その他営業収益としまして、1節手数料を1万円増額します。これは給水装置申込等手数料でございます。2項営業外収益、3目消費税還付金、1節消費税還付金を2万7,000円減額します。これは消費税還付金であります。

16ページをお開きください。支出の部に移ります。

1款水道事業費用は、52万3,000円を減額しまして2億9,163万円とします。内訳としまして、1項営業費用、2目受託工事費、25節新設給水工事請負金を415万5,000円増額します。これは給水装置工事請負金であります。3目総係費用を79万3,000円減額し、5,118万4,000円とします。これは給与改定による1節、2節、5節の減額であります。4目簡易水道等費は、388万5,000円を減額しまして4,591万6,000円とします。これは同じく、給与改定及び職員1名減による1節、2節、5節の減でございます。

続きまして、17ページをお開きください。資本的収入及び支出のうち、まず収入であります。

1款資本的収入を932万4,000円増額しまして、2億9,607万4,000円とするものです。内訳としまして、4項給水負担金、1目給水負担金、1節給水負担金を302万4,000円増額します。これは給水負担金でありまして、平和の里36戸分の13ミリの給水負担金であります。5項建

設改良工事負担金、1目建設改良工事負担金、1節建設改良工事負担金を630万円増額します。これは配水管布設工事負担金です。

次に、18ページをお開きください。支出であります。

1款資本的支出につきましては、879万6,000円を増額しまして4億2,257万4,000円とします。内訳としましては、1項の建設改良費、1目水道施設改良費、50節工事請負費を900万円増額します。これは配水管布設工事費でありまして、平和の里分のお金です。2目上水道第5次拡張事業費を20万4,000円減額しまして、2億5,077万1,000円とします。これは給与改定による1節、2節、5節の減であります。

以上で内容説明を終了します。よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第87号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第87号議案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出書について

議長（齋藤 要君） 日程第19、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長及び第2常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

#### 議員派遣の申し出について

議長（齋藤 要君） 日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、合併協議会及び視察研修等が予定されております。

お諮りいたします。議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することに決定いたしました。

#### 日程の追加

議長（齋藤 要君） お諮りいたします。本日、10番議員、渡邊嘉郎君ほか10名より、共立湊病院の現在地での存続・充実を求める決議が提出されました。

この際、本件を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第 8 号 共立湊病院の現在地での存続・充実を求める決議を日程に追加することに決定をいたしました。

発議第 8 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 発議第 8 号 共立湊病院の現在地での存続・充実を求める決議を議題といたします。

この決議は渡邊嘉郎君が提出者で、所定の賛成者もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 発議第 8 号 共立湊病院の現在地での存続・充実を求める決議の内容をご説明申し上げます。

共立湊病院は、その前身であった旧国立湊病院（戦前は海軍病院）当時から、賀茂郡下 7 市町村唯一の公的医療機関として、伊豆半島先端の医療過疎地域の基幹医療施設としてその役割を果たし、地域住民に親しまれてきた。

国立病院等再編成計画のもと、平成 9 年 10 月より賀茂郡下 7 市町村が国から移譲を受け、社団「地域医療振興協会」に運営を委託する管理委託方式で運営が行われているが、半島先端の過疎地域に位置する唯一の公的医療機関としての客観的役割は、以前にもまして大きくなっている。

高齢者率が高い地域の特性からもとめられている循環器系診療科・悪性新生物（ガン）対応・脳疾患、子育て世帯を支える産婦人科・小児科の充実は圏域住民の悲願である。

また、第 3 次医療施設まで郡下どの市町村からも天城山系の峠を越え 1 時間から最大 2 時間かかり、救急医療の充実が切実に求められている。

昨今、共立湊病院を下田市郊外に移転しようとする声が出ていることは、半島先端の南伊豆町に生活する住民にとって極めてゆゆしき事態である。

伊豆医療圏域に求められている課題は、伊豆医療圏が半島先端の地域であるという地理的特性を重視した観点から検討されることが求められる。

特に、悲願である第3救急医療の課題は、ドクターヘリ導入が進みつつある今日、欧米が半径50キロ圏にドクターヘリ基地を設置していることから考えても、移転構想で救急医療体制充実が期待できるとは言いがたい。

同様な半島地域で構成される千葉県が、地理的特性を考慮して2.5次救急制度を取り入れていることは大いに参考にすべきである。

さらに言うならば、病院の移転は、一万人余を抱える南伊豆町・地域住民にとってベッドを抱える病院施設がなくなり、通院についても極めて大きな負担がかかり、新たな医療過疎を作り出すことになることである。

現在、西伊豆地域、下田市、東賀には一定のベッド数を確保した医療施設がある。南賀地域では、旧国立湊病院・共立湊病院がその役割を果たしているのであり、移転が新たな医療過疎を生み出すことは明らかである。

今、共立湊病院に求められていることは、伊豆医療圏域病院の名実とも中核医療施設・オープン型病院の役割を果たすべく、医療の質を高めることであり、救急医療の充実については、ドクターヘリ体制の環境整備まで極力「峠越え」をさせない、2.5次救急体制の充実を図ることである。

半島先端に生活する、一万人余住民の生活に責任を負う南伊豆町議会は、共立湊病院の現在地での充実・発展のため奮闘するものである。

以上決議する。

以上です。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

原案どおり本決議に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、本決議は原案のとおり可決されました。

#### 閉議及び閉会の宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事件目が終了いたしましたので会議を閉じます。

12月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成15年12月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時39分